



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

号外第 2 6 号 令和 6 年 6 月 2 8 日発行

目 次

※は県例規集登載

【訓令】

番 号	表 題	担当課名
4 ※	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	人事課

徳島県訓令第4号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「及び監察局長」を削り、同条第十号中「（監察局長を除く。）」を削り、同条第十二号中「並びに第十九条の表警察本部の項」を「第十九条の表教育委員会事務局の項及び警察本部の項並びに別表第十」に改める。

第三条第三項第一号中「危機管理環境部」を「危機管理部、保健福祉部」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 病院局の所掌に属する事案

第六条中「部長にあつては第七条の二に規定する事項を、」を削り、「第八条の三」を「、第八条の三」に改める。

第七条第一項中「部長にあつては第七条の三に規定する事項を、」を削り、「第八条の四」を「、第八条の四」に改め、同条第二項中「未来創生文化部長」を「観光スポーツ文化部長」に改め、同条第三項中「水・環境課長」を「水環境整備課長」に改める。

第七条の二から第七条の四までを次のように改める。

（知事戦略公室長及び上席秘書幹の専決事項）

第七条の二 知事戦略公室長及び上席秘書幹は、その所掌に係る事務に関し、別表第四の三に掲げる事項を専決するものとする。

（局長の専決事項）

第七条の三 局長は、その所掌に係る事務に関し、別表第四の四に掲げる事項を専決するものとする。

（本部長の専決事項）

第七条の四 本部長は、別表第三一般的事項の項課長の欄第三十号及び第三十一号並びに別表第四防災対策推進課の項部長の欄第二号に掲げる事項を専決することができる。

第七条の六第一項中「未来創生文化部長」を「生活環境部長」に改め、同条第二項中「こども未来局こどもまんなか政策課及びこども家庭支援課」を「子育て応援課及び青少年・こども家庭課」に、「未来創生文化部長」を「生活環境部長又はこども未来部長」に改める。

第八条中「第七条の二」を「第七条の三」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

第十四条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び室長」を削り、「課長等」を「課長」に改め、同条第六項中「阿南分室長」を「高速道路交通警察隊長、阿南分室長」に改める。

第十五条第三号中「部若しくは課」を「部等」に改める。

第十九条の表知事の事務部局の項を次のように改める。

知 事 の 事 務 部 局					
知事	会計管理者	部長	知事戦略公室長	局長	本部長
副知事が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を担当する副知事、第三条第三項各号に掲げる事案（副知事が担任する事務に係るものを除く。）にあつては政策監（担任する副知事が二人である事務に係る事案にあつては、副知事とし、知事の職務を代理する順序により代決するものとする。）	出納局長	副部長（部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長）	戦略プロジェクト統括監	副局長	副本部長（本部に二人以上）
主務部長、知事戦略公室長又は会計管理者（第三条第三項各号に掲げる事案）副知事が担任する事務に係るものに限る。）にあつては、政策監及び主務部長とし、政策監、主務部長の順序により代決するものとする。）	出納局副局長	主務課長	上席秘書幹		本部長が指定する

総合県民局	センター内課長		支所長		センター等の長		東部各局の副局長等	東部各局の長	課長、上席秘書幹及び課内室長	
	部	センター内課長の補佐職が置かれていないセンター内課等	センター内課長の補佐職が置かれていないセンター内課等	支所長の補佐職が置かれていない支所	支所長の補佐職が置かれていないセンター等の長の補佐職が置かれていないセンター等	センター等の長の補佐職が置かれていないセンター等				
		センター内課長の補佐職が置かれていないセンター内課等	センター内課長の補佐職	支所長が指定する職員	支所長の補佐職	センター等の長の指定する職員	東部各局の長が指定する職員	東部各局の長が指定する副局長	副課長	上の副本部長が置かれているときは、本部長が指定する副本部長）
総合県民局の主								東部各局の長が指定する職員		る副部長又は次長（本部長が必要と認める場合に限る。）

の長			
総合県民局の部長等		室	
総合県民局の室長		副局長	
総合県民局の当該部長が指定する職員		主務室長	務部長又は総合県民局の長が指定する職員

第十九条の表教育委員会事務局の項を次のように改める。

教 育 委 員 会 事 務 局				
知事	企画総務部長	副教育長	課長	教育機関の長
教育委員会との連絡調整を担当する副知事	企画総務部管財課長	教育次長（教育委員会事務局に二人以上の教育次長が置かれているときは、副教育長が指定する教育次長）	副課長	教育機関の長の補佐職（当該教育機関に二人以上の補佐職が置かれているときは、当該教育機関の長が指定する補佐職）
企画総務部長				

第十九条の表警察本部の項を次のように改める。

警 察 本 部	
知事	企画総務部
公安委員会との連絡調整を担当する副知事	企画総務部管財課長
企画総務部長	

		課長等			警察本部長	長
警察署長				課		
	隊					
	交通部運輸免許課阿 南分室及び阿波分室	交通部交通指導課高 速道路交通警察隊	指導官又は隊長補佐のう ち高速道路交通警察隊長 が指定する者	副隊長	次長（課に二人以上の次 長が置かれているときは 、課長が指定する次長）	警務部長
副署長	指導官、専門官又は室長 補佐のうち分室長が指定 する者			職員	課長が指定する 職員	刑事部長
警察署長が指定 する職員				隊長が指定する 職員		

別表第一各部の共通事項の項第二十五号の6中「昭和四十年徳島県人事委員会規則七―一」を「徳島県人事委員会規則七―一」に改め、同表危機管理環境部に属する事項の項の項名を「危機管理部に属する事項」に改め、同項中第四号から第二十号までを削り、第二十一号を第四号とし、同表政策創造部に属する事項の項を削り、同表経営戦略部に属する事項の項の項名を「企画総務部に属する事項」に改め、同項第二号中「平成二十八年徳島県人事委員会規則四―九」を「徳島県人事委員会規則四―九」に改め、同項第四号中13を19とし、同号の12中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改め、同12を同号の18とし、同号中11を17とし、2から10までを6ずつ繰り下げ、1を7とし、同7の前に次のように加える。

- 1 第七条第一項の規定による市町村の廃置分合又は境界変更の決定及び届出
 - 2 第八条第三項の規定による市町村相互間の変更の決定及び届出
 - 3 第八条の二第一項の規定による関係市町村への勧告並びに同条第四項の規定によるその旨の公表及び報告
 - 4 第九条第二項の規定による市町村の境界に関する裁定及び同条第九項の規定による市町村の境界に関する裁定に適用しない旨の通知
 - 5 第九条の二第一項の規定による市町村の境界の決定
 - 6 第九条の三第一項の規定による公有水面のみに係る市町村の境界の決定及び届出
- 別表第一経営戦略部に属する事項の項第四号に次のように加える。

20 第二百五十一条の二第一項の規定による自治紛争処理委員の任命及び調停に付することの決定、同条第二項の規定による申請の取下げに対する同意並びに同条第五項の規定による調停の打切りに対する同意

21 第二百五十一条の三の二第一項の規定による自治紛争処理委員の任命及び処理方針を定めさせることの決定並びに同条第二項の規定による申請の取下げに対する同意

22 第二百五十二条の十七の九の規定による市町村の臨時選挙管理委員の選任

23 第二百五十九条第一項の規定による郡の区域変更の決定及び届出

24 第二百八十四条第二項の規定による一部事務組合の設置の許可及び同条第三項の規定による広域連合の設置の許可

25 第二百九十一条の十第一項の規定による広域連合の解散の許可

26 別表第一経営戦略部に属する事項の項中第二十号を第二十一号とし、第十号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第九号中「平成十六年徳島県人事委員会規則九―二」を「徳島県人事委員会規則九―二」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号の4中「課長及びこれに相当する職」を「課長級の職」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）に関する次のこと。

1 第一条の二第二項の規定による市町村の長の職務を行うべき者の決定

2 第五条第一項の規定による事務の分界の決定又は承継すべき普通地方公共団体の指定

3 第六条の規定による事務の承継についての決定

4 第七十四条の六第五項の規定による調停の経過の報告の徴収

5 第七十四条の八第四項の規定による処理方策を定める経過の報告の徴収

6 第七十六条の規定による人口の告示

7 第七十七条の規定による人口の告示

8 第七十八条第二項の規定による町村の属すべき郡の区域の決定及び届出

別表第一未来創生文化部に属する事項の項の項名を「観光スポーツ文化部に属する事項」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項の次に次のように加える。

生活環境部に属する事項

一 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十八条第一項の規定による労働協約を地域的に拡張して適用することの決定

二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十八条第五号の規定による公益事業に関する事件等についての労働委員会への調停の請求

三 地方公営企業等の労働関係に関する法律に関する次のこと。

1 第十四条第五号の規定による調停の請求

2 第十五条第五号の規定による仲裁の請求

四 徳島県男女共同参画推進条例（平成十四年徳島県条例第十二号）第八条第一項の規定による基本計画の策定

五 徳島県環境基本条例（平成十一年徳島県条例第十一号）第十条第一項の規定による環境基本計画の策定

六 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第一項の規定による実行計画の策定

七 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）に関する次のこと。

1 第八条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第六項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改定

2 第四十二条第一項の規定による基本計画の策定

八 徳島県自然環境保全条例（昭和四十七年徳島県条例第四十三号）に関する次のこと。

1 第十六条第一項の規定による自然環境保全基本方針の策定

2 第二十五条第一項の規定による自然環境保全地域の指定

3 第三十四条の二第一項の規定による自然海浜保全地区の指定

九 徳島県立自然公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十一号）に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による県立自然公園の指定

2 第六条第一項の規定による県立自然公園の指定の解除又は区域の変更

十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第五条の五第一項の規定による廃棄物処理計画の策定

十一 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）に関する次のこと。

1 第十条第一項の規定による総量削減計画の作成及び総量規制基準の設定、同条第

二項の規定による区域の区分及び当該区域ごとの総量規制基準の設定並びに同条第三項の規定による特別の総量規制基準の設定

2 第十一条第五項の規定による総量削減計画の変更

3 第二十九条第一項の規定による対策地域の指定

4 第三十条第一項の規定による対策地域の区域の変更又は指定の解除

5 第三十一条第一項の規定による対策計画の作成

6 第三十二条第一項の規定による対策計画の変更

十二 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に関する次のこと。

1 第五条の二第一項の規定による工場等の規模の設定、指定ばい煙総量削減計画の作成及び総量規制基準の設定、同条第二項の規定による区域の区分及び当該区域ごとの総量規制基準の設定並びに同条第三項の規定による特別の総量規制基準の設定

2 第五条の三第五項の規定による指定ばい煙総量削減計画の変更

十三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）に関する次のこと。

1 第四条の三第一項の規定による総量削減計画の策定

2 第四条の五第一項の規定による総量規制基準の設定及び同条第二項の規定による

特別の総量規制基準の設定

3 第十四条の八第一項の規定による生活排水対策重点地域の指定

十四 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による府県計画の策定

- 2 第十二条の三第一項の規定による指導方針の策定
- 3 第十二条の六第一項の規定による栄養塩類管理計画の策定
- 十五 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）に関する次のこと。
 - 1 第三条第一項の規定による地域の指定
 - 2 第四条第一項の規定による規制基準の設定
- 十六 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号）別表の備考の規定による区域の指定
- 十七 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準（昭和四十三年^{厚生省}建設省^告

示第一号）別表の一の規定による区域の指定

十八 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による規制地域の指定
- 2 第四条の規定による規制基準の設定

十九 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）に関する次のこと。

- 1 第三条第一項の規定による地域の指定
- 2 第四条第一項の規定による規制基準の設定

二十 振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）に関する次のこと。

- 1 別表第一付表の一の規定による区域の指定
- 2 別表第二備考の1の規定による区域の指定及び同備考の2の規定による時間の指定

二十一 徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）に関する次のこと。

- 1 第二十四条第一項の規定による地域の指定
- 2 第八十一条第一項の規定による地域の指定
- 3 第三百三十七条の規定による公害の防止等に関する協定の締結

別表第一商工労働観光部に属する事項の項の項名を「経済産業部に属する事項」に改め、同項中第三号から第五号までを削り、第六号を第三号とし、同表農林水産部に属する事項の項に次の一号を加える。

七 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）に関する次のこと。

- 1 第四十一条第一項の規定による活用推進計画の策定（第四十九条第一項に規定する場合に限る。）及び第四十一条第七項の規定による活用推進計画の変更（第四十九条第一項に規定する場合及び同条第五項に規定する変更に限る。）

2 第五十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による漁港水面施設運営権の取消し又は行使の停止命令

3 第六十条第一項の規定による損失の補償

別表第三一般的事項の項課長の欄第二十八号中「第四十二条に規定する」を「第四十二条第一項の規定による」に改め、「請求」の下に「並びに同条第二項及び第五項の規定による地方裁判所に対する請求」を加え、同表服務関係事項の項部長の欄第一号の2中「局長、」及び「又は局」を削り、「局長等」を「副部長等」に改め、同号の3中「局長」を

「副部長」に改め、同号の4中「者の」を「者が」に改め、同欄第二号中「局長」を「副部長」に、「承認及び」を「承認並びに」に改め、同欄第三号中「局長」を「副部長」に改め、同欄第四号中「こと」の下に「（自ら及び所属の副部長等の職の職員に係るものに限る。）」を加え、「自ら及び所属の局長等の職の職員の」を削り、同欄第五号及び第六号中「局長」を「副部長」に改め、同欄第八号中「こと」の下に「（自ら及び所属の副部長等の職の職員に係るものに限る。）」を加え、同号の1中「自ら及び所属の局長等の職の職員に係るものに限る。）」を削り、同欄第九号中「昭和四十年徳島県人事委員会規則八―二」を「徳島県人事委員会規則八―二」に改め、同項課長の欄第二号中「承認及び」を「承認並びに」に改め、同欄第四号中「こと」の下に「（自ら及び所属職員に係るものに限る。）」を加え、「自ら及び所属職員の」を削り、同欄第七号中「こと」の下に「（自ら及び所属職員に係るものに限る。）」を加え、同号の1から3までの規定中「自ら及び所属職員の」を削り、同号の4中「（自ら及び所属職員に係るものに限る。）」を削り、同表財務関係事項その一の表部長の欄第四号の1中「の指定」の下に「及び同条第二項の規定による告示」を加え、同号に次のように加える。

4 第二百四十三条の二第一項の規定による指定及び公金事務の委託の決定、同条第二項及び第四項の規定による告示、同条第五項の規定による委託の承認並びに同条第六項の規定による再委託の承認

5 第二百四十三条の二第二項の規定による指定公金事務取扱者からの報告の徴収及び同条第三項の規定による職員による立入検査又は質問

6 第二百四十三条の二第三項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による告示

別表第三財務関係事項その一の表部長の欄中第十二号を第十三号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第六号中「地方自治法施行令」を「地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令」に改め、同号を同欄第七号とし、同欄第五号の次に次の一号を加える。

六 地方自治法施行令第百七十三条の二第二項の規定による徴収に関する事務を委託することができる歳入の認定

別表第三財務関係事項その一の表課長の欄第十九号中「昭和三十三年徳島県人事委員会規則六―一七」を「徳島県人事委員会規則六―一七」に改める。

別表第四危機管理政策課の項課長の欄中「危機管理環境部」を「危機管理部」に改め、同表とくしまゼロ作戦課の項を次のように改める。

防災対策推進課	一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に関する次のこと。	一 災害救助法施行令第八条第二項第二号及び第三号の規定による扶助金の支給基礎額の決定
	1 第二十三条第一項の規定による災害対策本部の設置及び同条第五項の規定による現地災害対応	1 石油コンビナート等災害防止法第三十九条の規定による特定

策本部の設置

- 2 第三十三条の規定による派遣職員に関する資料の提出及び交換

- 3 第五十三条第二項の規定による災害状況等の報告

- 4 第五十五条の規定による防災に関する通知又は要請

- 5 第五十七条の規定による通信設備の優先利用等

- 6 第六十八条の規定による応援又は災害応急対策の実施

- 7 第七十条第一項の規定による応急措置の実施及び同条第三項の規定による応急措置の実施の要請

- 8 第七十一条第一項の規定による応急措置を実施するための従事命令等

- 9 第七十二条第一項の規定による応急措置の実施又は応援のための指示及び同条第二項の規定による災害応急対策の実施又は応援の要求

- 10 第七十三条第一項の規定による応急措置の代行及び同条第二項の規定による応急措置の代行に関する公示

- 11 第七十四条第一項の規定による応援の要求

- 12 第七十四条の二第一項及び第二項の規定による応援の要求

- 13 第七十四条の三第一項及び第四項の規定による応援の要求

- 14 第七十四条の四の規定による応援の要求又は災害応急対策の実施の要請

- 15 第七十七条第二項の規定による応急措置の実施

- 16 第八十六条の十第一項の規定

事業者からの報告の徴収

- 2 第四十条第一項の規定による特定事業所への立入検査

三 電波法に関する次のこと。

- 1 第七条第六項の規定による資料の提出

- 2 第十条第一項の規定による工事の落成の届出

- 3 第十六条第一項の規定による無線局の運用開始の期日の届出及び同条第二項の規定による無線局の休止期間等の届出

- 4 第二十一条の規定による免許状の訂正申請

- 5 第二十四条の規定による免許状の返納

- 6 第三十九条第四項（第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による主任無線従事者又は無線従事者の選任等の届出

- 7 第八十条の規定による非常通信を行つたとき等の報告

四 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）に関する次のこと。

- 1 第三十九条第三項の規定による検査結果についての措置内容の報告

- 2 第四十三条第三項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出

五 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）に関する次のこと。

- 1 第十六条第一項の規定による再免許の申請

- 2 第二十三条第一項の規定による免許状の再交付申請

六 自衛隊法施行令（昭和二十九年

による広域一時滞在の協議等の
代行

17 第八十六条の十四第一項の規
定による被災者の運送の要請及
び同条第二項の規定による被災
者の運送の指示

18 第八十六条の十五第一項の規
定による安否情報の回答及び同
条第四項の規定による被災者に
関する情報の提供の要求

19 第八十六条の十六第一項の規
定による物資又は資材の供給の
要請又は要求及び同条第二項の
規定による必要な措置の実施

20 第八十六条の十八第一項の規
定による災害応急対策必要物資
の運送の要請及び同条第二項の
規定による災害応急対策必要物
資の運送の指示

二 災害対策基本法施行令（昭和三
十七年政令第二百八十八号）第三
十三条第一項及び第二項の規定に
よる緊急通行車両の確認並びに同
条第三項の規定による標章等の交
付

三 自衛隊法（昭和二十九年法律第
百六十五号）第八十三条第一項の
規定による部隊等の派遣の要請

四 石油コンビナート等災害防止法
（昭和五十年法律第八十四号）に
関する次のこと。

1 第二条第五号の規定による第
二種事業所の指定

2 第五条第四項の規定による主
務大臣に対する意見の陳述及び
関係市町村長からの意見の聴取

3 第二十六条の規定による石油
コンビナート等防災本部に対す
る災害応急措置の概要等の報告

4 第二十八条第八項の規定によ

政令第七十九号）に関する次の
こと。

1 第百十四条及び第百十八条の
規定による自衛官又は自衛官候
補生の募集期間の告示

2 第百十七条及び第百十八条の
規定による自衛官又は自衛官候
補生の採用試験の試験期日等の
告示及び管理者との協議

る消防庁長官に対する職員派遣
の要請

5 第三十三条の規定による緑地
等の設置計画の作成等

6 第三十四条第一項の規定によ
る事業者負担金を負担させるこ
との決定、同条第二項の規定に
よる事業者負担金の額の決定、
同条第三項の規定による事業者
負担金の額等の通知並びに同条
第四項の規定による事業者負担
金の額の変更及び変更後の額等
の通知

7 第三十五条第一項の規定によ
る事業者負担金の督促及び同条
第二項の規定による延滞金徴収
の決定

8 第三十八条の規定による主務
大臣に対する意見の陳述

9 第四十一条第二項の規定によ
る市町村長に対する通知及び同
条第三項の規定による市町村長
に対する措置要請

五 電波法（昭和二十五年法律第百
三十一号）に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による無
線局の免許申請

2 第九条第一項の規定による工
事設計の変更の許可申請及び同
条第二項（第十七条第三項にお
いて準用する場合を含む。）の
規定による工事設計の変更の届
出

3 第十七条第一項の規定による
許可の申請

六 南海トラフ地震に係る地震防災
対策の推進に関する特別措置法（
平成十四年法律第九十二号）第七
条第七項の規定による勧告及び同
条第八項の規定による勧告に従わ

なかつた旨の公表	事前復興室
	七 災害救助法に関する次のこと。 1 第四条第一項から第三項までに規定する救助の実施 2 第七条第一項の規定による救助関係業務の従事命令 3 第八条の規定による救助関係業務の協力命令 4 第九条第一項の規定による施設の管理、土地等の使用、物資の保管命令又は物資の収用 5 第十条第一項の規定による当該職員による立入検査、同条第二項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査及び同条第三項において準用する第六条第三項の規定による立入りの通知 6 第十一条の規定による電気通信設備の優先利用等の決定 7 第十六条の規定による日本赤十字社への救助等の委託 八 災害救助法施行令第十七条第一項の規定による災害発生市町村等の長が行うこととする事務の内容及び期間の通知

別表第四グリーン社会推進課の項から環境管理課の項までを削り、同表消費者政策課の項部長の欄第四号の2中「命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の3中「禁止命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の5中「及び」を「並びに」に改め、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号の6中「禁止命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の8中「命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の9中「禁止命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の11中「及び」を「並びに」に改め、「同条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同号の12中「禁止命令」の下に「及び同条第四項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の14中「命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の15中「禁止命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の17中「及び」を「並びに」に改め、「同条第二項」の下に「及び第三項」を加え、

同号の18中「禁止命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の20中「命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同号の21中「禁止命令」の下に「及び同条第二項の規定による業務の停止命令」を加え、同項課長の欄第八号の6中「同条第五項」を「同条第六項」に、「及び同条第三項」を「、同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査及び同条第四項」に改め、同表安全衛生課の項部長の欄第二十四号の3中「第十一条」を「第十一条第一項」に改め、同欄第二十五号中「商工労働観光部長」を「観光スポーツ文化部長」に改め、同項課長の欄第十九号の3中「総会招集」を「総会等の招集」に改め、同表総合政策課の項の項名を「政策企画課」に改め、同項部長の欄第一号を削り、同項課長の欄第一号を削り、同欄第二号中「政策創造部」を「政策企画課」に改め、同号を同欄第一号とし、同欄第三号中「政策創造部」を「企画総務部」に改め、「指定」の下に「（行政考査員及び特別考査員に係るものを除く。）」を加え、同号を同欄第二号とし、同表統計データ課の項から秘書課の項までを削り、同表総務課の項を次のように改める。

総務監察課	一 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に関する次のこと。 1 第四条第一項の規定による指定試験機関への試験事務の委任 2 第四条の十五第一項の規定による試験事務の委任の撤回 二 徳島県行政考査規程（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）に関する次のこと（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものに限る。）。 1 第三条の規定による考査の実施の決定 2 第四条第三項の規定による行政考査員及び特別考査員の指名 三 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）に関する次のこと。 1 第九条第一項（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指名及び通知 2 第十七条（第六十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定による名簿の作成 四 行政不服審査法施行令（平成二	一 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に関する次のこと。 1 第十四条第一項の規定による規則の認証 2 第二十八条第一項の規定による規則の変更の認証 3 第三十九条第一項の規定による合併の認証 4 第四十六条第一項の規定による任意解散の認証 5 第四十九条第三項の規定による清算人の選任の請求 6 第七十九条第一項の規定による事業の停止命令 7 第八十条第一項の規定による認証の取消し 8 第八十一条第一項の規定による解散の請求 9 第八十二条ただし書の規定による随伴者の数の制限 二 行政書士法に関する次のこと。 1 第三条第二項の規定による行政書士試験の実施 2 第四条の八第二項の規定による意見の陳述
-------	--	--

十七年政令第三百九十一号）第一条第一項（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指定及び同令第一条第二項（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による指名の取消し

- 3 第四条の九第二項の規定による意見の陳述
- 4 第四条の十一第二項の規定による指定試験機関への指示
- 5 第四条の十二第二項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査
- 6 第四条の十三第三項の規定による総務大臣への意見の陳述
- 7 第四条の十六第一項の規定による試験の実施
- 8 第十三条の二十二第一項の規定による当該職員による立入検査
- 9 第十四条の規定による行政書士の業務の禁止等の処分
- 10 第十四条の二の規定による行政書士法人の解散等の処分
- 11 第十四条の五の規定による懲戒処分公告
- 12 第十六条の二の規定による行政書士会の会則の認可
- 13 第十八条の六の規定による行政書士会からの報告の徴収及び業務についての勧告
- 三 行政書士法施行細則（昭和二十六年徳島県規則第二十一号）第二条の規定による行政書士試験の合格者の決定
- 四 行政不服審査法施行条例（平成二十八年徳島県条例第十二号）第二条第一項（同条例第四条及び第七条において準用する場合を含む。）の規定による手数料の徴収（徳島県公安委員会に対してされた審査請求に係るものを除く。）
- 五 地方行財政調査の実施及び資料の収集
- 六 地方公務員法に関する次のこと。

法制 文書 室	
	1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（総務監察課に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（総務監察課に係るものに限る。） 七 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）に関する次のこと。 1 第二十二條第二項の規定による第三種郵便物の承認の申請 2 第二十六條の規定による定期刊行物の題号、掲載事項の種類又は発行人の変更の承認の申請 3 第三十四條の規定による宛名の変更又は取戻しの請求 4 第三十八條第一項ただし書の規定による郵便差出箱の設置の承認の申請 八 徳島県報の発行 九 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号）第九条第二項の規定による公文書の管理状況の概要の公表

別表第四人事課の項部長の欄第十四号中「昭和四十八年徳島県人事委員会規則六一―一四」を「徳島県人事委員会規則六一―一四」に改め、同欄第十五号中「昭和二十七年徳島県人事委員会規則六一―五」を「徳島県人事委員会規則六一―五」に改め、同欄第二十一号中「（昭和四十七年徳島県訓令第十二号）」を削り、同号の1中「第三条本文の規定による考査計画の決定及び同条ただし書」を「第三条」に、「監察局長の専決」を「職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査」に改め、同号の2中「監察局長の専決」を「職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査」に改め、同項課長の欄第九号中「昭和三十年徳島県人事委員会規則八一―三」を「徳島県人事委員会規則八一―三」に改め、同欄第二十一号中「昭和四十一年徳島県人事委員会規則一一―二」を「徳島県人事委員会規則一一―二」に改め、同欄第二十四号を削り、第二十五号を第二十四号とし、同表職員厚生課の項課長の欄第三号の5及び6を削り、同欄第四号中「昭和二十九年徳島県人事委員会規則六一―一〇」を「徳島県人事委員会規則六一―一〇」に改め、同項の次に次のように加える。

総務事	一 知事の任免に係る者に関する次
-----	------------------

のこと（1から4までの規定の例によることとされる技能労務職員（会計年度任用職員であるものを除く。）の手当に係る事務並びに2の規定の例によることとされる会計年度任用職員の通勤手当及び通勤費用弁償に係る事務を含む。）。

1 給料等の支給に関する規則に関する次のこと。

- （一） 第七条第一項の規定による扶養親族の確認及び認定
- （二） 第八条の規定による証拠書類の提出要求

2 通勤手当の支給に関する規則に関する次のこと。

- （一） 第四条第一項の規定による事実の確認並びに通勤手当の額及び特別急行列車等に係る利用区間の決定又は改定
- （二） 第五条の規定による支給範囲の特例に係る認定

（三） 第十九条の規定による事後の確認

3 住居手当に関する規則（徳島県人事委員会規則六―八七）に関する次のこと。

- （一） 第七条の規定による事実の確認及び住居手当の月額の設定又は改定

（二） 第八条の規定による家賃の額に相当する額の算定

（三） 第十条の規定による事後の確認

4 単身赴任手当に関する規則（徳島県人事委員会規則六―一二三）に関する次のこと。

- （一） 第八条の規定による事実の確認及び単身赴任手当の月額の決定又は改定

	(二) 第十条の規定による事後の確認等 二 児童手当に関する事務の処理（計算及び支払に関するもの及び他の者に補助執行させ、又は委任したものを除く。） 三 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（総務事務管理課に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（総務事務管理課に係るものに限る。）

別表第四財政課の項部長の欄第五号中「地方揮発油譲与税法」の下に「（昭和三十年法律第百十三号）」を加え、同項課長の欄中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 寄附の受納（ふるさと徳島魅力創造発信事業の寄附金に係るものに限る。）

別表第四管財課の項部長の欄第一号中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改め、同欄第九号中「徳島県用度事業特別会計規則」を「徳島県用度・給与集中管理特別会計規則」に改め、「及び貸出自動車」を削り、同欄第十二号中「国有資産等所在市町村交付金法」の下に「（昭和三十一年法律第八十二号）」を加え、同項課長の欄第一号の2中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改め、同欄第八号中「徳島県用度事業特別会計規則第二条第六号」を「徳島県用度・給与集中管理特別会計規則第二条第五号」に改め、同表税務課の項の次に次のように加える。

市町村課	一 地方自治法に関する次のこと。 1 第二百五十二条の二第五項の規定による連携協約の締結の勧告 2 第二百五十二条の二の二第四項（第二百五十二条の七第三項、第二百五十二条の十四第三項及び第二百五十二条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議会の設置等の勧告 3 第二百八十六条第一項の規定	一 地方自治法に関する次のこと。 1 第三条第六項の規定による市町村等の名称変更の報告の通知 2 第九条第五項の規定による市町村の境界確定の届出 3 第九条の二第五項の規定による市町村の境界の決定の届出る 4 第二百九十六条の六第一項の規定による財産区の事務の処理についての報告の徴収若しくは資料の提出の要求又は監査 二 地方自治法施行令に関する次の
------	---	---

による一部事務組合の組織等の
変更の許可

4 第二百八十六条の二第四項後
段及び第二百八十八条の規定に
よる一部事務組合の解散の届出
の受理

5 第二百九十一条の三第一項の
規定による広域連合の組織等の
変更の許可

6 第二百九十五条の規定による
財産区の議会又は総会の設置に
係る市町村の条例の設定

二 地方公務員等共済組合法（昭和
三十七年法律第百五十二号）に關
する次のこと。

1 第四百四十四条の二十七第一項
の規定による業務の執行の監督
及び同条第四項の規定による業
務又は財産の状況の監査

2 第四百四十四条の二十八第一項
の規定による医師等からの報告
若しくは書類等の提示の要求若
しくは当該職員による質問又は
保険医療機関等からの報告若し
くは資料の提出の要求、保険医
療機関の開設者等に対する出頭
の要求若しくは当該職員による
関係者に対する質問若しくは保
険医療機関等の設備等検査

三 地方公務員等共済組合法施行規
則（昭和三十七年自治省令第二十
号）第二十条第三項の規定による
勘定科目の設置の承認

四 住居表示に関する法律（昭和三十
七年法律第百十九号）第十条第
二項の規定による勧告及び同条第
三項の規定による報告の徴収等

五 住民基本台帳法（昭和四十二年
法律第八十一号）に関する次のこ
と。

こと。

1 第七十四条の六第二項の規
定による事件を調停に付するこ
とが適當でない旨の通知、同条
第三項の規定による調停に付し
た旨及び自治紛争処理委員の氏
名の告示及び通知並びに同条第
四項の規定による調停の申請の
取下げに同意した旨の通知

2 第七十四条の八第二項の規
定による自治紛争処理委員に処
理方策を定めさせることとした
旨及び自治紛争処理委員の氏名
の告示及び通知並びに同条第三
項の規定による処理方策の提示
の申請の取下げに同意した旨の
通知

3 第八十条第一項及び第三項
の規定による選挙管理委員会へ
の通知

4 第二百二十条第二項の規定に
よる関係人の出頭又は当事者若
しくは関係人に対する必要な記
録の提出の要求

三 住民基本台帳法に関する次のこ
と。

1 第三十条の三十二第二項の規
定による本人確認情報の開示の
決定

2 第三十条の三十三第二項の規
定による本人確認情報の開示の
期限等の通知

3 第三十条の三十五の規定によ
る調査の結果の通知

4 第三十一条第二項の規定によ
る報告の徴収等

四 地方財政法第五条の三第一項の
規定による市町村等の起債又は起
債の方法等の変更の同意

五 地方公共団体の財政の健全化に

1 第三十条の三十八第四項の規定による勧告並びに同条第五項の規定による意見の聴取及び命令

2 第三十条の三十九第一項の規定による報告の徴収等

3 第三十三条第二項の規定による決定

六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第七条第一項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による財政健全化団体の長等に対する勧告並びに同法第七条第三項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による勧告内容の公表及び総務大臣への報告

七 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十四条第一項の規定による市町村である財政再生団体の総務大臣への報告又は協議に係る副申

八 地方公営企業法第四十一条の規定による市町村相互間で協議がととのわない場合におけるあつせん、調停又は勧告

九 地方税法に関する次のこと。

1 第八条第二項（第八条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の協議がととのわない場合の決定

2 第三百二十一条の十五第二項の規定による法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数の決定

3 第三百八十八条第一項後段の規定による固定資産評価基準の

関する法律に関する次のこと。

1 第三条第三項（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の健全化判断比率等の報告及び第三条第四項（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表

2 第五条第二項（同条第三項（第二十四条において準用する場合を含む。）及び第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による市町村が財政健全化計画等を策定した旨の報告及び第五条第四項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表

3 第六条第一項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による市町村の財政健全化計画等の実施状況の報告及び第六条第二項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表

4 第二十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の財政の早期健全化等が完了した旨の報告及び同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表

六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令に関する次のこと。

1 第二十二条第一項の規定により知事が行うこととされる地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十条第六項の規定による市町村の財政再生計画の変更に係る同意及び第二十二条第二

細目の決定

4 第三百八十九条第一項及び第三百九十三条の規定による固定資産の評価及びその配分並びに決定の通知

5 第三百九十九条（第四百七十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による知事とする固定資産の価格等の決定又は配分に関する審査請求に対する裁決及び通知

6 第四百七十七条第二項の規定による固定資産の価格等の決定、修正、配分又は通知

7 第四百十九条第一項の規定による固定資産の価格等の修正に関する勧告

十 地方交付税法施行令（昭和三十三年政令第一百七十七号）第二条第一号の規定による市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額並びに市町村に対して交付すべき交付税の額の算定報告及び通知並びに同条第二号の規定による交付税の額の通知

十一 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）第一条第一号の規定による通知

十二 公有地の拡大の推進に関する法律に関する次のこと。

1 第十条第二項の規定による土地開発公社の設立の認可

2 第十九条第二項の規定による業務及び資産の状況に関する報告の徴収及び立入検査並びに同条第五項の規定による設立団体又はその長に対する業務命令等の要求

十三 地方独立行政法人法に関する

項の規定による協議結果の報告
2 第二十四条第二項の規定による市町村の総務大臣への報告等に係る進達

七 地方税法第四百二十二条の二第三項の規定による固定資産の価格の修正に関する総務大臣の指示に基づく措置についての報告
八 地方揮発油譲与税法に関する次のこと。

1 次に掲げるものの数値の算定及び総務大臣に対する報告
(一) 第三条第一項の道路の延長及び面積

(二) 第四条第一項の譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲与税の額

(三) 第七条の規定により譲与すべき額に加算し、又はこれから減額すべき額

2 総務大臣が決定した各市町村ごとの地方揮発油譲与税の額の当該市町村に対する通知

九 自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）に関する次のこと。

1 次に掲げるものの数値の算定及び総務大臣に対する報告

(一) 第二条第一項の道路の延長及び面積

(二) 第三条第一項の譲与時期ごとに譲与すべき自動車重量譲与税の額

(三) 第六条の規定により譲与すべき額に加算し、又はこれから減額すべき額

2 総務大臣が決定した各市町村ごとの自動車重量譲与税の額の当該市町村に対する通知

十 国有提供施設等所在市町村助成

次のこと。

- 1 第七条の規定による設立の認可
- 2 第八条第二項の規定による定款の変更の認可
- 3 第八十八条第一項第一号の規定による解散の認可
- 4 第二百二十一条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査
- 5 第二百二十二条第三項及び第四項の規定による違反行為等の是正の要求等

交付金に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十一号）に関する次のこと。

- 1 第六条第一項の規定による土地、建物又は工作物の価格の報告
- 2 第七条及び第八条の規定による市町村助成交付金の額等に関する通知

十一 地方交付税法に関する次のこと。

- 1 第五条第三項の規定による市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額に関する資料、特別交付税の額の算定に用いる資料その他必要な資料の審査及び送付

2 第十七条の三第二項の規定による交付税の額の算定に用いた資料の検査及び報告

十二 地方交付税法施行令第二条第三号の規定による交付税の額の報告及び通知、同条第四号の規定による交付税の還付命令、同条第五号の規定による錯誤の額の算定、報告及び通知並びに同条第六号の規定による交付税の額の報告

十三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第七条第二項の規定による審査及び送付

十四 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第一条第二号の規定による報告及び通知並びに同条第三号の規定による還付命令

十五 公有地の拡大の推進に関する法律に関する次のこと。

- 1 第十四条第二項の規定による定款の変更の認可

	2 第二十二條第一項の規定による土地開発公社の解散の認可 十六 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三條第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（市町村課に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（市町村課に係るものに限る。）

別表第四スマート県庁推進課の項の項名を「情報政策課」に改め、同項課長の欄中「スマート県庁推進課」を「情報政策課」に改め、同表総務事務管理課の項から男女参画・人權課の項までを次のように改める。

統計課	一 統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第四條第一項の規定による基幹統計調査の結果の公表 二 徳島県統計調査条例第三條第一項の規定による知事以外の執行機関に対する意見及び同条第二項の規定による県基幹統計調査の指定に係る告示
にぎわい政策課	一 徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）別表第二その一の表の規定による子ども科学館の企画展の使用料の額の決定 一 統計法施行令第四條第一項の規定による基幹統計調査に関する事務（基幹統計調査の結果の公表を除く。）の処理 二 国の委託統計調査の実施に伴う事務の処理 三 県政資料の収集 四 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三條第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（統計課に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（統計課に係るものに限る。） 一 徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）に関する次のこと（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものを除く。）。 1 第十三條第二項及び第三項の

規定による有料公園施設及び有料用具の使用料の徴収

2 第十四条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。）

3 第十五条の規定による使用料の全部又は一部の免除（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。）

4 第十五条の二第二項の規定による利用料金の額の承認

5 第十五条の二第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認

二 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条の規定による臨時に休館することの承認

3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認

4 第八条第二項及び第四項の規定による利用料金の額の承認

5 第八条第七項の規定による利用料金等の全部又は一部の免除の承認

6 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

三 徳島県立大鳴門橋架橋記念館管理規則（昭和六十年徳島県規則第三十号）第二条の規定による利用者心得等の制定

四 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成五年徳島県条例第四号）に関する

る次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認

3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認

4 第十条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除

5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

五 徳島県立産業観光交流センター管理規則（平成五年徳島県規則第五十号）に関する次のこと。

1 第五条の規定による利用者心得等の制定

2 第六条第三項ただし書及び第四項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定並びに同条第五項ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付

3 別表第一の規定による用具及び使用料の額の決定

六 徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条第二項の規定による利用することができる日の変更の承認

3 第六条第二項の規定による利用することができる時間の変更の承認

4 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認

5 第八条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認

6 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

七 徳島県立渦の道管理規則（平成十二年徳島県規則第二百二号）第二条の規定による利用者心得等の制定

八 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例（平成十二年徳島県条例第三十九号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条の規定による利用することができない日の承認

3 第六条ただし書の規定による利用できる時間の変更の承認

4 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

九 徳島県立出島野鳥公園管理規則（平成十二年徳島県規則第百七号）に関する次のこと。

1 第四条の規定による利用者心得等の制定

2 第五条ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定

3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付

十 徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条ただし書の規定による休業日の変更の承認

3 第六条第二項の規定による供用時間の変更の承認

4 第十条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除

5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

十一 徳島県立あすたむらんど管理規則（平成十三年徳島県規則第四十八号）に関する次のこと。

1 第四条の規定による利用者心得等の制定

2 第五条第三項の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定

3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付

十二 徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例（平成十年徳島県条例第二号）に関する次のこと。

1 第五条ただし書の規定による利用することができる日及び時間の変更の承認

2 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認

3 第八条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認

4 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

十三 徳島県立美馬野外交流の郷管理規則（平成十年徳島県規則第五十八号）第四条の規定による利用者心得等の制定

十四 地方公務員法に関する次のこと。

1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（観光スポーツ文化部に係るものに限る、重要な職に係るものを除く。）

		2 パートタイム会計年度任用職員の任免（観光スポーツ文化部に係るものに限る。） 十五 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（観光スポーツ文化部に所属する職員に限る。）の指定
観光政策課	一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）に関する次のこと。 1 第三条の規定による登録 2 第五条第二項の規定による通知 3 第六条第一項（第六条の第三項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否及び第六条第二項（第六条の三第二項、第六条の四第二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知 4 第七条第五項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し 5 第十二条の二第一項の規定による認可 6 第十九条第一項の規定による業務停止命令及び登録の取消し並びに同条第二項の規定による登録の取消し 7 第二十三条の規定による登録 8 第二十五条第二項の規定による通知 9 第二十六条第一項の規定による登録の拒否及び同条第二項（第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による	一 旅行業法に関する次のこと。 1 第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録及び同条第二項において準用する第五条第二項の規定による通知 2 第六条の四第一項の規定による変更登録、同条第二項において準用する第五条第二項の規定による通知及び第六条の四第四項の規定による登録 3 第七条第四項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による催告 4 第二十条第一項及び第二項の規定による登録の抹消 5 第二十一条の規定による旅行者登録簿等の公衆への供覧 6 第二十七条第二項の規定による登録 7 第三十八条第一項及び第二項の規定による登録の抹消 8 第三十九条の規定による旅行者サービス手配業者登録簿の公衆への供覧 9 第六十二条第一項の規定による通知 10 第七十条第一項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による職員による立入検査又は質問

る通知

10 第三十七条第一項の規定による業務停止命令及び登録の取消し並びに同条第二項の規定による登録の取消し

二 住宅宿泊事業法に関する次のこと（2から4までに掲げる事項にあつては宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明並びに周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の外国語による説明（以下「宿泊者の安全の確保等」という。）並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るものに限り、5から7までに掲げる事項にあつては宿泊者の安全の確保等に係るものに限る。）。

1 第八条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出の要求

2 第十五条の規定による業務改善命令

3 第十六条第一項の規定による住宅宿泊事業の停止命令、同条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止命令及び同条第三項の規定による理由の通知

4 第十七条第一項の規定による住宅宿泊事業者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問

5 第四十一条第二項の規定による業務改善命令

6 第四十二条第二項の規定による国土交通大臣への処分の要請

二 旅行者営業保証金規則（平成

八年 法務省 令第一号）に関する次のこと。

1 第一条第二項の規定による営業保証金についての権利の承継の届出書等の送付

2 第八条第一項の規定による証明書の交付

三 徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第三十七号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条第二項の規定による供用時間の変更の承認

3 第九条第二項の規定による利用料金の額の承認、同条第五項の規定による利用料金の免除の基準の承認及び同条第六項の規定による利用料金の還付の基準の承認

4 第十一条ただし書の規定による賠償責任の免除

四 徳島県立航空旅客取扱施設管理規則（平成二十九年徳島県規則第四十五号）第四条の規定による利用者心得等の承認

スポーツ振興課	
	7 第四十五条第二項の規定による住宅宿泊管理者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問 三 徳島県観光施設等整備資金貸付制度による貸付けの承認
一 徳島県都市公園条例に関する次のこと（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものに限る。）。 1 第七条第三項ただし書の規定による有料公園施設等の供用日及び供用時間の変更の承認 2 第十三条第二項及び第三項の規定による有料公園施設及び有料用具の使用料の徴収 3 第十四条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。） 4 第十五条の規定による使用料の全部又は一部の免除（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。） 二 徳島県都市公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十八号）第十二条の規定による原状回復又は損害賠償に関する事務の処理（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものに限る。） 三 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）に関する次のこと。 1 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認 2 第六条第二項の規定による供	

	用時間を変更することの承認 3 第十条ただし書の規定による損害の賠償責任の免除 4 第十一条第二項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定、同条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除並びに同条第四項ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付

別表第四文化・未来創造課の項の項名を「文化振興課」に改め、同表文化資源活用課の項の次に次のように加える。

生活環境政策課	一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）に関する次のこと（1から8までにあつては、一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）。 1 第十二条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証 2 第十三条第三項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し 3 第十七条の三の規定による仮理事の選任 4 第十七条の四の規定による特別代理人の選任 5 第二十五条第三項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証 6 第三十一条第二項の規定による特定非営利活動法人の解散の認定 7 第三十二条第二項の規定による解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証
	一 特定非営利活動促進法に関する次のこと。 1 第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） 2 第四十九条第二項（第五十一条第五項、第六十二条及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示 3 第五十三条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による公示 4 第五十七条第二項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による公示 5 第六十五条第三項の規定による公表及び同条第六項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示 二 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年徳島県条例第二十六号

	8 第三十四条第三項の規定による特定非営利活動法人の合併の認証 9 第四十一条第一項の規定による特定非営利活動法人に対する報告の徴収又は職員による立入検査 10 第四十二条の規定による特定非営利活動法人に対する改善命令 11 第四十三条第一項又は第二項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の取消し 12 第四十四条第一項の規定による認定 13 第五十一条第二項の規定による有効期間の更新 14 第五十八条第一項の規定による特例認定 15 第六十三条第一項又は第二項の規定による合併の認定 16 第六十四条第一項又は第二項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する報告の徴収及び立入検査 17 第六十五条第一項又は第二項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する改善勧告及び同条第四項の規定による認定特定非営利活動法人等に対する改善命令 18 第六十六条第一項の規定による認定特定非営利活動法人に対するその他の事業の停止命令 19 第六十七条第一項又は第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定又は特例認定の取消し 二 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例	
	）に関する次のこと。 1 第九条の規定による閲覧又は謄写の場所の指定（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） 2 第二十二条の規定による閲覧又は謄写の場所の指定 三 特定非営利活動促進法施行細則（平成十年徳島県規則第八十五号）第八条第四項（同規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写の中止又は禁止の命令及び同規則第八条第五項（同規則第二十二条において準用する場合を含む。）の規定による閲覧又は謄写に關し必要な事項の制定（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） 四 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例第十九条第二項及び第五項（同条例第二十條第二項において準用する場合を含む。）の規定による公表 五 徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手續等に関する条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第六十八号）第三十一条第一項の規定による閲覧又は謄写の場所の指定、同条第五項の規定による閲覧又は謄写の中止又は禁止の命令及び同条第六項の規定による閲覧又は謄写に關し必要な事項の制定（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。） 六 徳島県ユニバーサルデザインに	

(平成二十七年徳島県条例第六十六号)に関する次のこと。

- 1 第九条第二項の規定による確認
- 2 第十七条第二項の規定による確認
- 3 第十八条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査
- 4 第十九条第一項の規定による勧告及び同条第三項の規定による措置命令
- 5 第二十条第一項の規定によるその他の事業の停止命令

三 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例(平成十九年徳島県条例第十四号)に関する次のこと。

- 1 第二十七条の規定による勧告
- 2 第二十八条の規定による公表
- 3 第三十四条の規定による表彰

よるまちづくりの推進に関する条例に関する次のこと。

- 1 第二十一条第二項の規定による適合証の交付、同条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による適合証の返還命令
- 2 第二十二条第一項の規定による事前協議及び同条第二項の規定による協議の内容の変更に係る協議(建築物に係るものを除く。)
- 3 第二十三条の規定による指導又は助言(建築物に係るものを除く。)
- 4 第二十五条の規定による完了検査(建築物に係るものを除く。)
- 5 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査(建築物に係るものを除く。)
- 6 第二十九条第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による指導又は助言
- 7 第三十条第二項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による指導又は助言
- 8 第三十五条第一項ただし書の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による要請(建築物に係るものを除く。)

七

徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例施行規則(平成十九年徳島県規則第五十四号)に関する次のこと。

- 1 第五条第四号の規定による認定(建築物に係るものを除く。)
- 2 第十四条第三号の規定による公共的団体の認定

	国際 交流 室
八 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（生活環境部に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（生活環境部に係るものに限り。） 九 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（生活環境部に所属する職員に限る。）の指定	十 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）に関する次のこと。 1 第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請に関する事務の処理 2 第五条の規定による一般旅券の作成 3 第八条第一項（第九条第三項及び第十条第四項において準用する場合を含む。）及び第八条第三項の規定による一般旅券の交付 4 第九条第一項の規定による一般旅券への渡航先の追加の申請に関する事務の処理 5 第十条第三項の規定による一般旅券の作成 6 第十四条の規定による書面の交付 7 第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出に関する事務の処理 8 第十九条第四項の規定による書面の交付、同条第五項の規定による一般旅券の返納に関する

	県民ふれあい課	労働雇用政策課	移住交流室
	一 広報媒体の発行	一 労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定による公益事業の争議行為の公表 二 徳島県職場適応訓練委託規則（昭和三十八年徳島県規則第百号）第七条の規定による職場適応訓練の実施基準の決定	三 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項（同法第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るもの
事務の処理並びに同条第六項の規定による一般旅券の消印及び還付	一 新聞、ラジオ、テレビジョン放送等の利用による県政広報の実施 二 個人情報保護に関する法律に関する次のこと。 1 第七十五条第一項の規定による個人情報ファイル簿の公表 2 第百十一条の規定による提案の募集	一 労働関係調整法第九条の規定による争議行為の届出の受理 二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）に関する次のこと。 1 第四条第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による改善計画の認定等 2 第五条第二項の規定による改善計画の認定の取消し 三 徳島県職場適応訓練委託規則に関する次のこと。 1 第六条第三項の規定による職場適応訓練実施決定通知書の職場適応訓練生への送付 2 第十五条の規定による状況報告の徴収又は調査	四 地域人口の急減に対処するための特定期域づくり事業の推進に関する法律に関する次のこと。 1 第三条第五項（第五条第三項及び第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定によ

を除く。） 四 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に関する次のこと。 1 第三条第一項の規定による特定地域づくり事業協同組合の認定並びに同条第六項（第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知及び公示 2 第五条第一項の規定による変更の認定及び同条第四項の規定による公示 3 第六条第二項の規定による認定の有効期間の更新 4 第九条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知及び公示 5 第十三条第一項の規定による適合命令及び同条第二項の規定による改善命令 6 第十四条第一項の規定による事業停止命令及び同条第二項の規定による公示 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第七条第四項前段の規定による主務大臣との協議 六 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に関する次のこと。 1 第七条第一項の規定による振興山村の指定の申請 2 第七条の二第一項の規定による山村振興基本方針の作成 七 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第十条第二項の規定による協力要請	る市町村長の意見の聴取 2 第五条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による公示 3 第八条の規定による廃止の届出の受理 4 第十二条第一項の規定による報告の徴収並びに当該職員による立入検査及び質問 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する次のこと。 1 第七条第五項の規定による持続的発展方針の公表 2 第八条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。） 3 第九条第四項の規定による県計画の公表及び主務大臣への提出 六 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第七条の規定による助言又は調査 七 山村振興法第八条第一項又は第八条の三第一項の規定による市町村との協議及び同意（総合県民局の所管区域の区域内の市町村に係るものを除く。）

一 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例（平成八年徳島県条例第三十六号）に関する次のこと。	一 社会福祉法第七十条の規定による社会福祉事業を経営する者からの報告の徴収又は当該職員による施設等の検査その他事業経営の状況の調査
1 第六条の規定による申出の受理 2 第七条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による資料の提出又は説明の要求、同条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による意見の聴取	二 徳島県立人権教育啓発推進センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第七十一号）に関する次のこと。 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の決定及び同条第三項の規定による臨時に休館すること等の承認
二 徳島県部落差別事象の発生の防止に関する条例施行規則（平成九年徳島県規則第二号）に関する次のこと。	3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの決定及び同条第三項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認
1 第七条の規定による陳述書の受理 2 第八条第二項の規定による代理人選任届出書の受理及び同条第三項の規定による代理人資格喪失届出書の受理	4 第七条の規定による利用の拒否
三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し、同条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し及び同条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止命令 四 徳島県男女共同参画推進条例に関する次のこと。	5 第八条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 三 徳島県立男女共同参画総合支援センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）に関する次のこと。 1 第四条第二号の規定による補修等の指定 2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の決定及び同条第三項の規定による臨時に休館すること等の承認
1 第八条第四項の規定による徳島県男女共同参画会議の意見の聴取及び同条第五項の規定による基本計画の公表 2 第十三条の規定による基本計画に基づく施策の推進状況の公表	3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの決定及び同条第三項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認 4 第八条の規定による利用の制

	サステナブル社会推進課
3 第十七条第二項の規定による徳島県男女共同参画会議の意見の聴取及び同条第三項の規定による処理の結果の報告	一 地球温暖化対策の推進に関する法律に関する次のこと。 1 第二十一条第十三項の規定による実行計画の公表及び同条第十五項の規定による措置等の実施の状況の公表 2 第三十八条第一項の規定による地域センターの指定、同条第四項の規定による改善命令及び同条第五項の規定による地域センターの指定の取消し 二 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に関する次のこと。 1 第八条第五項（同条第六項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表
限 5 第十条第二項の規定による使用料の全部又は一部の免除 6 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除 四 徳島県立男女共同参画総合支援センター管理規則（平成十八年徳島県規則第七十号）に関する次のこと。 1 第四条の規定による利用者心得等の制定 2 第六条ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定 3 第七条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付	一 地球温暖化対策の推進に関する法律第三十七条第一項の規定による地球温暖化防止活動推進員の委嘱 二 地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）第九条第三項の規定による報告又は資料の提出の要求 三 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例に関する次のこと。 1 第六十四条の規定による指導及び助言 2 第六十五条第一項及び第二項の規定による報告又は資料の提出の要求 四 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例に関する次のこと。 1 第七条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）

2 第十三条の規定による指針の策定	の規定による意見の聴取及び同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公表
3 第二十七条の規定による公表	2 第九条第二項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による公表
4 第六十二条第一項の規定による顕彰及び同条第二項の規定による公表	3 第十三条第三号（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による告示
5 第六十六条の規定による勧告	4 第十五条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による許可（捕獲等をする区域が一の徳島県東部農林水産局又は総合県民局（以下この号において「東部農林水産局等」という。）の所管区域を越える場合に限る。）
6 第六十七条第一項の規定による公表	5 第十六条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令（一の東部農林水産局等の所管区域を越える区域に係る捕獲等の許可を受けた者（以下この号において「広域捕獲者等」という。）に係るものに限る。）及び第十六条第二項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し（広域捕獲者等に係るものに限る。）
三 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例施行規則（平成二十八年徳島県規則第八十四号）第十四条第一号の規定による制度の認定	6 第十七条第一項（第二十一条第八項及び第二十四条第七項において準用する場合を含む。）
四 徳島県環境基本条例に関する次のこと。	
1 第八条の規定による報告書の作成及び公表	
2 第十条第三項の規定による徳島県環境審議会の意見の聴取及び同条第四項の規定による環境基本計画の公表	
五 徳島県生活環境保全条例第七十七条第一項の規定による方針の作成	
六 徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例（平成十八年徳島県条例第十八号）に関する次のこと。	
1 第七条第一項の規定による希少野生生物保護基本方針の策定	
2 第九条第一項の規定による指定及び同条第八項の規定による指定の解除	
3 第十条第四項の規定による通知	
4 第二十条第一項の規定による指定及び同条第九項の規定による指定の解除	
5 第二十二条第一項の規定による指定、同条第二項の規定による	

る同意の取得及び同条第三項の規定による指定の解除

6 第二十三条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による指定の解除

7 第二十七条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知

8 第三十四条第一項の規定による回復事業計画の策定

9 第三十五条第三項の規定による通知

七 徳島県自然環境保全条例に関する次のこと。

1 第十四条の規定による指導又は勧告

2 第十五条の規定による自然環境保全協定の締結

3 第十六条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会

の意見の聴取

4 第二十五条第二項前段（同条第八項、第二十六条第四項及び第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長等の意見の聴取

5 第二十六条第一項の規定による保全計画の決定

6 第二十八条第一項の規定による特別地区の指定、同条第三項の規定による木竹の伐採の方法等の指定並びに同条第四項本文の規定による特別地区内における行為の許可、同項第七号の規定による区域の指定、同項第八号の規定による区域及び植物の指定、同項第九号の規定による区域及び動物の指定、同項第十

の規定による報告の徴収又は職員による立入検査若しくは質問（広域捕獲者等に係るものに限る。）

7 第二十条第二項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指針の策定（希少野生生物保護区等の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）
、第二十条第三項（同条第十項及び第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに第二十条第四項（第二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示及び指定案の縦覧

8 第二十一条第一項の規定による許可（希少野生生物保護区の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）
並びに同条第六項第三号の規定による方法及び限度の指定（希少野生生物保護区の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）

9 第二十二条第四項第三号の規定による許可（立入制限地区の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）

10 第二十四条第二項の規定による禁止若しくは制限又は措置命令（緩衝地区の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）
、同条第三項の規定による期間の決定（緩衝地区の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）

号の規定による湖沼等の指定並びに同項第十一号の規定による区域の指定

7 第二十九条第一項の規定による野生動植物保護地区の指定及び同条第三項第七号の規定による野生動植物の捕獲等の許可

8 第三十条第二項の規定による行為の禁止命令等

9 第三十一条第一項の規定による行為の中止命令等

10 第三十二条の二第一項の規定による生態系維持回復事業計画の策定及び同条第四項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更

11 第三十二条の三第二項の規定による生態系維持回復事業の確認、同条第三項の規定による生態系維持回復事業の認定及び同条第六項の規定による生態系維持回復事業の変更の確認又は認定

12 第三十二条の四の規定による生態系維持回復事業の認定の取消し

13 第三十三条第一項の規定による当該職員による土地への立入り、標識の設置、測量又は障害物の伐採若しくは除去及び同条第二項の規定による土地所有者等への通知

14 第三十四条の四第一項の規定による勧告又は助言及び同条第二項の規定による意見の陳述
八 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に関する次のこと。

1 第九条第二項の規定による国定公園事業の決定

限る。）及び同条第五項の規定による通知（緩衝地区の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）

11 第二十五条第一項の規定による指示（希少野生生物保護区等の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）及び同条第二項の規定による違反行為の中止、原状回復又は必要な措置の命令（希少野生生物保護区等の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）

12 第二十六条第一項の規定による報告の徴収（希少野生生物保護区等の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）及び同条第二項の規定による職員による立入検査若しくは質問又は調査（希少野生生物保護区等の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）

13 第二十八条第一項の規定による職員による土地への立入り（希少野生生物保護区等の区域が一の東部農林水産局等の所管区域を越える場合に限る。）

14 第三十四条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による告示及び閲覧の実施

15 第三十六条第二項の規定による確認及び同条第三項の規定による認定

16 第三十八条第二項の規定によ

-
-
- 2 第十条第二項の規定による国立公園事業の一部執行の決定
 - 3 第十三条の規定による国立公園事業の休止又は廃止の決定
 - 4 第十六条第二項の規定による県以外の公共団体との協議及び同条第三項の規定による国定公園事業の一部執行の認可
 - 5 第十六条第四項において準用する第十条第六項の規定による協議事項の変更の協議又は認可事項の変更の認可
 - 6 第十六条第四項において準用する第十一条の規定による改善命令
 - 7 第十六条第四項において準用する第十二条第二項の規定による地位の承継の協議又は承認及び第十六条第四項において準用する第十二条第二項の規定による国定公園事業の承継の承認
 - 8 第十六条第四項において準用する第十四条第三項の規定による認可の取消し
 - 9 第十六条第四項において準用する第十五条第一項の規定による原状回復命令等及び第十六条第四項において準用する第十五条第二項の規定による原状回復等の実施
 - 10 第二十条第一項の規定による国定公園の特別保護地区の指定及び同条第三項の規定による国定公園の特別地域内における行為の許可
 - 11 第二十一条第一項の規定による国定公園の特別保護地区の指定及び同条第三項の規定による国定公園の特別保護地区内における行為の許可

- る確認又は認定の取消し及び同条第三項の規定による認定の取消し
- 17 第四十六条の規定による認定
- 18 第四十八条第二項の規定による協議
- 五 徳島県自然環境保全条例に関する次のこと。
 - 1 第十六条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による自然環境保全基本方針の公表
 - 2 第二十五条第三項（同条第八項、第二十六条第四項及び第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び指定案等の縦覧、第二十五条第五項（同条第八項及び第二十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催並びに第二十五条第六項（同条第八項、第二十八条第二項、第二十九条第二項及び第三十四条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示
 - 3 第二十六条第三項の規定による保全計画の概要の公示及び閲覧の実施
 - 4 第三十条第一項の規定による普通地区内における行為の届出の受理、同条第三項前段の規定による期間の延長及び同項後段の規定による届出者への通知並びに同条第五項の規定による期間の短縮
 - 5 第三十二条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは調査
 - 6 第三十二条の二第三項（同条

-
-
- 12 第二十二條第一項の規定による
国定公園の海域公園地区の指
定及び同条第三項の規定による
国定公園の海域公園地区にお
ける行為の許可
 - 13 第二十三條第一項の規定によ
る国定公園の利用調整地区の指
定
 - 14 第二十五條第一項の規定によ
る指定認定機関の指定
 - 15 第二十七條第四項の規定によ
る認定関係事務の休止又は廃止
の許可
 - 16 第二十九條第一項の規定によ
る監督命令並びに同条第二項及
び第三項の規定による指定の取
消し
 - 17 第三十三條第二項の規定によ
る国定公園の普通地域内におけ
る行為の禁止若しくは制限又は
措置命令
 - 18 第三十四條第一項の規定によ
る中止命令等及び同条第二項の
規定による原状回復等の実施
 - 19 第三十六條第一項の規定によ
る国定公園の集団施設地区の指
定
 - 20 第三十八條第二項の規定によ
る国定公園における生態系維持
回復事業計画の策定
 - 21 第四十一條第二項の規定によ
る生態系維持回復事業の確認及
び同条第三項の規定による生態
系維持回復事業の認定
 - 22 第四十一條第四項において準
用する第三十九條第六項の規定
による生態系維持回復事業の変
更の確認又は認定
 - 23 第四十一條第四項において準
用する第四十條の規定による認

-
- 第五項において準用する場合を
含む。）の規定による生態系維
持回復事業計画の概要の公示
 - 7 第三十二條の五の規定による
報告の徴収
 - 六 自然公園法に関する次のこと。
 - 1 第十七條第一項の規定による
報告の徴収又は当該職員による
立入検査若しくは質問
 - 2 第二十四條第一項の規定によ
る国定公園の利用調整地区の区
域内への立入りの認定、同条第
四項の規定による立入認定証の
交付及び同条第五項の規定によ
る立入認定証の再交付
 - 3 第二十七條第一項の規定によ
る認定関係事務実施規程の認可
並びに同条第二項の規定による
事業計画及び収支予算の認可
 - 4 第三十條第一項の規定による
報告の徴収又は当該職員による
立入検査若しくは質問
 - 5 第三十三條第一項の規定によ
る普通地域内における行為の届
出の受理並びに同条第四項前段
の規定による期間の延長及び同
項後段の規定による届出者への
通知
 - 6 第三十五條第一項の規定によ
る報告の徴収及び同条第二項の
規定による当該職員による立入
検査又は調査
 - 7 第四十二條の規定による報告
の徴収
 - 8 第六十二條第一項の規定によ
る当該職員による土地への立入
り、標識の設置、測量又は障害
物の伐採若しくは除去及び同条
第二項の規定による土地所有者
等への通知

定の取消し

24 第四十三条第一項の規定による風景地保護協定の締結、同条第四項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による同意及び第四十三条第五項（第四十七条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の認可等

25 第四十九条第一項の規定による公園管理団体の指定

26 第五十二条の規定による改善命令

27 第五十三条第一項の規定による指定の取消し

28 第五十八条の規定による受益者負担の決定

29 第五十九条の規定による原因者負担の決定

九 徳島県立自然公園条例に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による関係市町村等の意見の聴取及び同条第二項（第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による県立自然公園の指定等の公示

2 第六条第一項の規定による関係市町村等の意見の聴取

3 第七条第一項の規定による公園計画の決定

4 第八条第一項の規定による公園計画の廃止又は変更

5 第九条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公園事業の決定等

6 第十条第二項の規定による市町村との協議、同条第三項の規定による公園事業の一部執行の認可及び同条第六項の規定によ

七 徳島県立自然公園条例に関する次のこと。

1 第十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは質問

2 第二十三条第一項の規定による利用調整地区の区域内への立入りの認定、同条第四項の規定による立入認定証の交付及び同条第五項の規定による立入認定証の再交付

3 第二十六条第一項の規定による認定関係事務実施規程の認可並びに同条第二項の規定による事業計画及び収支予算の認可

4 第三十一条第一項の規定による普通地域内における行為の届出の受理、同条第四項前段の規定による期間の延長及び同項後段の規定による届出者への通知並びに同条第六項の規定による期間の短縮

5 第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による当該職員による立入検査又は調査

6 第三十八条の規定による報告の徴収

7 第五十一条第一項の規定による当該職員による土地への立入り、標識の設置、測量又は障害物の伐採若しくは除去及び同条第二項の規定による土地所有者等への通知

八 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里の設置及び管理に関する条例（平成四年徳島県条例第十九号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

る協議事項の変更の協議又は認可事項の変更の認可	7 第十一条の規定による改善命令	8 第十二条第一項の規定による公園事業の譲渡及び譲受けの承認、同条第二項の規定による地位の承継の協議又は承認並びに同条第三項の規定による公園事業の承継の承認	9 第十四条第三項の規定による認可の取消し	10 第十五条の規定による原状回復命令等	11 第二十一条第一項の規定による特別地域の指定並びに同条第三項の規定による特別地域内における行為の許可、同項第三号の規定による区域の指定、同項第六号の規定による湖沼等の指定、同項第八号の規定による物の指定、同項第十一号の規定による植物の指定、同項第十二号の規定による区域及び植物の指定、同項第十三号の規定による動物の指定、同項第十四号の規定による区域及び動物の指定並びに同項第十六号及び第十七号の規定による区域の指定	12 第二十二条第一項の規定による利用調整地区の指定	13 第二十四条第一項の規定による指定認定機関の指定	14 第二十六条第四項の規定による認定関係事務の休止又は廃止の許可	15 第二十八条第一項の規定による監督命令並びに同条第二項及び第三項の規定による指定の取消し	2 第五条ただし書の規定による利用できる日及び時間の変更の承認	3 第八条第二項の規定による使用料の免除	4 第九条ただし書の規定による賠償責任の免除	九 徳島県立佐那河内いきものふれあいの里管理規則（平成四年徳島県規則第四十九号）に関する次のこと。	1 第四条の規定による利用者心得等の制定	2 第六条ただし書の規定による使用料の徴収の特例の決定	3 第七条ただし書の規定による使用料の還付
--------------------------------	-------------------------	---	------------------------------	-----------------------------	--	-----------------------------------	-----------------------------------	--	---	--	-----------------------------	-------------------------------	--	-----------------------------	------------------------------------	------------------------------

	環境指 導課
16 第三十一条第二項の規定による普通地域内における行為の禁止若しくは制限又は措置命令 17 第三十二条第一項の規定による中止命令等及び同条第二項の規定による原状回復等の実施 18 第三十五条第一項の規定による生態系維持回復事業計画の策定及び同条第四項の規定による生態系維持回復事業計画の廃止又は変更 19 第三十六条第二項の規定による生態系維持回復事業の確認、同条第三項の規定による生態系維持回復事業の認定及び同条第六項の規定による変更の確認又は認定 20 第三十七条の規定による認定の取消し 21 第三十九条第一項の規定による風景地保護協定の締結、同条第四項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による同意及び第三十九条第五項（第四十三条において準用する場合を含む。）の規定による風景地保護協定の認可等 22 第四十五条第一項の規定による公園管理団体の指定 23 第四十八条の規定による改善命令 24 第四十九条第一項の規定による指定の取消し	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。 1 第五条の五第三項の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村の意見の聴取 2 第八条第一項の規定による一
	一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。 1 第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による使用前検査 2 第八条の二の二第一項の規定

一般廃棄物処理施設の許可

- 3 第九条第一項の規定による変更の許可及び同条第五項（第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による確認

- 4 第九条の二第二項の規定による改善命令又は使用停止命令

- 5 第九条の二の二第一項及び第二項の規定による一般廃棄物処理施設の許可の取消し

- 6 第九条の二の三第二項の規定による確認

- 7 第九条の二の四第一項の規定による熱回収施設の認定、同条第二項の規定による熱回収施設の認定の更新及び同条第五項の規定による熱回収施設の認定の取消し

- 8 第九条の三第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出の受理、同条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の計画の変更又は廃止の命令、同条第四項ただし書（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の届出の内容が相当であると認める旨の通知及び同条第十項の規定による一般廃棄物処理施設の改善命令又は使用停止命令

- 9 第九条の五第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による譲受け又は借受けの許可

- 10 第九条の六第一項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による譲受け又は借受けの許可

による一般廃棄物処理施設の検査

- 3 第八条の五第四項（第十五条の二の四において準用する場合を含む。）の規定による維持管理積立金の額の通知

- 4 第十二条第十一項の規定による公表

- 5 第十二条の二第十二項の規定による公表

- 6 第十二条の六第一項の規定による産業廃棄物の適正な処理に關し必要な措置を講ずべき旨の勧告

- 7 第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可

- 8 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可

- 9 第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可

- 10 第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可

- 11 第十五条の二第五項の規定による使用前検査

- 12 第十五条の二の二第二項の規定による産業廃棄物処理施設の検査

- 13 第十五条の十三第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

- 14 第十五条の十八第一項の規定による指定区域台帳の調製

- 15 第十五条の十九第四項の規定による計画の変更命令

- 16 第十八条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

む。）の規定による合併又は分割の認可	徴収
11 第十二条の六第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令	17 第十九条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査又は収去
12 第十二条の七第一項及び第七項の規定による認定並びに同条第十項の規定による認定の取消し	18 第二十三条の三第一項及び第二項の規定による意見聴取
13 第十四条第六項の規定による産業廃棄物処分業の許可	19 第二十三条の五の規定による照会又は協力の要請
14 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）に関する次のこと。
15 第十四条の三（第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処分業等の事業の停止命令	1 第十七条の規定による廃棄物再生事業者の登録
16 第十四条の三の二第一項及び第二項（第十四条の六において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物処分業等の許可の取消し	2 第二十二條の規定による廃棄物再生事業者の登録の取消し
17 第十四条の四第六項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可	三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関する次のこと。
18 第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1 第九条第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための収集又は運搬を業として行う者の指定及び同条第十四号の規定による産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の指定
19 第十五条第一項の規定による産業廃棄物処理施設の許可	2 第十条の十一第六号の規定による特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者の指定
20 第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可	四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。
21 第十五条の二の七の規定による改善命令又は使用停止命令	1 第十八条第二項の規定による発注者からの申告の受理
22 第十五条の三第一項及び第二項の規定による産業廃棄物処理施設の許可の取消し	2 第十九条の規定による特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告
23 第十五条の三の二第二項の規定による確認	3 第四十二条第二項の規定による報告の徴収
	五 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

24 第十五条の三の三第一項の規定による熱回収施設の認定、同条第二項の規定による熱回収施設の認定の更新及び同条第五項の規定による熱回収施設の認定の取消し	1 第四十二条の規定による引取業の登録
25 第十五条の十四の規定による監督命令	2 第五十三条の規定によるフロン類回収業の登録
26 第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定及び同条第四項の規定による指定区域の全部又は一部の指定解除	3 第六十条の規定による解体業の許可
27 第十九条の三（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による改善命令	4 第三十条の規定による報告の徴収
28 第十九条の五第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令	5 第三十一条第一項の規定による立入検査
29 第十九条の六第一項の規定による措置命令	六 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に関する次のこと。
30 第十九条の八第一項の規定による生活環境保全上の支障の除去等の措置	1 第二十七条第一項の規定による第一種フロン類充填回収業者の登録
31 第十九条の十一第一項の規定による措置命令	2 第三十条第一項の規定による登録の更新
32 第二十一条の二第二項の規定による措置命令	七 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。
二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）に関する次のこと。	1 第三十五条第一項の規定による市町村への助言等
1 第十条の三第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための処分を業として行う者の指定及び同条第十号の規定による産業廃棄物の処分又は再生を業として行う者の指定	2 第三十六条の規定による国等への協力要請
2 第十条の十五第四号の規定による特別管理産業廃棄物の処分	

又は再生を業として行う者の指
定

三 海洋汚染等及び海上災害の防止
に関する法律（昭和四十五年法律
第三百三十六号）第三十七条第二項
の規定による国土交通大臣に対す
る措置の要請

四 建設工事に係る資材の再資源化
等に関する法律（平成十二年法律
第四百四号）に関する次のこと。

1 第二十条の規定による特定建
設資材廃棄物の再資源化等の方
法の変更等の措置命令

2 第四十三条第一項の規定によ
る職員による立入検査（特定建
設資材廃棄物の再資源化等に係
るものに限る。）

五 使用済自動車の再資源化等に関
する法律（平成十四年法律第八十
七号）に関する次のこと。

1 第二十条第三項の規定による
措置命令

2 第五十一条の規定による引取
業の登録の取消し又は事業の停
止命令

3 第五十八条の規定によるフロ
ン類回収業の登録の取消し又は
事業の停止命令

4 第六十六条（第七十二条にお
いて準用する場合を含む。）の
規定による解体業等の許可の取
消し又は事業の停止命令

5 第六十七条の規定による破砕
業の許可

6 第七十条の規定による破砕業
の事業範囲の変更の許可

7 第九十条第三項の規定による
措置命令

六 フロン類の使用の合理化及び管
理の適正化に関する法律（平成十

	三年法律第六十四号）第三十五条 第一項の規定による登録の取消し 又は業務の停止命令 七 徳島県生活環境保全条例第一百 三条第一項の規定による委託等 の実施に関する指導及び同条第二項 の規定による勧告	
環境管 理課	一 大気汚染防止法に関する次のこ と。 1 第三条第五項の規定による環 境大臣に対する意見の陳述 2 第五条の二第五項の規定によ る環境大臣に対する申出及び同 条第六項の規定による環境大臣 に対する意見の陳述 3 第五条の三第二項（同条第六 項において準用する場合を含む 。）の規定による徳島県環境審 議会及び関係市町村長の意見の 聴取 4 第九条の規定によるばい煙発 生施設の構造等に関する計画の 変更命令及びばい煙発生施設の 設置に関する計画の廃止命令 5 第九条の二の規定による指定 ばい煙の処理の方法の改善等の 命令 6 第十四条第一項の規定による ばい煙排出者に対する改善命令 等及び同条第三項の規定による 指定ばい煙の処理の方法の改善 等の命令 7 第十五条第一項の規定による 燃料使用基準に従うべきことの 勧告、同条第二項の規定による 燃料使用基準に従うべきことの 命令、同条第三項の規定による 燃料使用基準の設定及び同条第 四項の規定による環境大臣に対	一 大気汚染防止法に関する次のこ と。 1 第四条第三項の規定による環 境大臣への通知 2 第五条の二第七項の規定によ る公示 3 第五条の三第三項（同条第六 項において準用する場合を含む 。）の規定による環境大臣との 協議及び同条第四項（同条第六 項において準用する場合を含む 。）の規定による公表 4 第十条第二項（第十七条の十 三第一項、第十八条の十三第一 項及び第十八条の三十六第一項 において準用する場合を含む。 ）の規定による制限期間の短縮 5 第十五条第五項（第十五条の 二第五項において準用する場合 を含む。）の規定による公示 6 第二十条の規定による自動車 排出ガスの濃度の測定 7 第二十六条第一項の規定によ る報告の徴収及び職員による立 入検査 8 第二十八条第二項の規定によ る資料の送付その他の協力の要 求等 9 附則第十一項の規定による報 告の徴収 二 大気汚染防止法施行規則（昭和 厚 生 省

する意見の陳述

8 第十五条の二第一項の規定による燃料使用基準に従うべきことの勧告、同条第二項の規定による燃料使用基準に従うべきことの命令、同条第三項の規定による燃料使用基準の設定並びに同条第四項の規定による区域の区分及び当該区域ごとの燃料使用基準の設定

9 第十七条第三項の規定によるばい煙発生施設又は特定施設の設置者に対する措置命令

10 第十七条の八の規定による揮発性有機化合物排出施設の構造等に関する計画の変更命令及び揮発性有機化合物排出施設の設定に関する計画の廃止命令

11 第十七条の十一の規定による揮発性有機化合物排出者に対する改善等の命令

12 第十八条の四の規定による基準に従うべきことの命令及び一般粉じん発生施設の使用の一時停止の命令

13 第十八条の八の規定による特定粉じん発生施設の構造等に関する計画の変更命令及び特定粉じん発生施設の設定に関する計画の廃止命令

14 第十八条の十一の規定による特定粉じん排出者に対する改善命令等

15 第十八条の十八第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更命令

16 第十八条の二十一の規定によ

四十六年 通商産業省 令第一号）第

十条の五第三項の規定による届出年月日の申告の要求

三 ダイオキシン類対策特別措置法に関する次のこと。

1 第八条第五項の規定による環境大臣への通知

2 第十条第八項の規定による公示

3 第十一条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による環境大臣との協議及び同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表

4 第十七条第二項の規定による制限期間の短縮

5 第二十六条第二項の規定による環境大臣への報告

6 第二十九条第四項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告、環境大臣への報告及び関係市町村長への通知

7 第三十一条第六項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び関係市町村長への通知

8 第三十四条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査

9 第三十六条第二項の規定による資料の送付その他の協力要求等

10 第四十五条第三項の規定による立入検査及び測定

四 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関する次のこと。

る特定粉じん排出等作業の作業基準に従うべきことの命令及び特定粉じん排出等作業の一時停止の命令

17 第十八条の三十一の規定による計画の変更又は廃止の命令

18 第十八条の三十四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令

19 第二十一条第一項の規定による公安委員会に対する措置の要請及び同条第三項の規定による道路管理者等に対する意見の陳述

20 第二十三条第二項の規定による必要な措置をとるべきことの命令及び公安委員会に対する措置の要請

21 第二十四条第一項の規定による大気汚染の状況の公表

22 第二十七条第三項の規定による行政機関の長に対する措置の要請及び同条第五項の規定による行政機関の長との協議

23 附則第十項の規定による勧告
二 ダイオキシン類対策特別措置法に関する次のこと。

1 第十条第五項の規定による環境大臣に対する申出及び同条第七項の規定による環境大臣に対する意見の陳述

2 第十一条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに公聴会の開催その他の指定地域の住民の意見を反映させるために必要な措置の実施

3 第十五条の規定による特定施設の構造等に関する計画の変更

1 第五条第三項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の主務大臣に対する進達並びに当該届出に係る事項に関する意見の付加

2 第七条第五項の規定による主務大臣に対する説明の要求
五 公害紛争処理法に関する次のこと。

1 第十八条第一項の規定による公害審査委員候補者名簿の作成
2 第二十五条の規定による事件の移送

3 第二十七条第五項の規定による関係書類の送付

4 第三十八条第一項の規定による中央委員会への引継ぎ

5 第四十三条の規定による協力の要求

6 第四十九条の二の規定による苦情の処理状況についての報告の要求

六 公害紛争処理法施行令に関する次のこと。

1 第七条の規定による相手方に対する通知

2 第九条第一項、第三項及び第四項の規定による当事者に対する通知

3 第十二条第三項の規定による当事者に対する通知

4 第十二条の二の規定による公害等調整委員会に対する通知及び返付

5 第十三条の規定による指名の通知

6 第十四条第二項の規定による指名の通知

7 第十五条の三の規定による記録の閲覧の許可

命令及び特定施設の設置に関する計画の廃止命令	七 公害紛争処理法施行規則（昭和四十七年総理府令第四十七号）に関する次のこと。
4 第十六条の規定による発生ガスの処理の方法の改善等の命令	1 第一条第一項の規定による希望者への閲覧
5 第二十二条第一項の規定による排出者に対する改善命令等及び同条第三項の規定による発生ガスの処理の方法の改善等の命令	2 第三条の規定による文書及び物件その他当該事件の関係文書及び物件の送付並びに当事者に対する通知
6 第二十三条第三項の規定による特定施設の設置者に対する措置命令及び同条第四項の規定による環境大臣への報告	3 第七条第二項の規定による記録の閲覧者への指示
7 第二十七条第三項の規定による調査測定の結果の公表	八 徳島県公害紛争処理条例（昭和四十五年徳島県条例第五十四号）第五条第一項の規定による手数料の減免又は納付の猶予
8 第二十八条第四項の規定による測定の結果の公表	九 水質汚濁防止法に関する次のこと。
9 第二十九条第三項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取	1 第三条第五項の規定による環境大臣等に対する通知
10 第三十一条第三項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取及び公聴会の開催その他の対策地域の住民の意見を反映させるために必要な措置の実施並びに第三十一条第四項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境大臣との協議	2 第四条の三第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による総量削減計画の公表
11 第三十五条第三項の規定による行政機関の長に対する措置の要請及び同条第五項の規定による命令をしようとするときの行政機関の長に対する事前の協議	3 第四条の五第四項の規定による公示
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八	4 第十四条の八第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係府県知事に対する通知並びに同条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び生活排水対策推進市町村に対する通知
三	5 第二十四条第二項の規定による資料の送付その他の協力の要求等及び同条第三項の規定による河川管理者等からの意見の聴取
の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八	十 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十一条第一

十六号）に関する次のこと。

1 第八条第五項の規定による集計の結果の公表

2 第十三条の規定による行政機関の長に対する資料の提供の要求及び意見の陳述

四 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）に関する次のこと。

1 第二十二条の規定による連合審査会の委員の指名

2 第二十八条第二項の規定によるあつせん委員の指名

3 第三十一条第二項の規定による調停委員の指名

4 第三十九条第二項の規定による仲裁委員の指名

5 第四十三条の二第一項の規定による義務履行の勧告及び他の関係審査会等との協議

五 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）第十四条第一項の規定による仲裁委員の指名

六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第四十七条第二項の規定による国土交通大臣に対する意見の陳述

七 水質汚濁防止法に関する次のこと。

1 第四条の二第三項及び第四項の規定による環境大臣に対する意見の陳述

2 第四条の三第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取及び環境大臣との協議

3 第十三条第一項の規定による排水を排出する者に対する改善命令等及び同条第三項の規定

項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査

十一 瀬戸内海環境保全特別措置法に関する次のこと。

1 第四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による府県計画の公表及び関係市町村に対する送付

2 第五条第四項（第八条第三項において準用する場合を含む。）

）の規定による許可申請の概要の告示及び書面の縦覧並びに第五条第五項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係府県知事等に対する通知及び意見の聴取

3 第十二条の三第四項の規定による公表

4 第十二条の五第一項の規定による報告の徴収

5 第十二条の六第六項（第十二条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による工場又は事業場の設置者、住民その他の関係者の意見の聴取並びに第十二条の六第九項（第十二条の七第三項において準用する場合を含む。）の規定による栄養塩類管理計画の公告及び環境大臣に対する報告並びに関係府県の知事及び市町村の長に対する通知

十二 土壤汚染対策法に関する次のこと。

1 第三条第三項の規定による有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨等の通知

2 第七条第五項の規定による期間の短縮

3 第十二条第一項第一号の規定

による汚水又は廃液の処理の方法の改善等の命令	による土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認
4 第十三条の二第一項の規定による改善命令等	4 第十四条第四項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査
5 第十三条の三第一項の規定による改善命令等	5 第四十三条の規定による公示
6 第十三条の四の規定による指導、助言及び勧告	6 第五十四条第一項、第三項又は第四項の規定による報告の徴収又は立入検査
7 第十四条の二第四項の規定による応急措置を講ずべきことの命令	十三 土壤汚染対策法施行規則に関する次のこと。
8 第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の水質の浄化のための措置をとることの命令	1 第一条第一項ただし書の規定による報告期限の延長
9 第十四条の八第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取	2 第三条第三項の規定による調査実施者への通知
10 第十四条の九第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による生活排水対策推進市町村に対する助言及び勧告	3 第二十一条の規定による土地所有者等への通知
11 第十六条第一項の規定による測定計画の作成	4 第四十四条第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する確認並びに第四十四条第五項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の取消し及び通知
12 第十六条の二の規定による地下水の水質の測定の協力の要求	5 第四十五条第三項に規定する第四十三条第三号の確認
13 第十七条第一項の規定による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の公表	6 第四十六条第三項（第五十条第三項において準用する場合を含む。）に規定する確認
14 第十八条の規定による一般への周知等	7 第五十二条の八第一項の規定による施行管理方針の確認の取消し
15 第二十三条第三項の規定による行政機関の長に対する措置の要請及び同条第五項の規定による行政機関の長との協議	十四 騒音規制法第三条第三項の規定による地域の指定等の公示
八 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第十条の規定に	十五 悪臭防止法第六条の規定による規制地域の指定等の公示
	十六 振動規制法第三条第三項の規定による地域の指定等の公示
	十七 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。

よる公害防止統括者等の解任命令
九 瀬戸内海環境保全特別措置法に
関する次のこと。

- 1 第三条第三項の規定による環
境大臣に対する意見の陳述
- 2 第四条第三項（同条第六項に
おいて準用する場合を含む。）
の規定による環境大臣との協議
- 3 第五条第一項の規定による特
定施設の設置の許可
- 4 第八条第一項本文の規定によ
る特定施設の構造等の変更の許
可
- 5 第十一条の規定による特定施
設の除却その他違反の是正に係
る措置命令
- 6 第十二条の三第三項の規定に
よる環境大臣に対する報告
- 7 第十二条の四の規定による指
導、助言及び勧告
- 8 第十二条の六第六項（第十二
条の七第三項において準用する
場合を含む。）の規定による栄
養塩類増加措置を実施する者との
協議並びに第十二条の六第七
項（第十二条の七第三項におい
て準用する場合を含む。）の規
定による関係府県の知事及び市
町村の長の意見の聴取並びに環
境大臣との協議
- 9 第十二条の七第二項の規定に
よる栄養塩類増加措置を実施す
る者との協議
- 10 第十二条の十の規定による関
係府県の知事又は市町村の長に
対する協力の要請
- 11 第二十条第二項の規定による
環境大臣に対する報告
- 十 土壌汚染対策法（平成十四年法
律第五十三号）に関する次のこと

1 第十二条第二項の規定による
制限期間の短縮

- 2 第二十四条第三項の規定によ
る告示
- 3 第六十二条第一項の規定によ
る特定事業の許可
- 4 第六十四条（第六十七条第三
項において準用する場合を含む
。）の規定による関係市町村長
の意見の聴取
- 5 第六十七条第一項の規定によ
る特定事業の変更許可
- 6 第六十九条第一号の規定によ
る土壌基準に適合していること
の事前承認及び同条第四号の規
定による土壌の汚染のおそれか
ないことの認定
- 7 第七十二条第一項の規定によ
る水質検査を行うことができな
いことの認定及び同条第二項の
規定による水質検査を行うこと
ができないこと又は土壌検査を
行う必要がないことの認定
- 8 第七十四条第三項の規定によ
る完了の届出に対する通知及び
同条第四項の規定による廃止又
は休止の届出に対する通知
- 9 第百十九条第五号の規定によ
る特に必要があるとの認定
- 10 別表第十一第一号の下欄一の
1ただし書の規定による採取点
の指定
- 十八 徳島県生活環境保全条例施行
規則（平成十七年徳島県規則第三
十号）第四十七条第二項（第四
十
八条第一項において準用する場合
を含む。）の規定による試料の採
取に立ち会う職員及びその期日の
指定
- 十九 特定特殊自動車排出ガスの規

。

- 1 第三条第一項本文の規定による指定、同項ただし書の規定による人の健康被害が生ずるおそれがない旨の確認、同条第四項の規定による汚染状況の調査報告又は是正の命令、同条第六項の規定による確認の取消し及び同条第八項の規定による汚染状況の調査報告の命令
- 2 第四条第三項の規定による汚染状況の調査報告の命令
- 3 第五条第一項の規定による汚染状況の調査報告の命令並びに同条第二項の規定による調査の実施及び公告
- 4 第六条第一項の規定による要措置区域の指定、同条第二項（第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示及び第六条第四項の規定による指定の解除
- 5 第七条第一項の規定による汚染除去等計画の提出の指示、同条第二項の規定による汚染除去等計画の提出命令、同条第四項の規定による汚染除去等計画の変更命令、同条第八項の規定による措置命令並びに同条第十項の規定による措置の実施及び公告
- 6 第十一条第一項の規定による形質変更時要届出区域の指定及び同条第二項の規定による指定の解除
- 7 第十二条第五項の規定による施行方法に関する計画の変更命令
- 8 第十四条第三項の規定による申請に係る調査に関する認定

制等に関する法律に関する次のこと。

- 1 第二十八条第二項の規定による指導及び助言並びに同条第三項の規定による報告
- 2 第二十九条第二項の規定による報告の徴収及び同条第四項の規定による報告
- 3 第三十条第二項の規定による職員による立入検査又は質問及び同条第四項の規定による報告

-
-
- 9 第十六条第一項の規定による環境省令で定める基準に適合することの認定及び同条第四項の規定による措置命令
 - 10 第十九条の規定による汚染土壌の適正な運搬及び処理のための措置その他必要な措置の命令
 - 11 第二十二条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可及び同条第四項の規定による汚染土壌処理業の許可の更新
 - 12 第二十三条第一項の規定による汚染土壌処理業の変更の許可
 - 13 第二十四条の規定による改善命令
 - 14 第二十五条の規定による汚染土壌処理業の許可の取消し又は事業の停止命令
 - 15 第二十七条第二項の規定による汚染の除去等の措置命令
 - 16 第二十七条の二第一項の規定による承認
 - 17 第二十七条の三第一項の規定による承認
 - 18 第二十七条の四第一項の規定による承認
 - 19 第三十二条第一項の規定による指定の更新
 - 20 第三十六条第三項の規定による土壌汚染状況調査等の実施又は方法の改善の命令
 - 21 第三十九条の規定による措置命令
 - 22 第四十二条の規定による指定の取消し
 - 23 第五十五条の規定による施設管理者との協議
 - 24 第五十六条第二項の規定による関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の陳述
-

-
- 十一 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第二十五条第五号の規定による指定
 - 十二 騒音規制法第三条第二項の規定による関係町村長の意見の聴取
 - 十三 悪臭防止法第五条第一項の規定による町村長の意見の聴取及び同条第二項の規定による市町村長の意見の聴取
 - 十四 振動規制法第三条第二項の規定による関係町村長の意見の聴取
 - 十五 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。
 - 1 第五条第二項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取
 - 2 第六条第三項（第二十一条第二項、第二十五条第三項、第三十六条第三項及び第三十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境審議会の意見の聴取
 - 3 第七条（第二十三条第一項、第三十四条及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新設等の協議及び当該協議があつた場合の措置の指示（著しく人の健康又は生活環境を阻害する排水を排出する工場等の新設等に係るものであつて徳島市の区域に係るものを除く。）
 - 4 第十一条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更命令及びばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止命令
 - 5 第十六条第一項の規定によるばい煙排出者に対する改善命令
-

等

6 第十八条第三項の規定による
ばい煙排出者に対する事故時の
措置命令

7 第二十二条の規定による基準
に従うべきことの命令及び粉じ
ん発生施設の使用の一時停止の
命令

8 第二十四条第二項の規定によ
る関係市町村長の意見の聴取

9 第四十五条第一項の規定によ
る排水を排出する者に対する
改善命令等（徳島市の区域に係
るものを除く。）

10 第四十七条第二項の規定によ
る汚水等排出工場等の設置者に
対する事故時の措置命令

11 第五十一条第二項の規定によ
る特定有害物質等取扱事業所敷
地内の土壌又は地下水の汚染発
見時の届出内容の公表及び市町
村長への通知

12 第五十五条第一項及び第二項
の規定による地下水の水質浄化
のための措置命令

13 第五十六条第二項の規定によ
る特定有害物質等の取扱事業所
の設置者に対する事故時の措置
命令

14 第六十条第二項の規定による
土壌基準に適合しない土砂等の
埋立て等の停止等の命令及び同
条第三項の規定による浸透水が
水質基準に適合しないときの土
砂等の埋立て等の停止等の命令

15 第六十一条第二項の規定によ
る崩落等の防止のための措置命
令

16 第七十六条第一項の規定によ
る許可の取消し及び許可に係る

特定事業の停止命令

17 第七十七条第一項の規定による土砂等の撤去等の措置命令及び同条第二項の規定による災害の発生を防止するために必要な措置命令

18 第八十一条第三項の規定による関係市町村長の意見の聴取及び同条第四項の規定による告示

19 第九十条第一項の規定による取水基準等の遵守等の措置勧告、同条第二項の規定による地下水採取量の削減等の勧告、同条第三項の規定による届出等の勧告及び同条第四項の規定による勧告に従うべきことの命令

20 第九十二条の規定による緊急時の要請

21 第九十三条第一項の規定による指定化学物質適正管理指針の策定及び同条第二項の規定による公表

十六 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）に関する次のこと。

1 第四条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見及びその理由の陳述

2 第十条第一項の規定による方法書についての意見の陳述及び同条第二項の規定による市町村長の意見の聴取

3 第二十条第一項の規定による準備書についての意見の陳述及び同条第二項の規定による市町村長の意見の聴取

十七 徳島県環境影響評価条例（平成十二年徳島県条例第二十六号）に関する次のこと。

-
- 1 第四条第一項の規定による技術指針の策定、同条第三項の規定による技術指針の改定及び同条第四項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取
 - 2 第四条の五第一項の規定による配慮書についての意見の陳述、同条第二項の規定による市町村長の意見の聴取及び同条第三項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取
 - 3 第五条第二項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見及びその理由の聴取、第五条第三項の規定による第二種事業についての判定並びに同条第十項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取
 - 4 第十一条第一項の規定による方法書についての意見の陳述、同条第二項の規定による市町村長の意見の聴取及び同条第三項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取
 - 5 第二十条第一項の規定による準備書についての意見の陳述及び同条第二項の規定による市町村長の意見の聴取
 - 6 第二十一条第一項の規定による公聴会の開催
 - 7 第二十四条第一項の規定による評価書についての意見の陳述、同条第二項の規定による市町村長の意見の聴取及び同条第三項の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取
 - 8 第三十三条の規定による環境影響評価その他の手続の再実施の要請
-

	こども 未来政 策課
9 第三十五条の規定による環境の保全についての配慮の要請 10 第四十四条第一項の規定による必要な措置の要請、同条第二項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取及び第四十四条第三項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取 11 第四十八条第一項の規定による手続の併合の要請 12 第六十条第一項の規定による市町村長の意見及びその理由の聴取 13 第六十二条第一項の規定による市町村長の意見の聴取、同条第二項から第四項までの規定による徳島県環境影響評価審査会の意見の聴取及び同条第五項の規定による公聴会の開催 14 第七十条第一項の規定による必要な措置の要請 15 第七十四条の規定による書類の指定 十八 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十八条第一項の規定による技術基準適合命令及び同条第二項の規定による報告	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に関する次のこと。 1 第四条第一項（第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による私立学校等の設置廃止等の認可 2 第十三条第一項（第三百三十三条第一項及び第三百三十四条第二
	一 私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）第二条第五項第三号、第四条第一項第三号及び第六項第三号、第五条第一項第六号、第六条第一項第九号並びに第九条第六項第四号の規定による添付書類の決定 二 私立学校振興助成法に関する次

項において準用する場合を含む。
。）の規定による私立学校等の閉鎖命令

3 第三十条第一項の規定による私立の専修学校の設置廃止等の認可

4 第三十六条第一項の規定による専修学校又は各種学校の設置認可申請の勧告及び同条第二項の規定による教育の中止命令。
二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）に関する次のこと。

1 第六条（第六十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による教育の調査等に関する必要な報告書の提出の要求
2 第十七条の規定による私立学校審議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項の承認

3 第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による収益事業の種類の決定及びその公告

4 第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定による寄附行為の認可

5 第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による寄附行為の補充

6 第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任

7 第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による寄附行為の変更の認可

のこと。

1 第十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは検査

2 第十四条第三項ただし書の規定による公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付の免除の許可
三 地方公務員法に関する次のこと。

1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（こども未来部に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。）

2 パートタイム会計年度任用職員の任免（こども未来部に係るものに限る。）

四 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（こども未来部に所属する職員に限る。）の指定

協議会」を「地域共生推進課長の専決」に改め、同欄第三号及び第八号中「法人検査課長」を「地域共生推進課長」に改め、同表こども家庭支援課の項の項名を「青少年・こども家庭課」に改め、同項部長の欄第三号の1中「第十三条第三項第一号」を「第十三条第三項第二号」に改め、同欄第四号の5中「養子縁組あつせん事業」を「養子縁組あつせん事業」に改め、同欄第七号中「（総合県民局の長の専決に係るものを除く。）」を削り、同項課長の欄第四号の5中「若しくは」を「及び」に、「町村社会福祉協議会」を「地域共生推進課長の専決」に改め、同欄第六号中「法人検査課長」を「地域共生推進課長」に改め、同表保健福祉政策課の項課長の欄第四号中「第三条第七項」を「第三条第二項」に改め、同表国保・地域共生課の項の項名を「地域共生推進課」に改め、同項部長の欄中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号を削り、第十号を第七号とし、第十一号を第八号とし、同項課長の欄中第一号から第三号までを削り、同欄第四号の5中「若しくは調査」を「及び調査（社会福祉施設の利用者の適切な処遇の確保に係るものを除く。）」に改め、同号を同欄第一号とし、同欄中第五号を第二号とし、第六号から第八号までを三号ずつ繰り上げ、第九号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 児童福祉法第四十六条第一項の規定による報告の徴収又は職員による質問若しくは立入検査（社会福祉法人が設置する乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設に係るものに限り、かつ、乳児院、母子生活支援施設、保育所及び児童養護施設にあつては経理に係るものに限り、障害児入所施設、児童発達支援センター及び児童自立支援施設にあつては児童の適切な処遇の確保に係るものを除く。）

別表第四国保・地域共生課の項課長の欄第十号中「（1にあつては、法人検査課長の専決に係るものを除く。）」を削り、同号を同欄第八号とし、同欄中第十一号を第九号とし、第十二号から第十八号までを二号ずつ繰り上げ、同欄に次の二号を加える。

十七 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十八条第二項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（社会福祉法人が設置する特別養護老人ホーム又は養護老人ホームに係るものに限り、入所する老人の適切な処遇の確保に係るものを除く。）

十八 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十九条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による質問若しくは立入検査（社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園の経理に係るものに限る。）

別表第四医療政策課の項部長の欄第十七号の2中「第二十六条第四項」を「第二十六条第三項」に改め、同表健康づくり課の項及び感染症対策課の項を次のように改める。

健康寿命推進課	健康寿命推進	健康寿命推進
	一 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十条第五項の規定による指定養育医療機関の指定及び同条第七項において準用する児童福祉法第二十条第八項の規定による指定養育医療機関の指定の	一 母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第十九条の二十第一項の規定による診療報酬の請求等の審査及び診療報酬額の決定 二 児童福祉法に関する次のこと。

取消し

二 母子保健法施行細則（昭和四十四年徳島県規則第三十一号）第十三条の規定による指定養育医療機関の名称の変更等の告示

三 児童福祉法に関する次のこと。

1 第六条の第二第二項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

2 第十九条の第三第一項の規定による指定医の指定

3 第十九条の六第一項第一号及び第三号の規定による医療費支給認定の取消し

4 第十九条の十第一項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新

5 第十九条の十七第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令

6 第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消し又は効力の停止

7 第二十条第五項の規定による医療を担当させる機関の指定及び同条第八項の規定による指定療育機関の指定の取消し

四 児童福祉法施行規則に関する次のこと。

1 第七条の十第一項第二号の規定による研修の実施

2 第七条の十二の規定による指定医の指定の更新

3 第七条の十六の規定による指定医の指定の取消し

五 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の規定による栄養士の免許の取消し又は名称の使用の停止

1 第十九条の二第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給

2 第十九条の三第三項の規定による医療費支給認定、同条第四項の規定による小児慢性特定疾病審査会に対する審査要求、同条第五項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の決定及び同条第十項の規定による費用の支払

3 第十九条の五第二項の規定による医療費支給認定の変更の認定（小児慢性特定疾病の名称その他重要な事項の変更に係るものに限る。）

4 第十九条の六第一項第二号の規定による医療費支給認定の取消し

5 第十九条の十六第四項の規定による支払の一時差止め

6 第十九条の二十第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の請求等の審査及び小児慢性特定疾病医療費の額の決定、同条第三項の規定による意見聴取並びに同条第四項の規定による支払に関する事務の委託

7 第二十条第一項の規定による療育の給付の決定及び同条第四項の規定による療育の給付の委託の決定

8 第五十六条第二項の規定による本人又は扶養義務者からの費用の徴収（第五十条第五号に規定する費用に係るものに限る。）

9 第五十七条の二第三項及び第四項の規定による不正受給者等からの徴収金の徴収

六 栄養士法施行令（昭和二十八年政令第二百三十一号）第九条（同令第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による養成施設又は管理栄養士養成施設の指定申請書等に係る副申	三 栄養士法第二条第一項の規定による栄養士の免許 四 栄養士法施行令に関する次のこと。
七 健康増進法に関する次のこと。	1 第三条第一項の規定による栄養士名簿の訂正
1 第二十三条第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による措置命令	2 第四条第一項の規定による栄養士名簿の登録の抹消
2 第三十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令	3 第七条の規定による栄養士免許の取消し等の通知
3 第三十四条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令	五 健康増進法に関する次のこと。
4 第三十六条第一項及び第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による公表並びに同条第四項の規定による措置命令	1 第十一条第一項の規定による国民健康・栄養調査世帯の指定
5 第三十八条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問	2 第十九条の五の規定による市町村が行う健康増進事業の実施の状況に関する報告の徴収
八 健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）に関する次のこと。	六 がん登録等の推進に関する法律に関する次のこと。
1 附則第二条第五項の規定による既存特定飲食提供施設の管理権原者等からの報告の徴収又は立入検査若しくは質問	1 第十八条第一項の規定による提供の決定及び同項第三号の規定による同項第二号に掲げる者に準ずる者の決定
2 附則第三条第三項の規定による指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等からの報告の徴収又は立入検査若しくは質問	2 第十九条第一項、第二十条並びに第二十一条第八項及び第九項の規定による提供の決定
九 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条第一号の規定による調理師養成施設の指定	3 第二十四条第一項の規定による権限及び事務の委任
	七 がん登録等の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百二十三号）第六条第二項第九号の規定による指定
	八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十七条第一項の規定による医師の指定
	九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十三条第一項の規定による医療費等の額の決定（更生医療に係るものを除く。）
	十 社会福祉法に関する次のこと。

十 調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第一条の二の規定による変更の承認

十一 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）に関する次のこと。

1 第十条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による指示

2 第十一条の規定による指定の取消し

十二 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十一号）第六条第二項の規定による診療所の指定及び同条第五項の規定による指定の取消し

十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）に関する次のこと。

1 第十九条の二第四項の規定による厚生労働大臣への通知

2 第十九条の八の規定による指定病院の指定

3 第十九条の九第一項の規定による指定病院の指定の取消し

4 第二十一条第四項及び第三十条第三項の規定による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定

5 第三十三条の六第一項の規定による精神科病院の指定及び同条第六項の規定による精神科病院の指定の取消し

6 第三十八条の二第二項の規定による報告の徴収

7 第三十八条の六第一項の規定による報告の徴収若しくは帳簿書類の提出等の命令又は当該職員若しくは指定医による立入検

1 第五十六条第一項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査

2 第五十九条の二第二項の規定による資料の作成及び報告、同条第三項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供の要請並びに第五十九条の二第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供

3 第七十条の規定による報告の徴収又は当該職員による検査若しくは調査

十一 社会福祉法施行条例第二条第一項第四号の規定による申請書に添付すべき書類の決定

十二 地域保健・健康増進事業の報告

十三 人口動態調査令（昭和二十一年勅令第四百四十七号）第五条第五項の規定による人口動態調査票の提出及び同条第六項の規定による人口動態調査票の提出ができない旨の報告

十四 医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）に関する次のこと。

1 第十条第五項の規定による静態調査の調査票の提出

2 第十条の二第三項の規定による動態調査の調査票の提出

3 第十三条第三項の規定による調査票の送付ができない旨の報告

十五 患者調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十六号）に関する次のこと。

査等及び同条第二項の規定による報告の徴収又は帳簿書類の提出等の命令

8 第三十八条の七第一項の規定による改善計画の提出若しくは変更の命令又は処遇の改善命令、同条第二項の規定による退院命令、同条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による医療の提供の制限命令

十四 精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）第七条第二号及び第三号の規定による養成施設の指定

十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に関する次のこと。

1 第二十九条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設の指定（精神障害者に提供するサービスに係るものに限る。）

2 第四十九条第一項及び第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による公表並びに同条第四項の規定による命令（精神障害者に提供するサービスに係るものに限る。）

3 第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者等の指定の取消し等（精神障害者に提供するサービスに係るものに限る。）

4 第五十一条の四第一項の規定による業務管理体制の基準を遵守すべき旨の勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令

1 第十条第三項の規定による調査票の提出

2 第十三条の規定による調査票の送付ができない旨の報告

十六 国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）に関する次のこと。

1 第五条の規定による調査客体の選定

2 第十一条第五項の規定による調査票等の提出

3 第十二条の規定による調査票等の送付ができない旨の報告

十七 医師、歯科医師及び薬剤師に係る統計調査の報告

十八 保健統計年報の作成

十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する次のこと。

1 第二条第三項の規定による被爆者健康手帳の交付

2 第七条の規定による健康診断（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第九条第三項各号に掲げる検査を除く。）の実施

3 第九条の規定による健康診断を受けた者に対する指導

4 第十七条第一項の規定による医療費の支給及び同条第三項（第二十一条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収等

5 第十八条第一項の規定による一般疾病医療費の支給

6 第二十四条第一項の規定による医療特別手当の支給の決定及び同条第二項の規定による医療特別手当の支給要件に該当する旨の認定

		5 第五十一条の十四第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定（精神障害者に提供するサービスに係るものに限る。）
		6 第五十一条の二十八第一項の規定による勧告、同条第三項の規定による公表及び同条第四項の規定による措置命令
		7 第五十一条の二十九第一項の規定による指定一般相談支援事業者の指定の取消し等
		8 第五十一条の三十三第一項の規定による業務管理体制の基準を遵守すべき旨の勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令
		9 第五十四条第二項の規定による指定自立支援医療機関の指定（精神通院医療に係るものに限る。）
		10 第六十六条第三項の規定による自立支援医療費の支払の差止め（更生医療に係るものを除く。）
		11 第六十七条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による命令（更生医療に係るものを除く。）
		12 第六十八条第一項の規定による指定自立支援医療機関の指定の取消し（精神通院医療に係るものに限る。）
		13 第七十六条の三第四項の規定による命令、同条第六項の規定による指定の取消し又は効力の停止及び同条第七項の規定による通知（精神障害者に提供するサービスに係るものに限る。）
		7 第二十五条第一項の規定による特別手当の支給の決定及び同条第二項の規定による特別手当の支給要件に該当する旨の認定
		8 第二十六条第一項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給の決定及び同条第二項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給要件に該当する旨の認定
		9 第二十七条第一項の規定による健康管理手当の支給の決定、同条第二項の規定による健康管理手当の支給要件に該当する旨の認定及び同条第三項の規定による疾病が継続すると認められる期間の決定
		10 第二十八条第一項の規定による保健手当の支給の決定、同条第二項の規定による保健手当の支給要件に該当する旨の認定及び同条第三項ただし書の規定による身体上の障害がある者等である旨の認定
		11 第三十条第一項の規定による医療特別手当等の支給の認定を受けた者からの届出の受理及び同条第二項の規定による医療特別手当等の支払の一時差止め
		12 第三十一条の規定による介護手当の支給の決定
		13 第三十二条の規定による葬祭料の支給の決定
		14 第四十七条第一項の規定による不正利得の徴収
	二十	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第三条第二項の規定による居住地の変更に關する通知
	二十一	原子爆弾被爆者に対する援

-
- 14 第八十二条第一項の規定による事業の制限又は停止の命令及び同条第二項の規定による施設の設備等の改善命令又は事業の停止命令等（精神障害者に提供するサービスに係るものに限る。）
 - 15 第八十六条第一項の規定による市町村が設置した障害者支援施設の事業の停止又は廃止の命令（精神障害者に提供するサービスに係るものに限る。）
 - 十六 社会福祉法に関する次のこと。
 - 1 第三十一条第一項の規定による定款の認可
 - 2 第四十二条第二項の規定による一時評議員の職務を行うべき者の選任
 - 3 第四十五条の六第二項（第四十五条の十七第三項及び第四百四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による一時役員の職務を行うべき者の選任
 - 4 第四十五条の九第五項の規定による許可
 - 5 第四十五条の三十六第二項の規定による定款変更の認可
 - 6 第四十六条第二項の規定による解散の認可又は認定
 - 7 第五十条第三項の規定による認可
 - 8 第五十四条の六第二項の規定による認可
 - 9 第五十五条の二第一項の規定による承認、同条第八項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による支援及び第五十五条の二第十
-

- 護に関する法律施行規則に関する次のこと。
 - 1 第四条第二項の規定による被爆者健康手帳への転入の旨の記載等及び同条第三項の規定による被爆者健康手帳交付台帳の記載事項の抹消
 - 2 第七条第三項の規定による被爆者健康手帳の記載事項の訂正等
 - 3 第二十二条第五項の規定による厚生労働大臣からの意見の聴取
 - 4 第二十九条第一項の規定による医療特別手当認定申請書の受理及び同条第二項（第三十二条第三項及び第五十条において準用する場合を含む。）の規定による診断書を添えることができないことの認定
 - 5 第三十条の規定による医療特別手当の支給要件に該当する旨の通知等
 - 6 第三十一条（第四十六条、第五十条、第五十四条、第六十三条第一項及び第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当等の支給要件に該当しない旨の通知
 - 7 第三十二条第一項の規定による医療特別手当健康状況届の受理
 - 8 第三十三条第一項の規定による医療特別手当証書への所要事項の記載等及び同条第二項の規定による医療特別手当の支給要件に該当しない旨の通知
 - 9 第三十四条（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場
-

項（第五十五条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による資料の提供その他必要な協力の要請

10 第五十五条の三第一項の規定による承認

11 第五十五条の四の規定による承認

12 第五十六条第四項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による勧告、第五十六条第五項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表、第五十六条第六項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による措置命令、第五十六条第七項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による業務停止命令又は役員の解職勧告、第五十六条第八項の規定による解散命令並びに同条第九項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の付与及び通知

13 第五十七条の規定による公益事業等の停止命令

14 第五十七条の二第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見の陳述及び第五十七条の二第二項（第四百四十四条において準用する場合を含む。）の規定による情報又は資料の提供その他必要な協力の要請

15 第七十一条の規定による改善命令

16 第七十二条第一項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可の取消し、同

合を含む。）の規定による氏名変更の届書の受理

10 第三十五条第一項（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による居住地変更の届書の受理及び第三十五条第二項（第四十六条、第五十条、第五十四条、第六十三条第一項及び第六十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による居住地変更の届書が提出された旨の通知

11 第三十六条（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書等の訂正等

12 第三十七条第二項（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書等の再交付の申請書の受理及び第三十七条第三項（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書等の返納の受理

13 第三十八条第一項（第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書等の再交付の医療特別手当証書等の再交付

14 第三十九条（第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による失権の届書の受理
15 第四十条第一項（第四十六条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による失権の届書の受理

条第二項の規定による社会福祉事業の経営の制限、停止命令又は許可若しくは認可の取消し及び同条第三項の規定による社会福祉事業の経営の制限又は停止命令

17 第二百二十五条の規定による社会福祉連携推進法人の認定

18 第三百三十九条第一項の規定による定款の変更の認可

19 第四百十条の規定による社会福祉連携推進方針の変更の認定

20 第四百十二条の規定による代表理事の選定及び解職の認可

21 第四百四十五条第一項及び第二項の規定による社会福祉連携推進認定の取消し

十七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）に関する次のこと。

1 第十二条第一項の規定による医療機関の指定及び同条第三項の規定による指定の取消し

2 第十三条第二項の規定による指導

3 第十九条第一項の規定による被爆者一般疾病医療機関の指定及び同条第三項の規定による指定の取消し

十八 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による指定医療機関の指定

2 第六条第一項の規定による指定医の指定

3 第十一条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による支給認定の取消し

4 第十五条第一項の規定による

む。）の規定による失権の通知及び第四十条第二項（第四十六条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による医療特別手当証書等の返納命令

16 第四十一条（第四十六条、第五十条、第五十四条、第六十三条第一項及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による死亡の届書の受理

17 第四十四条の規定による特別手当認定申請書の受理

18 第四十五条の規定による特別手当の支給要件に該当する旨の通知等

19 第四十八条の規定による原子爆弾小頭症手当認定申請書の受理

20 第四十九条の規定による原子爆弾小頭症手当の支給要件に該当する旨の通知等

21 第五十二条第一項の規定による健康管理手当認定申請書の受理及び同条第二項（第六十三条第一項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による診断書を添えることができないことの認定

22 第五十三条の規定による健康管理手当の支給要件に該当する旨の通知等

23 第五十六条第一項の規定による保健手当認定申請書の受理

24 第五十七条の規定による保健手当の支給要件に該当する旨の通知等

25 第五十八条第一項の規定による保健手当額改定申請書の受理、同条第三項の規定による身体

指定医療機関の指定の更新

5 第二十二条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による措置命令

6 第二十三条の規定による指定医療機関の指定の取消し又は効力の停止

十九 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）に関する次のこと。

1 第十五条第一項第一号ロ及び第二号の規定による研修の実施
2 第十七条第二項の規定による指定医の指定の更新

3 第二十条第二項の規定による指定医の指定の取消し、同条第三項の規定による指定医の指定の取消し又は効力の停止及び同条第四項の規定による指定医の指定の取消し

上の障害がある者等に該当する旨の通知等及び同条第四項の規定による身体上の障害がある者等に該当しない旨の通知等

26 第五十九条第一項の規定による身体上の障害がある者等に該当しなくなつた旨の届書の受理及び同条第二項の規定による保健手当証書への所要事項の記載等

27 第六十条第一項の規定による保健手当現況届の受理

28 第六十一条第一項の規定による保健手当証書への所要事項の記載等及び同条第二項の規定による身体上の障害がある者等に該当しない旨の通知等

29 第六十二条第一項の規定による身体上の障害がある者等に該当しなくなつた旨の通知等及び同条第二項の規定による保健手当証書への所要事項の記載等

30 第六十五条第一項の規定による介護手当支給申請書の受理並びに同条第二項の規定による介護手当継続支給申請書の受理及び当該申請書を介護手当支給申請書とみなすこと。

31 第六十六条の規定による氏名変更の届書の受理

32 第六十七条第一項の規定による居住地変更の届書の受理

33 第六十八条の規定による介護手当継続支給申請書の記載事項の変更の届出の受理

34 第六十九条の規定による重度障害に該当しなくなつた等の旨の届書の受理

35 第七十一条の規定による葬祭料支給申請書の受理

国保 運営 室	二十 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）に関する次のこと。 1 第十七条第一項の規定による組合の設立の認可 2 第二十四条の四（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任 3 第二十四条の五（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による特別代理人の選任
二十二 難病の患者に対する医療等に関する法律に関する次のこと。 1 第五条第一項の規定による特定医療費の支給 2 第七条第一項の規定による支給認定、同条第二項の規定による指定難病審査会に対する審査要求、同条第三項の規定による指定医療機関の決定及び同条第七項の規定による費用の支払 3 第十条第二項の規定による支給認定の変更の認定（指定難病の名称その他重要な事項の変更に係るものに限る。） 4 第十一条第一項第二号の規定による支給認定の取消し 5 第二十一条第四項の規定による支払の一時差止め 6 第二十五条第一項の規定による特定医療費の請求等の審査及び特定医療費の額の決定、同条第三項の規定による意見聴取並びに同条第四項の規定による支払に関する事務の委託 7 第三十四条第一項及び第二項の規定による不正受給者等からの徴収金の徴収	二十三 国民健康保険法に関する次のこと。 1 第二十七条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による組合等の議決の認可 2 第三十二条第二項（第八十六条において準用する場合を含む。）の規定による組合等の解散の認可 3 第四十五条第三項の規定による保険医療機関等の診療報酬の

-
-
- 14 第七十五条の六の規定による
国民健康保険給付費等交付
金の額の減額
 - 15 第七十五条の七第一項の規定
による国民健康保険事業費納付
金の徴収
 - 16 第八十条第一項の規定による
滞納処分の認可
 - 17 第八十一条の二第五項の規定
による財政安定化基金拠出金の
徴収
 - 18 第八十二条の二第一項の規定
による都道府県国民健康保険運
営方針の策定
 - 19 第八十二条の三第一項の規定
による市町村標準保険料率の算
定及び同条第二項の規定による
都道府県標準保険料率の算定
 - 20 第八十四条第一項の規定によ
る連合会の設立の認可
 - 21 第八十八条第一項の規定による
措置命令、同条第二項の規定に
よる役員の改任命令、同条第三
項の規定による役員の改任並び
に同条第四項及び第五項の規定
による組合又は連合会の解散命
令
 - 二十一 高齢者の医療の確保に関す
る法律（昭和五十七年法律第八十
号）に関する次のこと。
 - 1 第四十四条第四項の規定によ
る滞納処分
 - 2 第六十六条第一項の規定によ
る保険医療機関等及び保険医等
の指導並びに同条第二項の規定
による学識経験者の立会いの決
定
 - 3 第七十二条第一項の規定によ
る保険医療機関等に対する報告
若しくは帳簿書類の提出若しく
-

	感染症 対策課
は提示の命令、保険医療機関等の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは検査及び同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知 4 第百三十四条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による実地検査 5 第百五十二条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による実地検査及び同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知 二十二 施術料金等についての施術者組合との協定の締結	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に関する次のこと。 1 第十条第七項の規定による意見の聴取 2 第十六条第二項の規定による市町村長に対する協力の要請 3 第十六条の三第八項の規定による報告及び同条第十項の規定による協力の要請 4 第二十五条第四項の規定による事件の厚生労働大臣への移送及びその旨の通知 5 第二十六条の三第六項の規定による報告及び同条第八項の規定による協力の要請 6 第二十六条の四第六項の規定による報告及び同条第八項の規定による協力の要請 7 第三十二条第一項の規定による建物への立入りの制限又は禁止及び同条第二項の規定による建物の封鎖その他必要な措置
	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する次のこと。 1 第十条第九項の規定による予防計画の提出 2 第十二条第二項の規定による医師からの届出の内容の報告及び同条第三項の規定による医師からの届出の内容の通報 3 第十三条第三項の規定による獣医師からの届出の内容の報告及び同条第四項の規定による獣医師からの届出の内容の通報 4 第十四条第一項の規定による指定届出機関の指定、同条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による指定届出機関の管理者からの届出の内容の報告及び同条第六項の規定による指定の取消し 5 第十四条の二第一項の規定による指定、同条第四項の規定による報告及び同条第七項の規定による指定の取消し

8	第三十三条の規定による交通の制限又は遮断
9	第三十六条の四第一項の規定による指示、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による指示及び同条第四項の規定による公表
10	第三十六条の七第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による指示及び同条第三項の規定による公表
11	第三十六条の二十四第一項の規定による返還の命令
12	第三十八条第二項の規定による第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関又は結核指定医療機関（以下この号において「指定医療機関」という。）の指定、同条第五項、第六項及び第九項の規定による指定医療機関に対する指導、同条第十項の規定による指定医療機関の指定の辞退の届出の受理並びに同条第十一項の規定による指定医療機関の指定の取消し
13	第四十四条の三第九項の規定による市町村長に対する協力の要請
14	第四十四条の三の五第四項の規定による報告
15	第四十四条の四の二第一項の規定による応援の要請並びに同条第二項及び第三項の規定による調整の実施の要請
16	第四十四条の五第二項の規定による総合調整の実施の要請
17	第四十四条の十一第六項の規定による報告及び同条第八項の規定による協力の要請
18	第五十条の六第四項の規定に

6	第十五条第十三項の規定による調査の結果の報告、同条第十四項の規定による通報及び同条第十六項の規定による協力の要請
7	第十六条の二第一項の規定による協力の要請、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による公表
8	第三十六条第四項の規定による措置を実施する旨等の掲示
9	第三十六条の二第一項の規定による通知
10	第三十六条の三第一項の規定による協定の締結
11	第三十六条の五第一項及び第二項の規定による報告の徴収
12	第三十六条の六第一項の規定による協定の締結
13	第三十六条の八第一項の規定による報告の徴収
14	第三十八条第二項の規定による第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関（以下この号において「協定指定医療機関」という。）の指定、同条第七項及び第八項の規定による協定指定医療機関に対する指導、同条第十項の規定による協定指定医療機関の指定の辞退の届出の受理並びに同条第十一項の規定による協定指定医療機関の指定の取消し
15	第四十条第三項（第四十四条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による診療内容及び診療報酬の請求の審査並びに診療報酬の額の決定並びに第四十条第五項（第四十条の三の二第二項において準

よる報告 19 第五十一条の二第一項の規定による応援の要請並びに同条第二項及び第三項の規定による調整の実施の要請 20 第五十一条の四第二項の規定による総合調整の実施の要請	用する場合を含む。の規定による審査委員会等の意見の聴取 16 第四十三条第一項（第四十四条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による感染症指定医療機関の管理者からの報告の徴収又は当該職員による診療録その他の帳簿書類の検査及び第四十三条第二項（第四十四条の三の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による一時差止めの指示又は差止め 17 第五十六条第二項の規定による動物検疫所長からの通知の内容の報告 18 第六十三条の三第四項の規定による報告又は資料の提出の要求
---	---

別表第四長寿いきがい課の項部長の欄第四号中「（昭和三十八年法律第百三十三号）」を削り、同欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項課長の欄第一号及び第六号中「法人検査課長」を「地域共生推進課長」に改め、同欄中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表障がい福祉課の項課長の欄第一号及び第五号中「法人検査課長」を「地域共生推進課長」に改め、同表商工政策課の項の項名を「経済産業政策課」に改め、同項部長の欄第八号中「から第三項まで」を「第二項（同条第四項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）」、第三項（同条第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）」、第十四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び第十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。）」に改め、同欄に次の一号を加える。

4 第十三条第一項の規定による交付金額の修正の請求

別表第四商工政策課の項課長の欄第四号の14中「同法」を「第四十七条第二項において準用する同法」に改め、同欄第六号の1中「含む。」の下に「第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）」を加え、「及び同条第七項」を「並びに同条第十三項」に改め、同号の3中「第四項

まで」の下に、「第七項及び第八項」を加え、同号の4中「第十九条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同号の5中「同条第二項」を「第二項」に改め、同欄第七号及び第八号中「商工労働観光部」を「経済産業部」に改め、同表新未来産業課の項の項名を「産業創生・大学連携課」に改め、同表労働雇用戦略課の項を次のように改める。

産業人 材課	一 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に関する次のこと。 1 第七条第一項の規定による職業能力開発計画の策定 2 第七条第五項において準用する第六条の規定による職業訓練等の実施に関する勧告 3 第三十五条第一項の規定による職業訓練法人の設立の認可及び同条第四項の規定による名称等の定め 4 第三十七条の七（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事の選任 5 第三十七条の八の規定による特別代理人の選任 6 第三十九条第一項の規定による職業訓練法人の定款又は寄附行為の変更の認可 7 第四十条第二項の規定による職業訓練法人の解散の認可 8 第四十一条の規定による職業訓練法人の設立の認可の取消し 9 第四十二条第二項及び第三項の規定による職業訓練法人の残余財産の帰属の認可 10 第四十二条の二第三項（第九十条第一項において準用する場合を含む。）の規定による裁判所に対する意見の陳述及び裁判所からの調査の受託並びに第四十二条の二第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述
一 雇用保険法（昭和四十九年法律第一百十六号）第六十三条第一項第一号及び第九号の規定による事業主に対する必要な助成の実施 二 職業能力開発促進法に関する次のこと。	1 第十五条の二第一項第一号、第二号又は第四号の規定による援助 2 第二十四条第一項本文の規定による職業訓練の認定及び同条第三項の規定による職業訓練の認定の取消し 3 第二十八条第一項の規定による職業訓練指導員の免許 4 第二十九条の規定による職業訓練指導員の免許の取消し 5 第三十条第一項の規定による職業訓練指導員試験の施行及び同条第五項の規定による実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除 6 第四十六条第二項の規定による技能検定の実施 7 第四十九条の規定による合格証書の交付 8 第九十条第一項において準用する第七十四条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査 9 第九十八条の規定による認定職業訓練に関する報告の徴収 三 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）に関する次のこと。 1 第三十五条第一項の規定によ

11 第九十条第一項において準用する第六十一条の規定による都道府県職業能力開発協会の設立の認可

12 第九十条第一項において準用する第六十二条第二項の規定による定款の変更の認可

13 第九十条第一項において準用する第六十四条第二項の規定による役員の選任の認可

14 第九十条第一項において準用する第七十条第二項の規定による解散の認可

15 第九十条第一項において準用する第七十一条の規定による清算人の選任

16 第九十条第一項において準用する第七十五条の規定による都道府県職業能力開発協会に対する勧告、業務の停止命令又は設立の認可の取消し

る事業主等による職業訓練施設の設置の承認

2 第三十五条の三第二項の規定による技能照査合格証書に係る技能照査が的確に行われたことの証明

四 職業能力開発促進法施行条例（平成二十四年徳島県条例第七十七号）に関する次のこと。

1 第四条第二項の規定による普通課程の普通職業訓練に係る基準の決定

2 第五条第二項の規定による短期課程の普通職業訓練に係る基準の決定

五 徳島県職業能力開発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）第六条の規定による入校願書の提出日時の決定

六 職業訓練生の徳島県職業能力開発校等の管理下における災害認定

七 技能検定及び技能競技大会の開催

別表第四観光政策課の項及びにぎわいづくり課の項を削り、同表農林水産政策課の項を次のように改める。

農林水産政策課

一 徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号）第十一条第一号及び第二号の規定による定員の決定

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）に関する次のこと（徳島県東部農林水産局又は総合県民局の所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものを除く。）。

1 第十一条の四十一の規定による解任命令

一 農業信用保証保険法第五十五条の規定による報告の徴収

二 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第七条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査

三 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第四条第一項の規定による改善計画の認定

四 山村振興法第十七条の規定による農林漁業の経営改善又は振興の

-
-
- 2 第十一条の五十三の規定による業務の停止その他必要な措置命令
 - 3 第十一条の五十八第三項の規定による共済調査人の解任
 - 4 第四十条第一項の規定による理事等の職務を行うべき者の選任等及び同条第三項の規定による代表理事の職務を行うべき者の選任
 - 5 第五十条の二第三項の規定による認可
 - 6 第五十九条第一項の規定による認可
 - 7 第六十三条第二項の規定による認可の取消し
 - 8 第六十四条第二項の規定による認可
 - 9 第六十五条第二項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可
 - 10 第九十四条第一項及び第二項の規定による業務又は会計の状況の検査
 - 11 第九十四条の二第一項の規定による改善計画の提出の要求等及び同条第二項の規定による定款等の変更命令等
 - 12 第九十五条第一項の規定による措置命令、同条第二項の規定による業務の停止命令又は役員の改選命令及び同条第三項の規定による承認の取消し
 - 13 第九十五条の二の規定による組合の解散命令
 - 14 第九十六条第一項の規定による総会の決議等の取消し
 - 15 第九十七条の三第一項の規定による認可等の条件の付加及び変更

- ための計画（漁業に係るものに限る、かつ、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）の認定
- 五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画（漁業に係るものに限り、かつ、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）の認定
- 六 農業協同組合法に関する次のこと（徳島県東部農林水産局又は総合県民局の所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものを除く。）。
 - 1 第十条第十八項の規定による指定及び同条第十九項の規定による意見の聴取
 - 2 第十一条第一項及び第三項の規定による承認
 - 3 第十一条の八第一項ただし書（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による承認
 - 4 第十一条の九の規定による承認
 - 5 第十一条の十七第一項及び第三項の規定による承認
 - 6 第十一条の四十第三項の規定による説明又は意見の要求
 - 7 第十一条の四十二第一項及び第三項の規定による承認
 - 8 第十一条の四十五の規定により行政庁の権限に属する信託法（平成十八年法律第百八号）に規定する裁判所の権限
 - 9 第十一条の四十八第一項及び第三項の規定による承認
 - 10 第十一条の五十一第一項及び

三 農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）に関する次のこと。	
1	第三十条第一項の規定による農業共済団体の設立の認可
2	第四十五条の規定による仮理事の選任
3	第六十五条第二項の規定による農業共済団体の解散の議決の認可
4	第六十七条第二項の規定による農業共済組合の合併の認可
5	第二百二条第一項の規定による市町村が共済事業を行うことの認可、同条第三項の規定による市町村等への通知及び公示並びに同条第五項（第百七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示
6	第二百五条第五項の規定による共済責任期間満了日の認定
7	第百七条第一項の規定による共済事業を行う市町村が当該市町村の区域内の地域で農業共済組合の区域に属しないものにおいて共済事業を行うことの認可並びに同条第三項の規定による市町村への通知及び公示
8	第百十一条第一項の規定による市町村の共済事業の廃止の認可
9	第二百九条第一項及び第三項の規定による業務又は会計の状況の検査
10	第二百十条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令
11	第二百十一条第一項の規定による必要な措置の指示及び同条
第三項の規定による承認	
11	第十一条の五十二第三項の規定による承認
12	第十一条の五十八第一項の規定による共済調査人の選任及び調査の決定並びに同条第二項の規定による調査事項及び報告期限の設定
13	第十一条の六十一第一項の規定による承認
14	第十一条の六十五第二項ただし書の規定による承認
15	第四十四条第二項の規定による認可
16	第五十九条第二項（第四十四条第三項、第六十四条第三項及び第六十五条第三項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による要求
17	第六十一条第二項後段（第四十四条第三項、第六十一条第五項後段及び第六十五条第三項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する証明
18	第七十条の三第三項の規定による認可
19	第七十一条第二項の規定による清算人の選任
20	第七十二条の二十二の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任
21	第七十二条の四十三第三項の規定による裁判所に対する意見の陳述及び裁判所からの調査の受託並びに同条第四項の規定による裁判所に対する意見の陳述
22	第九十三条第一項の規定によ

第二項の規定による業務の執行方法の変更その他監督上必要な指示

12 第二百十二条第一項の規定による役員の改選命令、同条第二項の規定による役員の解任及び同条第三項の規定による農業共済団体の解散命令

13 第二百十三条の規定による決議等の取消し

14 附則第二条第一項ただし書の規定による新規開田地等の指定
四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第二百二十三条第一項及び第二項の規定による業務又は会計の状況の検査

五 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第一百一十一条第一項及び第二項の規定による業務又は会計の状況の検査

六 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条第一項の規定による事業又は会計の状況の検査（組合員数が百五十人以上である土地改良区又は同法第五条第一項に規定する一定の地域の面積が百ヘクタール以上である土地改良区に係るものに限る。）

七 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第六十九条及び第七十一条の規定による業務又は会計の状況の検査

八 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十六条第二項及び第三項の規定による業務又は会計の状況の検査

る報告の徴収又は資料の提出命令及び同条第二項の規定による報告又は資料の提出の要求

23 第九十四条第三項から第五項までの規定による業務又は会計の状況の検査

24 第九十五条の二の規定による農事組合法人の解散命令

25 第九十五条の三第一項の規定による官報への掲載

七 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）第十四条第三項及び第四項の規定による登記の嘱託（同項の規定によるものにあつては、徳島県東部農林水産局又は総合県民局の所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものを除く。）

八 農業協同組合法施行細則（昭和五十四年徳島県規則第二十六号）第二十三条、第二十七条から第三十条まで及び第三十三条の規定による報告の受理（徳島県東部農林水産局又は総合県民局の所管区域内の区域を地区とする農事組合法人に係るものを除く。）

九 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号）第二条第四項第二号の規定による認可

十 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、令第二経済産業省

号）第四条第六項の規定による認可の取消し

十一 農業保険法に関する次のこと

-
-
- 。 1 第三十条第二項の規定による報告書の提出の要求
- 2 第三十二条第二項（第五十八条第三項、第六十五条第三項、第六十七条第三項、第一百零二条第四項（第一百零七条第四項において準用する場合を含む。）、第一百零一条第三項及び第一百零二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可に関する証明
- 3 第三十五条第四項の規定による模範定款例の設定
- 4 第三十六条第四項の規定による模範事業規程例の設定
- 5 第五十八条第二項の規定による定款等の変更の認可
- 6 第一百零二条第一項の規定による共済事業の実施に関する条例の変更の認可
- 7 第二百八条の規定による報告の徴収及び業務又は会計の状況の検査
- 8 第二百九条第二項の規定による業務又は会計の状況の検査
- 十二 農業保険法施行令（平成二十九年政令第二百六十三号）に関する次のこと。
- 1 第十五条の規定による市町村の共済事業の実施に係るあつせん
- 2 第十八条第一項の規定による賦課金の賦課の承認又は変更の承認
- 十三 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一百五十二号）第一条の四の規定による災害復旧事業計画概要書等の提
-

出

十四 農林水産業施設災害復旧事業の採択及び増高補助率又は連年災害補助率の適用の決定

十五 水産業協同組合法に関する次のこと。

1 第二百二十二条第一項の規定による報告の徴収又は資料の提出命令及び同条第二項の規定による報告又は資料の提出の要求

2 第二百二十三条第三項から第五項までの規定による業務又は会計の状況の検査

十六 森林組合法に関する次のこと。

1 第百十条第一項の規定による報告の徴収又は資料の提出命令及び同条第二項の規定による報告又は資料の提出の要求

2 第百十一条第三項から第五項までの規定による業務又は会計の状況の検査

十七 土地改良法第百三十二条第一項の規定による報告の徴収又は業務若しくは会計の状況の検査（組合員数が百五十人以上又は同法第五条第一項に規定する一定の地域の面積が百ヘクタール以上の土地改良区に係るものに限る。）

十八 漁業災害補償法第六十八条本文の規定による業務又は財産の状況に関する報告の徴収

十九 地方公務員法に関する次のこと。

1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（農林水産部に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。）

2 パートタイム会計年度任用職員の任免（農林水産部に係るも

農地政策室	
九 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十一条第三項前段の規定による措置の実施及び同項後段の規定による公告並びに同条第四項の規定による費用の徴収 十 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第六条第六項の規定によりなお従前の例によることとされた同項に規定する土地等の譲与に係る同法第一条の規定による改正前の農地法第七十四条の二第三項の規定による譲与通知書の交付 十一 農業振興地域の整備に関する法律に関する次のこと。 1 第四条第五項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び第四条第七項（第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域整備基本方針の公表 2 第六条第五項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域の指定の公告 3 第七条第一項の規定による農業振興地域の区域の変更 4 第九条第一項の規定による農業振興地域整備計画の策定 5 第十三条第一項の規定による	
二十一 農地法に関する次のこと（1 から3 まで、5、7、8、10、12、16 及び17 にあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。 1 第四条第一項本文の規定による農地の転用の許可、同条第八項の規定による国又は都道府県等との協議及び同条第九項（第五条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取 2 第五条第一項本文の規定による農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可及び同条第四項の規定による国又は都道府県等との協議 3 第十八条第一項本文の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可 4 第十八条第三項の規定による意見の聴取 5 第二十八条第一項の規定による和解の仲介及び同条第二項の規定による和解の仲介を行わせる小作主事その他の職員の指定 6 第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地中間管理権等の設定に関する裁定の申請があつたときの公告	二十 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（農林水産部に所属する職員に限る。）の指定（普及指導員、水産業普及指導員及び林業普及指導員に係るものを除く。） のに限る。）

農業振興地域整備計画の変更

十二 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）に関する次のこと。

1 第四十二条第一項の規定による指定及び同条第二項の規定による公告

2 第四十四条第一項の規定による認可及び同条第二項の規定による変更命令

3 第四十六条第一項の規定による許可及び同条第二項の規定による公告

4 第四十八条第一項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

5 第四十九条の規定による監督命令

6 第五十条第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による公告

十三 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第六項の規定による基本方針の変更及び同条第七項の規定による基本方針の公表

2 第六条において準用する土地改良法第二百二十一条第二項の規定による収用委員会への裁決の申請

十四 都市農業振興基本法（平成二十七年法律第十四号）第十条第一項の規定による地方計画の策定及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公表

十五 農業経営基盤強化促進法（昭

7 第三十八条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請があつたときの農地の所有者等への通知及び意見書を提出する機会の付与

8 第三十九条第一項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農地中間管理権等の設定に関する裁定

9 第三十九条第四項（第四十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

10 第四十条第一項の規定による通知

11 第四十条第一項の規定による公告

12 第四十一条第三項の規定による通知

13 第四十一条第三項の規定による公告

14 第四十九条第一項の規定による職員による立入調査、測量又は障害となる竹木等の除去若しくは移転（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）及び第四十九条第三項の規定による通知又はこれに代わる公示（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は違反転用に係るものにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）

15 第五十条の規定による報告の要求（第四条、第五条若しくは第十八条の規定による許可又は

和五十五年法律第六十五号）に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による基本方針の策定、同条第五項の規定による基本方針の変更、同条第六項の規定による意見の聴取及び同条第七項の規定による公表

2 第八条第一項の規定による承認及び同条第四項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告

3 第九条第一項の規定による承認

4 第十条第一項の規定による承認の取消し及び同条第二項の規定による公告

十六 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項の規定による基本方針の変更及び同条第五項の規定による基本方針の公表

2 第四条の規定による農地中間管理機構の指定

3 第五条第一項の規定による公告、同条第二項の規定による名称等の変更の届出の受理及び同条第三項の規定による公告

4 第七条第一項の規定による役員の選任及び解任の認可並びに同条第二項の規定による役員の解任命令

5 第八条第一項の規定による農地中間管理事業規程の認可及び変更の認可並びに同条第五項の規定による農地中間管理事業規程の変更命令

違反転用に係るものにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）

16 第五十一条第一項の規定による違反転用に対する処分

17 第五十一条の二第一項の規定による農地に関する情報の利用又は提供及び同条第二項の規定による農地に関する情報の提供の要請

二十二 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）に関する次のこと。

1 第十六条第二号の規定による土地の指定

2 第二十八条の規定による通知
二十三 農業振興地域の整備に関する法律に関する次のこと（3、5、7から10まで、12及び13にあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。

1 第三条の二第四項（第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

2 第六条第四項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村との協議及び第六条第六項（第七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣への報告

3 第八条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画についての同意

4 第九条第二項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村の

-
-
-
- 6 第九条第一項の規定による事業計画等の認可及び変更の認可
 - 7 第十三条の規定による農地中間管理機構に対する監督命令
 - 8 第十四条第一項の規定による農地中間管理事業の休止又は廃止の認可及び同条第三項の規定による公告
 - 9 第十五条第一項の規定による農地中間管理機構の指定の取消し及び同条第二項の規定による公告
 - 10 第二十八条の規定により知事の権限に属する信託法に規定する裁判所の権限
 - 11 第三十一条の規定による農林水産大臣への通知

-
- 同意の取得
 - 5 第十一条第六項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立ての裁決
 - 6 第十二条（第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農業振興地域整備計画の公告等
 - 7 第十三条第三項の規定による市町村の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更に關する指示
 - 8 第十三条の二第三項の規定による市町村の交換分合計画の認可
 - 9 第十五条の規定による土地利用に關する調停
 - 10 第十五条の二第一項本文の規定による農用地区域内における開發行為の許可及び同条第八項の規定による国又は地方公共団体との協議
 - 11 第十五条の二第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取
 - 12 第十五条の三の規定による違反者等に対する監督処分
 - 13 第十五条の四第一項の規定による農用地区域以外の区域内における開發行為についての勧告及び同条第二項の規定による勧告に従わない旨等の公表
 - 二十四 農業委員会等に関する法律に關する次のこと。
 - 1 第四十二条第四項の規定による公告
 - 2 第四十五条第一項の規定による認可

二十五 市民農園整備促進法第六条
において準用する土地改良法第百
十八条第三項の規定による通知に
代わる公告

二十六 農業経営基盤強化促進法に
関する次のこと。

1 第十二条第一項の規定による
農業経営改善計画の認定（第十
三条の二第二項第一号の当該二
以上の同意市町村の区域が一の
徳島県東部農林水産局又は総合
県民局の所管区域を越える場合
に限る。）、「第十二条第六項の
規定による協議への同意及び同
条第十一項の規定による農林水
産大臣との協議

2 第十三条第一項の規定による
農業経営改善計画の変更の認定
及び同条第二項の規定による認
定の取消し（第十三条の二第一
項第一号の当該二以上の同意市
町村の区域が一の徳島県東部農
林水産局又は総合県民局の所管
区域を越える場合に限る。）

二十七 農地中間管理事業の推進に
関する法律に関する次のこと。

1 第六条第三項の規定による委
員の任命の認可

2 第十八条第一項の規定による
農用地利用集積等促進計画の認
可、同条第六項の規定による協
議並びに同条第七項の規定によ
る農業委員会への通知及び公告

3 第二十条の規定による農地中
間管理権に係る賃貸借又は使用
貸借等の解除の承認

4 第二十一条第二項の規定によ
る農用地等に係る賃貸借、使用
貸借又は農業経営等の委託の解
除の承認

別表第四もうかるブランド推進課の項の項名を「とくしまブランド推進課」に改め、同表鳥獣対策・ふるさと創造課の項の項名を「鳥獣対策・里山振興課」に改め、同項課長の欄第一号の1及び13から15までの規定中「超える」を「越える」に改め、同表スマート林業課の項の項名を「林業振興課」に改め、同項部長の欄第九号中「（昭和五十三年法律第三十六号）」を削り、同項課長の欄第一号の1及び2中「超える」を「越える」に改め、同表水産振興課の項部長の欄第六号中「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同欄第七号中「（昭和三十九年法律第一百五十八号）」を削り、同欄第九号の2を次のように改める。

2 第十七条第一項の規定による許可の申請

別表第四水産振興課の項課長の欄第八号を次のように改める。

八 漁業災害補償法第一百五条の二第四項（同法第八条第五項及び第二百二十五条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による特定漁業者の同意に関する公示及び通知

別表第四漁業管理調整課の項部長の欄第五号の2中「第十八条」を「第二十条」に改め、同号の3中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同号の4中「第二十条」を「第二十四条」に改め、同号の5中「第二十二条」を「第二十六条」に改め、同号の6中「第二十三条」を「第二十七条」に改め、同項課長の欄第七号の2中「第十条」を「第十一条」に改め、同号の3中「第二十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同表農山漁村振興課の項課長の欄第一号中17を18とし、10から16までを1ずつ繰り下げ、9の次に次のように加える。

10 第七十六条の五第三項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による組織変更の認可をした旨の公告

別表第四生産基盤課の項部長の欄第九号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、「こと」の下に「（6から14までにあつては、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）」を加え、同号の4中「第三十八条」を「第三十八条第一項」に改め、同号に次のように加える。

6 第四十一条第一項の規定による活用推進計画の策定（第四十九条第一項に規定する場合を除く。）及び第四十一条第七項の規定による活用推進計画の変更（第四十九条第一項に規定する場合及び同条第五項に規定する変更を除く。）

7 第四十三条第一項の規定による実施計画（第五十条第一項各号に掲げる事項を定めたものに限る。）の認定、第四十三条第三項（第五十条第二項において読み替えて適用する場合に限る。）の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知、第四十三条第四項の規定による実施計画（第五十条第一項各号に掲げる事項を定めたものに限る。）の変更の認定並びに第四十三条第五項において準用する同条第三項の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知（第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた実施計画の変更の認定に係るものに限る。）

8 第四十五条第一項の規定による認定計画実施者に対する勧告、同条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による公表及び漁港施設の所有者への通知

9 第五十二条第一項の規定による認定計画実施者に対する漁港水面施設運営権の設定

10 第五十五条第二項の規定による漁港水面施設運営権の移転の許可及び同条第六項の規定による公表

11 第五十七条第三項の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新

12 第五十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の取消し、同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定による漁港水面施設運営権の取消し又は行使の停止命令及び同条第三項の規定による抵当権者への通知

13 第六十一条第一項の規定による漁港協力団体の指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示

14 第六十三条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による改善命令、同条第三項の規定による指定の取消し及び同条第四項の規定による公示

別表第四生産基盤課の項部長の欄中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和二十六年農林省令第四十七号）に関する次のこと（徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）。

1 第四十二条の規定による漁港水面施設運営権の設定を受けた認定計画実施者への通知

2 第四十七条の規定による漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けた者への通知

別表第四生産基盤課の項部長の欄第十号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「5までについては」を「8まで及び10から12までにあつては」に改め、同号の4を次のように改める。

4 第三十九条の二第一項及び第二項の規定による監督処分

別表第四生産基盤課の項部長の欄第十号の5中「第四十一条第一項及び第二項」を「第六十七条第一項及び第二項」に改め、同5を同号の13とし、同号の4の次に次のように加える。

5 第四十一条第四項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得、第四十一条第五項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに第四十一条第六項（同条第七項（第四十九条第五項において読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による公表及び送付

6 第四十三条第一項の規定による実施計画（第五十条第一項各号に掲げる事項を定めたものを除く。）の認定、第四十三条第二項（同条第五項において準用する場合及び第五十条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による必要な措置の実施、第四十三条第三項（第五十条第二項において読み替えて適用する場合を除く。）の規定による公表及び漁港所有者への通知、第四十三条第四項の規定による実施計画（第五十条第一項各号に掲げる事項を定めたものを除く。）の変更の認定並びに第四十三条第五項において準用する同条第三項の規定による公表及び

漁港施設の所有者への通知（第五十条第一項各号に掲げる事項を定めた実施計画の変更の認定に係るものを除く。）

7 第四十四条第一項の規定による漁港施設の貸付け

8 第四十九条第二項（同条第五項において読み替えて適用する第四十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得

9 第四十九条第三項（同条第五項において読み替えて適用する第四十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定による同意及び第四十九条第四項（同条第五項において読み替えて適用する第四十一条第七項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

10 第五十五条第五項の規定による必要な措置の実施

11 第六十四条の規定による情報の提供又は指導若しくは助言

12 第六十六条第一項の規定による漁港施設とみなされる施設の指定並びに同条第二項の規定による報告及び当該施設の所有者又は占有者への通知

別表第四生産基盤課の項課長の欄第十一号中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「第二十八条第四項」を「第二十九条第四項」に改め、同欄中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 漁港水面施設運営権登録令（令和五年政令第三百二十八号）第三十九条第一項の規定による漁港水面施設運営権の登録の抹消の嘱託及び同条第二項の規定による漁港水面施設運営権の行使の停止又はその停止の解除の登録の嘱託

別表第四森林整備課の項の項名を「森林土木・保全課」に改め、同項部長の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、同項課長の欄第七号の2中「（徳島県東部農林水産局長又は総合県民局の長の専決に係るものを除く。）」を削り、同号の5中「（通知にあつては、徳島県東部農林水産局長又は総合県民局の長の専決に係るものを除く。）」を削り、同号中10を11とし、9を10とし、同号の8中「（徳島県東部農林水産局長又は総合県民局の長の専決に係るものを除く。）」を削り、同8を同号の9とし、同号の7中「（徳島県東部農林水産局長又は総合県民局の長の専決に係るものを除く。）」を削り、同7を同号の8とし、同号の6の次に次のように加える。

7 第三十二条第一項（第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による保安林予定森林、解除予定保安林若しくは指定施業要件の変更又は保安施設地区の指定若しくは指定の解除についての告示内容に対する異議意見書に係る副申及び受理、第三十二条第二項（第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び意見書の写しの送付並びに第三十二条第三項（第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。）

の規定による通知及び公示

別表第四高規格道路路課の項部長の欄に次の六号を加える。
五 道路法に関する次のこと。

1 第七条第四項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による二以上の県の区域にわたる道路の路線の認定の協議、第七条第六項（第十条第三項、第十三条第五項、第十六条第三項、第十九条第三項、第五十四条第三項及び第五十五

条第三項において準用する場合を含む。）の規定による路線の認定の協議が成立しない場合の意見の提出及び第七条第八項（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による路線の認定

2 第十条第一項及び第二項の規定による路線の廃止又は変更

3 第十七条第二項及び第三項の規定による管理の特例の協議

4 第十九条第一項の規定による境界地の道路の管理方法の協議並びに同条第二項（第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による管理方法の裁定及びその申請

5 第二十条第三項（第五十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による管理方法の裁定及びその申請

6 第二十一条の規定による他の工作物の管理者に対する道路に関する工事の施行命令又は道路の維持命令

7 第二十五条第三項及び第四項の規定による国土交通大臣への届出

8 第三十三条第二項第三号の規定による利便増進誘導区域の指定及び同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による協議

9 第四十四条の二第一項の規定による届出対象区域の指定

10 第四十七条の十八第一項の規定による道路一体建物に関する協定の締結及び管理第四十七条の二十一第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）

の規定による道路保全立体区域の指定

12 第四十八条の二第一項及び第二項の規定による自動車専用道路の指定

13 第四十八条の五第一項の規定による道路等と自動車専用道路との連結又は交差の協議又は許可

14 第四十八条の十三第一項から第三項までの規定による自転車専用道路等の指定及び同条第四項の規定による自転車専用道路等の指定の協議

15 第四十八条の二十第一項の規定による歩行者利便増進道路の指定、同条第二項の規定による協議及び同条第四項の規定による同意

16 第四十八条の二十二第一項の規定による同意

17 第四十八条の二十三第一項の規定による公募対象歩行者利便増進施設等の公募占用指針の策定

18 第四十八条の二十五第四項の規定による選定

19 第四十八条の二十六第一項の規定による歩行者利便増進計画の認定

20 第四十八条の二十七第一項の規定による歩行者利便増進計画の変更の認定

21 第四十八条の二十九の規定による承認

22 第四十八条の二十九の二第二項の規定による国土交通大臣との協議及び同意

23 第四十八条の三十第一項の規定による車両の種類の指定

24 第四十八条の四十二第一項の規定による命令

25 第四十八条の四十三の規定による通知

26 第四十八条の六十第一項の規定による道路協力団体の指定

27 第四十八条の六十二第三項の規定による道路協力団体の指定の取消し

28 第五十四条第一項の規定による境界地の道路の管理に関する費用の負担の協議

29 第五十五条第一項の規定による兼用工作物の費用の負担の協議

30 第五十八条第一項の規定による原因者負担金の決定

31 第六十条ただし書の規定による他の工作物の管理者の行う道路に関する工事に要する費用の負担命令

32 第七十一条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による代執行の決定

33 第七十二条の二第二項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査

34 第七十三条第一項の規定による負担金等の督促並びに同条第三項の規定による負担金等並びに手数料及び延滞金の強制徴収

35 第七十五条第二項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による法令違反等に関する指示等（工事に係るものを除く。）

36 第七十七条の規定による道路に関する調査

37 第七十八条の規定による道路の行政又は技術に関する必要な勧告、助言又は援助（工事に係るものを除く。）

六 道路整備特別措置法に関する次のこと。

1 第十八条第二項及び第三項、第十九条第二項及び第三項並びに第二十一条第四項の規定による国土交通大臣への届出

2 第二十五条第二項の規定による料金の額等の公示

3 第二十九条第二項の規定による道路の供用の開始

4 第三十一条第一項の規定による意見の聴取

七 道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十六条第二項の規定による検査の申請

八 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）に関する次のこと。

1 第五十条第三項（第五十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による工事施行の認可申請期間の伸長

2 第五十四条第一項（第六十七条において準用する場合を含む。）の規定による工事方法の変更の認可

3 第六十九条第一項の規定による土地の立入り及び一時使用の許可並びに同条第五項の規定による立入り又は使用によつて生じた損失の補償についての協議に係る裁定

4 第七十条第一項の規定による事業の改善命令

5 第七十二条において準用する第三十条第四項の規定による公衆の利便を阻害する行為の停止又は変更の命令

九 道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）の規定に基づく事務の処理

十 自動車道事業規則（昭和二十六年^{運輸省}建設省^令第二号）第三十七条第三項の規定による

調査書等の送付

別表第四高規格道路課の項課長の欄に次の六号を加える。

五 道路法に関する次のこと。

1 第九条（第十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による路線名等の

公示

- 2 第十一条第三項の規定による路線の指定、認定、変更又は廃止の通知
- 3 第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更の公示及び同条第二項の規定による道路の供用の開始又は廃止の公示
- 4 第十九条第五項及び第二十条第六項の規定による管理方法の協議の内容の公示
- 5 第二十八条第一項の規定による道路台帳の調製及び保管
- 6 第三十三条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公示

- 7 第三十七条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の禁止区域等の指定に係る公示

- 8 第四十四条第二項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による沿道区域等の公示

- 9 第四十四条の二第二項の規定による届出対象区域の公示

- 10 第四十四条の三第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による違法放置等物件の保管の公示

- 11 第四十五条の二第二項の規定による公示

- 12 第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可、同条第二項後段の規定による他の道路管理者との協議及び同条第五項の規定による許可証の交付

- 13 第四十七条の三第二項の規定による限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定に係る協議及び同意並びに同条第四項及び第五項の規定による許可基準等の提供

- 14 第四十七条の十四の規定による車両の通行に関する措置命令

- 15 第四十七条の十八第二項の規定による道路一体建物に関する協定の公示

- 16 第四十七条の二十一第三項の規定による道路保全立体区域の公示

- 17 第四十八条の二第四項の規定による自動車専用道路の公示

- 18 第四十八条の十三第五項の規定による自転車専用道路等の公示

- 19 第四十八条の二十第五項の規定による歩行者利便増進道路の指定の公示

- 20 第四十八条の二十三第五項の規定による市町村長及び学識経験者の意見の聴取並びに同条第六項の規定による公募占用指針の公示

- 21 第四十八条の二十五第三項の規定による警察署長との協議、同条第五項の規定による学識経験者の意見の聴取及び同条第六項の規定による通知

- 22 第四十八条の二十六第二項（第四十八条の二十七第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示

- 23 第四十八条の二十九の五第一項の規定による災害応急対策施設管理協定の締結

- 24 第四十八条の二十九の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示

- 25 第四十八条の三十第二項の規定による特定車両停留施設の指定をしようとする旨の公示

- 26 第四十八条の三十六の規定による公示

- 27 第四十八条の三十八第三項の規定による利便施設協定の公示

- 28 第四十八条の四十二第二項の規定による公示
- 29 第四十八条の六十第二項及び第四項の規定による公示
- 30 第四十八条の六十二第四項の規定による公示
- 31 第六十七条の二第四項後段の規定による長時間放置された車両の保管の公示
- 32 第九十五条の二第一項の規定による公安委員会の意見聴取（工事に係るものを除く。）

六 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）に関する次のこと。

- 1 第一条の二第二項の規定による国土交通大臣に対する報告

- 2 第六条第七項の規定による道路の区域の決定等の通知

七 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第十二条の規定による特殊な車両の認定

八 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）第三条第一項（同令第四条において準用する場合を含む。）の規定による運航実績等の報告

九 道路運送法第九十一条本文の規定による国土交通大臣への意見の陳述

十 自動車道事業規則第三十八条第一項の規定による報告書の提出

別表第四道路整備課の項部長の欄第四号中1及び2を削り、3を1とし、4から7までを削り、8を2とし、9を削り、10を3とし、11を4とし、12及び13を削り、14を5とし、15から35までを削り、36を6とし、37を削り、38を7とし、39から41までを削り、42を8とし、同号の43中「指示等」の下に「（工事に係るものに限る。）」を加え、同43を同号の9とし、同号中44を10とし、45を削り、同号の46中「援助」の下に「（工事に係るものに限る。）」を加え、同46を同号の11とし、同号に次のように加える。

12 第九十一条第二項において準用する第七十三条第一項の規定による負担金等の督促並びに第九十一条第二項において準用する第七十三条第三項の規定による負担金等並びに手数料及び延滞金の強制徴収

別表第四道路整備課の項部長の欄第五号中「（昭和二十七年政令第四百七十九号）」を削り、同欄中第六号から第十号までを削り、第十一号を第六号とし、第十二号を第七号とし、同項課長の欄第二号中1から14までを削り、15を1とし、16から32までを削り、33を2とし、同欄中第三号から第七号までを削り、第八号を第三号とし、同表都市計画課の項を次のように改める。

都市計画課	都市計	
	一	二
	請負対象額が一件二億円以上の土木工事の施行	再取得価額が二億円未満の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得
	請負対象額が一件二億円以上の土木工事の請負契約の締結	都市計画法に関する次のこと。
	再取得価額が二億円以上の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得	第二十九条第一項又は第二項
	都市計画法に関する次のこと。	徳島県開発審査会の議を経たも

の規定による開発行為の許可（一件の規模が五ヘクタール以上のもの及び徳島県開発審査会の議（包括承認を除く。）を経たものに限る。）

2 第三十四条の二第一項の規定による開発協議（一件の規模が五ヘクタール以上のもの及び徳島県開発審査会の議を経たものに限る。）

3 第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可（一件の規模が五ヘクタール以上のもの及び徳島県開発審査会の議（包括承認を除く。）を経たものに限る。）

4 第四十一条第一項の規定による建築物の建蔽率等の指定及び同条第二項ただし書の規定による制限区域内における建築の許可

5 第四十二条第一項ただし書の規定による建築等の許可（一件の敷地面積が五ヘクタール以上のものに限る。）及び同条第二項の規定による国の機関との協議（一件の敷地面積が五ヘクタール以上のものに限る。）

6 第四十五条の規定による開発行為の許可に基づく地位の承継の承認（一件の規模が五ヘクタール以上の開発行為の許可に係るものに限る。）

7 第五十二条の三第三項（第五十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による買い取るべき旨の通知及び第五十二条の三第四項（第五十七条の四において準用する場合を含む。）の規定による買い取らない旨

のを除く。）及び徳島県開発審査会の議（包括承認に限る。）を経たものに限る。）

2 第三十四条の二第一項の規定による開発協議（一件の規模が〇・五ヘクタール以上五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）に限る。）

3 第三十五条の二第一項の規定による開発行為の変更の許可（一件の規模が〇・五ヘクタール以上五ヘクタール未満のもの（徳島県開発審査会の議を経たものを除く。）及び徳島県開発審査会の議（包括承認に限る。）を経たものに限る。）

4 第三十六条第二項の規定による開発行為の工事完了の検査及び検査済証の交付（一件の規模が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）並びに同条第三項の規定による工事の完了の公告

5 第三十七条第一号の規定による建築制限の例外の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール以上の開発行為の許可を受けた開発区域内の土地におけるものに限る。）

6 第四十二条第一項ただし書の規定による建築等の許可（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール以上五ヘクタール未満のもの及び徳島県開発審査会の議を経たものに限る。）及び同条第二項の規定による国の機関との協議（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール以上五ヘクタール未満のもの及び徳島県開発審査会の議を経たものに限る。）

の通知

8 第五十二条の四第二項（第五十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による土地の価格の協議

9 第五十五条第一項本文の規定による都市計画施設の区域内の土地の指定及び同条第三項の規定による土地の買取りの申出等の相手方の決定

10 第五十七条第三項の規定による買い取るべき旨の通知及び同条第四項の規定による買い取らない旨の通知

五 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成十年法律第四十一号）第三条第四項の規定による市町村との協議

六 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）に関する次のこと。

1 第八条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議及び同条第三項の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請

2 第十条第一項の規定による宅地造成等工事規制区域の指定

3 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可

4 第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事

7 第四十三条第一項本文の規定による開発行為の許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール以上のもの及び徳島県開発審査会の議を経たものに限る。）及び同条第三項の規定による協議（一件の敷地面積が〇・五ヘクタール以上のもの及び徳島県開発審査会の議を経たものに限る。）

8 第四十五条の規定による開発行為の許可に基づく地位の承継の承認（一件の規模が〇・五ヘクタール以上五ヘクタール未満の開発行為の許可に係るものに限る。）

9 第四十七条第一項の規定による登録簿への登録、同条第二項の規定による登録簿への付記、同条第四項の規定による登録簿の修正並びに同条第五項の規定による登録簿の保管及び写しの交付

10 第五十二条の二第一項の規定による許可及び同条第二項の規定による協議

11 第五十二条の三第一項の規定による公告及び関係権利者に周知させるための必要な措置

12 第五十五条第四項の規定による土地の指定等の公告

13 第五十六条第二項の規定による土地を買い取る旨又は買い取らない旨の通知

14 第五十七条第一項の規定による公告及び土地の有償譲渡についての制限の周知並びに同条第三項の規定による買取りについての通知

に係る作業の停止命令

5 第二十三条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令

6 第四十五条第一項の規定による造成宅地防災区域の指定及び同条第二項の規定による指定の解除

7 第四十七条第一項の規定による擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事の命令及び同条第二項の規定による工事の命令

七 都市公園法第三十一条の規定による都市公園の行政又は技術に関する必要な勧告、助言又は援助

八 徳島県屋外広告物条例（平成四年徳島県条例第五十二号）に関する次のこと。

1 第四条第二号及び第三号の規定による範囲の指定

2 第十条第二項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による特にやむを得ないと認める場合の許可

3 第二十一条第一項の規定による広告景観モデル地区の指定

4 第二十九条第一項第五号の規定による同項第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識を有する者であることの認定

九 徳島県屋外広告物条例施行規則（平成五年徳島県規則第六号）別表第二の規定による特別指定地域に係る区域の指定

十 景観法（平成十六年法律第一百十号）に関する次のこと。

1 第八条第一項の規定による景

三 建築基準法（昭和二十五年法律

第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道の位置の指定

四 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第四条第四項の規定による市町村との協議及び同条第五項の規定による農林水産大臣との協議

五 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ、第六十三条第三項第五号イ及び第六十八条の六十九第三項第五号イの規定による優良宅地の認定（一件の規模が〇・五ヘクタール以上のものに限る。）

六 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと。

1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定及び同条第二項の規定による土地の占有者への通知

2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知

3 第十七条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付

4 第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に

観計画の策定

- 2 第九条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会の開催等、同条第二項及び第三項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取並びに同条第四項及び第五項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による協議合を含む。）の計画提案に対する判断等
- 3 第十二条の規定による計画提案に対する判断等
- 4 第十四条第一項の規定による通知及び同条第二項の規定による意見の聴取
- 5 第十七条第一項の規定による設計の変更等の命令、同条第五項の規定による原状回復等の命令並びに同条第六項前段の規定による代執行
- 6 第十九条第一項の規定による景観重要建造物の指定
- 7 第二十条第三項の規定による通知
- 8 第二十三条第一項（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の命令及び第二十三条第二項前段（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による代執行
- 9 第二十四条第二項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び第二十四条第三項（第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による収用委員会に対する裁決の申請
- 10 第二十六条の規定による管理

必要な措置の勧告

- 5 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査
- 6 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による工事の状況についての報告の徴収
- 7 第四十六条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他災害の防止に必要な措置の勧告
- 七 都市公園法第三十条第一項の規定による都市公園の設置、その区域の変更又は廃止の報告及び同条第二項の規定による国土交通大臣に対する必要な報告又は資料の提出
- 八 徳島県駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和四十二年徳島県条例第四十号）に関する次のこと。
 - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
 - 2 第六条第二項の規定による利用料金の額の承認及び同条第五項の規定による回数券及び定期乗車券の発行の承認
 - 3 第七条第三号の規定による特別の理由に該当する旨の認定
 - 4 第十二条第一項の規定による供用の休止の承認
 - 九 徳島県駐車場管理規則（昭和四十二年徳島県規則第六十六号）第二条第一項ただし書の規定による取扱時間の変更の承認
 - 十 徳島県屋外広告物条例に関する次のこと。
 - 1 第二十三条第二項の規定による広告景観モデル地区内における

11 第二十七条第一項及び第二項の規定による指定の解除 12 第二十八条第一項の規定による景観重要樹木の指定 13 第二十九条第三項の規定による通知 14 第三十四条の規定による管理に関する措置命令又は勧告 15 第三十五条第一項及び第二項の規定による指定の解除 16 第三十六条第一項の規定による管理協定の締結及び同条第三項（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による認可 17 第七十四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同意 18 第八十一条第四項の規定による景観協定の認可 19 第八十三条第二項（第八十四条第二項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議 20 第八十四条第一項の規定による景観協定の変更の認可 21 第八十八条第一項の規定による景観協定の廃止の認可 22 第九十条第一項の規定による一的所有者による景観協定の設定の認可 23 第九十二条第一項の規定による景観整備機構の指定 24 第九十五条第二項の規定による措置命令及び同条第三項の規定による指定の取消し 25 第九十八条第二項の規定による協議 十一 都市の低炭素化の促進に関する	る広告物等の表示者等に対する指導、助言及び勧告 2 第二十七条第一項の規定による屋外広告業の登録 3 第二十七条の三第一項の規定による屋外広告業者登録簿への登録 4 第二十七条の四第一項の規定による登録の拒否 5 第二十七条の五第二項の規定による変更届出事項の屋外広告業者登録簿への登録 6 第二十七条の八の規定による登録の抹消 7 第二十八条第一項の規定による講習会の開催の決定 8 第三十条の規定による県内で屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告 9 第三十条の二の規定による登録の取消し等 10 第三十条の三の規定による処分内容等の監督処分簿への記載 11 第三十条の四の規定による県内で屋外広告業を営む者に対する報告の徴収及び立入検査 十一 景観法に関する次のこと。 1 第九条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定による告示及び縦覧 2 第十六条第三項の規定による勧告及び同条第六項の規定による協議 3 第十七条第四項の規定による期間の延長及び通知、同条第六項後段の規定による公告並びに同条第七項の規定による報告の徴収及び土地への立入り等 4 第十八条第二項の規定による期間の短縮
---	--

る法律（平成二十四年法律第八十四号）第四十条（同法第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による樹木等管理協定の認可

- 5 第十九条第二項の規定による意見の聴取
- 6 第二十一条第一項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第二十一条第二項の規定による標識の設置
- 7 第二十二条第一項の規定による許可及び同条第四項（第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協議を含む。）の規定による協議
- 8 第二十三条第二項後段（第三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による公告
- 9 第二十八条第二項の規定による意見の聴取
- 10 第三十条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び第三十条第二項の規定による標識の設置
- 11 第三十一条第一項の規定による許可
- 12 第三十七条第一項（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧
- 13 第三十九条（第四十条において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧
- 14 第四十四条第一項の規定による台帳の作成及び保管
- 15 第四十五条の規定による報告の徴収
- 16 第七十八条第二項の規定による勧告等
- 17 第八十二条第一項（第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧

	まち づく り室
	十二。都市計画法に関する次のこと。 1 第五条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定についての意見の聴取及び国土交通大臣への協議
18 第八十三条第三項（第八十四条第二項、第八十五条第四項、第八十六条第四項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び縦覧等 19 第八十八条第二項の規定による公告 20 第九十二条第二項及び第四項の規定による公示 21 第九十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第四項の規定による公示 22 第九十六条の規定による情報の提供等 十二 景観行政団体及び景観計画に関する省令（平成十六年農林水産省国土交通省環境省省令第一号）第三条の規定による公告 十三 都市の低炭素化の促進に関する法律に関する次のこと。 1 第三十九条第一項（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による樹木等管理協定の縦覧等 2 第四十一条（第四十二条において準用する場合を含む。）の規定による樹木等管理協定の公告等 十四。都市計画法に関する次のこと。 1 第五条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画区域の指定等の公告 2 第五条の二第三項（同条第四	

2 第五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による準都市計画区域の指定

3 第十六条第一項の規定による公聴会の開催等

4 第十八条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の決定（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分に関するものを除く。）及び第十八条第三項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による協議

5 第二十一条第一項の規定による都市計画の変更（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分に関するものにあつては、軽易なものに限る。）

6 第二十一条の三の規定による計画提案に対する判断等

7 第二十一条の五第一項の規定による通知及び同条第二項の規定による意見の聴取

8 第二十二条第二項の規定による都市計画の案の決定

9 第二十三条第一項の規定による農林水産大臣との協議及び同条第六項の規定による都市施設を管理することとなる者等との協議

10 第二十四条第六項の規定による市町村に対する措置の要求及び同条第七項の規定による国の関係行政機関の長に対する申出

11 第二十八条第二項（第五十二条の五第三項（第五十七条の六第二項及び第六十条の三第二項

項において準用する場合を含む。）の規定による準都市計画区域の指定等の公告

3 第六条第一項又は第二項の規定による都市計画に関する基礎調査の実施、同条第四項の規定による結果の通知及び同条第五項の規定による報告

4 第十七条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の案の縦覧

5 第二十条（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画の告示等

6 第二十五条第二項の規定による土地の占有者への通知

7 第二十六条第一項前段の規定による障害物の伐除の許可申請、土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物等の所有者等への通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及び同項後段の規定による所有者等への通知

8 第五十九条第五項及び第六項の規定による意見の聴取

9 第六十条の二第二項の規定による申請がされなかった旨の公告

10 第六十二条第一項（第六十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画事業の認可等の告示及び図書の写しの送付

11 第六十五条第一項の規定による建築等の許可及び同条第二項の規定による施行者の意見の聴

において準用する場合を含む。

。の規定による損失の補償についての協議及び第二十八条第三項（第五十二条の五第三項（第五十七条の六第二項及び第六十条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第六十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十条第二項の規定による裁決の申請

12 第五十九条第一項の規定による市町村の都市計画事業の認可、同条第二項の規定による国土交通大臣への認可申請（下水道事業に係るものを除く。）及び同条第四項の規定による国の機関等以外の者が行う都市計画事業の認可

13 第六十三条第一項本文の規定による事業計画の変更の認可申請（下水道事業に係るものを除く。）及び事業計画の変更の認可

14 第六十四条第一項の規定による都市計画事業の認可に基づく地位の承継の承認

15 第七十五条第一項の規定による受益者負担金の負担命令（下水道事業に係るものを除く。）

16 第七十五条の二第一項の規定による協定の締結

17 第七十五条の四第一項の規定による開発行為に係る協議及び同意（同意にあつては、一件の規模が五ヘクタール以上のもの及び徳島県開発審査会の議（包括承認を除く。）を経たものに

取

12 第六十六条の規定による都市計画事業の施行についての公告（下水道事業に係るものを除く。）

13 第六十七条第二項の規定による土地建物等の先買いの通知（下水道事業に係るものを除く。）

14 第六十八条第二項の規定による土地の価額についての協議（下水道事業に係るものを除く。）

15 第七十二条第一項の規定による申立書の提出（下水道事業に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による告示（下水道事業に係るものを除く。）

16 第七十五条第三項の規定による受益者負担金の納付の督促（下水道事業に係るものを除く。）

17 第七十五条の二第二項の規定による公告及び縦覧

18 第七十五条の四第一項の規定による開発行為に係る同意（一件の規模が〇・五ヘクタール以上五ヘクタール未満のもの及び徳島県開発審査会の議（包括承認に限る。）を経たものに限る。）

19 第八十条第一項の規定による報告の徴収等

20 第八十一条第二項後段の規定による代執行の公告及び同条第三項の規定による標識の設置等

十五 都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）に関する次のこと。

1 第十二条の規定による都市計

限る。)

18 第八十一条第一項の規定による監督処分及び同条第二項前段の規定による代執行

十三 土地区画整理法に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による土地区画整理事業の施行の認可

2 第十条第一項の規定による規
準若しくは規約又は事業計画の
変更の認可

3 第十一条第四項後段の規定に
よる施行者の変動に伴う規約の
認可

4 第十三条第一項の規定による
土地区画整理事業の廃止又は終
了の認可

5 第十四条第一項から第三項ま
での規定による土地区画整理組
合の設立の認可

6 第三十九条第一項の規定によ
る定款又は事業計画若しくは事
業基本方針の変更の認可

7 第四十一条第四項の規定によ
る賦課金等の滞納処分の認可

8 第四十五条第二項の規定によ
る組合の解散の認可

9 第四十九条の規定による決算
報告書の承認

10 第五十条第四項の規定による
組合の合併に伴う定款及び事業
計画又は事業基本方針の変更の
認可

11 第五十二条第一項前段の規定
による県が施行する土地区画整
理事業の施行規程及び事業計画
の決定並びに同項後段の規定に
よる市町村が施行する土地区画
整理事業の事業計画において定
める設計の概要についての認可

面の図書の縦覧についての公告

2 第三十八条第一項の規定によ
る開発登録簿閲覧所の設置並び
に同条第二項の規定による閲覧
規則の制定及び閲覧場所等の告
示

十六 土地区画整理法に関する次のこと。

1 第九条第三項（第十条第三項
及び第十三条第四項において準
用する場合を含む。）の規定に
よる土地区画整理事業の施行の
認可等を行つた場合の公告並び
に国土交通大臣及び関係市町村
長への図書の送付

2 第十一条第八項の規定による
同条第四項後段に規定する規約
を認可した場合又は同条第七項
に規定する届出を受理した場合
の公告

3 第二十条第一項（第三十九条
第二項において準用する場合を
含む。）の規定による事業計画
の公衆への縦覧及び第二十条第
三項（第三十九条第二項におい
て準用する場合を含む。）の規
定による事業計画の修正命令又
は意見書に係る意見を採択する
必要を認めない旨の通知

4 第二十一条第三項の規定によ
る土地区画整理組合の設立を認
可した場合の公告並びに国土交
通大臣及び関係市町村長への図
書の送付

5 第二十九条第二項の規定によ
る同条第一項の届出を受理した
場合の公告

6 第三十九条第四項の規定によ
る定款又は事業計画の変更を認
可した場合の公告及び図書の送

-
-
- 12 第五十五条第三項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による都市計画審議会への付議、同条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による県の事業計画の修正並びに同条第十二項の規定による市町村の事業計画において定めた設計の概要の変更の認可及び県の事業計画において定めた設計の変更の認可申請
- 13 第五十八条第八項の規定による改選請求の要旨の公表並びに所有権者及び借地権者の投票
- 14 第六十四条の規定による審議会の会議が開られない場合等の措置
- 15 第七十三条第二項の規定による損失の補償についての協議並びに同条第三項（第七十八条第三項及び第一百一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による収用委員会に対する土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請
- 16 第七十六条第四項の規定による土地の原状回復の命令等及び同条第五項前段の規定による措置の代行の決定
- 17 第七十七条第一項の規定による建築物等の移転又は除却の決定
- 18 第七十八条第二項の規定による建築物等の移転又は除却に要した費用の徴収の決定及び同条第五項（第一百一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による補償金の供託の決定
- 19 第七十九条の規定による土地付並びに同条第五項の規定による定款又は事業基本方針の変更を認可した場合の公告
- 7 第四十五条第五項の規定による組合の設立についての認可を取り消した場合又は組合の解散を認可した場合の公告
- 8 第五十五条第一項前段（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧、同条第四項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の事業計画の修正命令及び意見書に係る意見が不採択になった場合の通知並びに同条第九項（同条第十三項において準用する場合を含む。）の規定による県が施行する土地区画整理事業の事業計画を定めた場合等の公告
- 9 第七十二条第一項の規定による測量又は調査のための土地への立入り並びに同条第六項の規定による障害物の伐除の認可申請及び伐除した旨の通知
- 10 第七十四条の規定による土地区画整理事業の施行の準備又は施行のため必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付の要求
- 11 第七十五条第一項の規定による土地区画整理事業に関し専門的知識を有する職員の技術的援助及びその要求
- 12 第七十六条第五項後段の規定による措置を代行する旨の公告
- 13 第七十七条第二項の規定による建築物等の移転又は除却をする旨の通知及び移転又は除却する意思の有無についての照会並

20	の使用の決定 第八十六条第一項後段の規定による換地計画の認可	20	びに同条第四項後段の規定による移転又は除却する旨の公告
21	第八十八条第四項（第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の意見書に係る意見を採択する必要があると認める場合の換地計画の必要な修正及び採択する必要を認めない場合のその旨の通知	14	第八十一条第一項の規定による標識の設置
22	第九十一条第一項の規定による過小宅地の基準となる地積の決定、同条第四項の規定による換地計画において換地を定めないことの決定及び同条第五項の規定による換地計画において地積を特に減じて換地を定めることの決定	15	第八十二条の規定による土地の分割又は合併の手続の実施
23	第九十二条第一項の規定による過小借地の基準となる地積の決定、同条第三項の規定による換地計画において借地権の目的となるべき宅地又はその部分を定めないことの決定及び同条第四項の規定による換地計画において借地権の目的となつていない宅地の使用収益をすることができる権利について地積を特に減じて当該権利の目的となるべき宅地又はその部分を定めることの決定	16	第八十三条の規定による登記所への届出
24	第九十三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定による換地計画において処分する権限を有する建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分を与えるように定めることの決定	17	第八十八条第二項（第九十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による換地計画の公衆への縦覧
25	第九十五条の規定による換地	18	第二百三条第四項の規定による換地処分に係る公告
		19	第二百七条第一項の規定による換地処分の公告があつた旨の通知
		20	第二百二十四条第三項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可を取り消した場合の公告
		21	第二百五条第五項の規定による組合の総会の招集
		十七	土地区画整理法施行令第三章に規定する知事の権限に属する土地区画整理審議会の委員の選挙に関する事務の処理
		十八	徳島都市計画復興土地区画整理事業施行規程に関する次のこと。
		1	第八条第三項の規定による土地所有者及び借地権者から選挙されるべき委員の数の公告
		2	第十一条第二項の規定による予備委員の定数の決定及び公告
		3	第十三条第一項の規定による委員の補充及び同条第二項の規定による委員となつた者の氏名等の公告
		4	第十八条第一項の規定による

計画において特別の定めをする
ことの決定

26 第九十六条第二項の規定によ
る保留地を定めることの決定

27 第九十七条第一項の規定によ
る換地計画の変更の認可

28 第九十八条の規定による仮換
地の指定

29 第一百条第一項の規定による宅
地の所有者等に対する宅地又は
その部分について使用し、又は
収益することの停止

30 第一百二条第一項の規定による
仮清算金の徴収又は交付の決定

31 第一百三条第一項の規定による
仮換地処分のお知らせ

32 第一百六条第二項及び第三項の
規定による公共施設の引継ぎの
決定

33 第一百九条第一項の規定による
減価補償金の交付の決定

34 第一百十條第一項の規定による
清算金の徴収又は交付の決定

35 第一百十一条の規定による清算
金等の相殺の決定

36 第一百十二条第一項（第一百二条
第二項において準用する場合を
含む。）の規定による清算金等
の供託の決定

37 第一百九条の規定による地方
公共団体の分担金の決定

38 第一百九条の二第二項の規定
による機構等との協議

39 第一百二十条第一項の規定によ
る土地区画整理事業に要する費
用の全部又は一部の負担の要求

40 第一百二十三条の規定による土
地区画整理事業に関する必要な
報告若しくは資料の提出の要求
又はその施行する土地区画整理

査定地積の通知

5 第二十三条の規定による清算
徴収金等の納付期限及び場所の
通知

十九 新住宅市街地開発法に関する
次のこと。

1 第二十二條第一項の規定によ
る処分計画の認可

2 第二十七條第二項の規定によ
る工事完了の公告

3 第三十二條第一項の規定によ
る造成宅地等に関する権利の処
分の承認

4 第三十四條第三項の規定によ
る標識の設置及び同条第四項の
規定による標識の移転等の承諾

5 第四十條の規定による技術的
援助及びその請求

6 第四十一條第一項の規定によ
る施行計画の変更等の命令

7 第四十二條の規定による報告
の徴収等又は勧告等

二十 都市再開発法に関する次のこ
と。

1 第七条の四第一項の規定によ
る市街地再開発促進区域内の建
築物の建築許可

2 第七条の六第四項の規定によ
る土地を買い取る旨又は買い取
らない旨の通知

3 第七条の九第三項（第七条の
十六第二項、第五十條の二第二
項及び第五十條の十二第二項に
おいて準用する場合を含む。）
の規定による市町村長の意見の
聴取

4 第七条の十五第一項（第七条
の十六第二項において準用する
場合を含む。）の規定による第
一種市街地再開発事業の施行の

	事業の施行の促進を図るために必要な勧告、助言若しくは援助 41 第二百二十四条第一項の規定による施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又は施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置命令及び同条第二項の規定による土地区画整理事業の施行についての認可の取消し 42 第二百二十五条第一項及び第二項の規定による組合の事業又は会計の状況の検査、同条第三項の規定による組合のした処分の取消し、変更若しくは停止又は組合のした工事の中止若しくは変更その他の必要な措置命令、同条第四項の規定による組合の設立についての認可の取消し、同条第六項の規定による理事若しくは監事又は総代の解任請求による組合員の投票並びに同条第七項の規定による議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し 十四 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第五十七条第三項第四号の規定による換地技術上百平方メートル以上の宅地となるように換地を定めることが困難であることの認定 十五 徳島都市計画復興土地区画整理事業施行規程（昭和三十一年徳島県規則第七号）に関する次のこと。 1 第六条の二から第六条の四までの規定による保留地の処分 2 第六条の五第一項の規定による保留地の予定価格の決定 3 第十七条第二項の規定による地積の決定及び同条第三項前段
認可の公告及び図書の送付 5 第七条の十七第七項の規定による氏名等の届出の受理及び同条第八項の規定による新たに施行者となつた者等の氏名等の公告 6 第七条の十九第一項の規定による審査委員の選任の承認 7 第七条の二十第一項の規定による第一種市街地再開発事業の終了の認可及び同条第二項において準用する第七条の十五第一項の規定による公告 8 第十六条第一項本文（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧及び第十六条第三項（第三十八条第二項及び第五十三条第二項（第五十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による意見書の処理 9 第十九条第一項（第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告及び図書の送付 10 第二十八条第二項の規定による組合の理事長の氏名等の公告 11 第四十一条第三項の規定による滞納処分の認可 12 第四十五条第四項の規定による組合の解散の認可及び同条第六項の規定による認可の取消し等の公告 13 第四十九条の規定による決算報告の承認 14 第五十条の八第一項（第五十条の九第二項、第五十条の第十二項において準用する場合を含む。）の規定による市街地再	

の規定による地積の査定	4 第十八条第三項の規定による地積の訂正等	5 第十九条ただし書の規定による未登記の所有権以外の権利の地積の査定	6 第二十条の規定による評定価額の決定	7 第二十一条の規定による権利価額の割合の決定	8 第二十二条第二項の規定による清算金の増額の決定	9 第二十四条第一項前段の規定による清算金の分割徴収及び分割交付の決定、同条第四項の規定による未納の清算金の繰上げ納付の承諾、同条第五項の規定による未納の清算金の繰上げ徴収の決定並びに同条第六項の規定による交付期限及び交付金額の決定並びにその通知	10 第二十六条の規定による補償金に相当する額の一部を前払いすることの決定	11 第三十条の規定による工事完了以前に換地処分をすることの決定	16 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第四十六条の規定による施行計画の認可	17 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）に関する次のこと。	1 第七条の五第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による代執行の措置	2 第七条の六第二項の規定による土地の買取りの相手方の決定	3 第七条の七第一項の規定による買い取った土地の処分
開発事業の施行の認可の公告及び図書の送付	15 第五十条の十四第一項の規定による審査委員の選任の承認	16 第五十条の十五第一項の規定による市街地再開発事業の終了の認可及び同条第二項において準用する第五十条の八第一項の規定による公告	17 第五十三条第一項（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧	18 第五十四条第一項の規定による事業計画の公告	19 第五十五条第一項の規定による施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付	20 第五十八条第三項において準用する第十九条第一項の規定による図書の送付	21 第六十条第一項ただし書の規定による測量及び調査のための土地の立入り等の許可	22 第六十一条第一項の規定による土地の試掘等の許可	23 第六十二条第一項の規定による許可証の交付	24 第六十四条第一項の規定による標識の設置	25 第六十五条の規定による関係簿書の閲覧の実施等	26 第六十六条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可、同条第五項後段の規定による措置の代行を行う旨の公告及び同条第八項の規定による土地の形質の変更等の承認	27 第七十条第一項の規定による登記の嘱託及び同条第二項の規

4	第七条の九第一項の規定による個人施行者が施行する第一種市街地再開発事業の施行の認可	28	第八十三条第一項前段（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の縦覧、同条第一項後段（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧の開始の日等の公告及び通知並びに同条第四項ただし書の規定による権利変換計画の修正の通知
5	第七条の十六第一項の規定による規準等の変更の認可	29	第八十六条の規定による権利変換の処分
6	第七条の十七第四項の規定による一人の個人施行者が数人となつた場合における規約の認可	30	第九十条第一項及び第二項の規定による登記の嘱託
7	第十一条第一項の規定による組合の設立の認可	31	第一百条第一項及び第二項の規定による公告及び通知
8	第三十八条第一項の規定による組合の定款等の変更の認可	32	第一百一条第一項の規定による施設建築物に関する登記の嘱託
9	第五十条の二第二項の規定による再開発会社が施行する市街地再開発事業の施行の認可	33	第一百四条の規定による清算金の徴収又は交付の決定
10	第五十条の九第一項の規定による規準等の変更の認可	34	第一百六条第二項の規定による清算金の督促
11	第五十条の十二第一項の規定による合併等の認可	35	第一百三条の規定による事業代行開始の公告
12	第五十一条第一項前段の規定による施行規程及び事業計画の決定並びに同項後段（第五十六条において準用する場合を含む。）の規定による市町村の事業計画において定めた設計の概要の認可	36	第一百七条第一項及び第二項の規定による事業代行終了の公告
13	第六十三条第三項の規定による収用委員会への土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請	37	第二百二十四条第一項の規定による必要な勧告、助言等
14	第六十六条第四項の規定による土地の原状回復等の命令及び同条第五項前段の規定による措置の代行の決定	38	第二百二十四条の二第三項の規定による認可を取り消した旨の公告
15	第六十九条第一項の規定による土地の使用の決定	39	第二百五条第五項の規定による組合の総会等の招集、同条第六項の規定による選挙の代行及び同条第七項の規定による議決等の取消し
16	第七十二条第一項前段の規定による権利変換計画の決定及び同項後段（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定	40	第二百二十九条の三の規定による再開発事業計画の認定

17	第八十三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の処理	41	第二百二十九条の四（第二百二十九条の五第二項及び第二百二十九条の九第二項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長への通知
18	第九十六条第一項の規定による土地の明渡し の要求	42	第二百二十九条の五第一項の規定による再開発事業計画の変更の認定
19	第九十七条第四項の規定による収用委員会への土地収用法第九十四条第二項の規定による裁決の申請	43	第二百二十九条の六の規定による報告の徴収
20	第九十八条第一項の規定による市町村長への代行の請求、同条第二項の規定による施行者の請求による代執行及び同条第三項の規定による補償金の受領	44	第二百二十九条の七の規定による地位の承継の承認
21	第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の承認	45	第二百二十九条の八の規定による改善命令
22	第二百二条第二項前段の規定による協議が成立しない場合の裁定	46	第二百二十九条の九第一項の規定による再開発事業計画の認定の取消し
23	第二百三条第一項の規定による施設建築物の一部等の価額等の確定及び通知	47	第三十一条第一項の規定による土地の分割及び合併の手續の実施
24	第二百九条本文の規定による公共施設の引継ぎの決定	48	第三十五条第一項の規定による書類の送付に代わる公告
25	第二百十二条の規定による事業代行開始の決定	二十一	都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第五十条第二項後段の規定による市町村長への通知
26	第二百十四条ただし書の規定による事業代行者の決定		
27	第二百十六条の規定による組合の債務保証		
28	第二百七条第三項の規定による財産の処分等に関する計画の承認		
29	第二百二十条第二項の規定による機構等との協議		
30	第二百一十一条第一項の規定による費用の負担の請求		
31	第二百二十四条第三項の規定による措置命令		

32	第二百二十四条の二第一項の規定による工事の中止等の措置命令及び同条第二項の規定による認可の取消し
33	第二百二十五条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し
34	第二百二十六条の規定による市町村に対する監督
35	第三百三十三条第一項の規定による管理規約の制定及び認可

別表第四住宅課の建築指導室の項部長の欄第十七号の1及び7中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同号の19中「第七十七条の二十四第四項」を「第七十七条の二十四第五項」に改め、同項課長の欄第二十四号の2中「同条第七項」を「同条第九項」に改め、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同欄第二十五号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 第三百三十七条の十二第六項及び第七項の規定による認定

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄中第四十二号を第四十三号とし、第三十七号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、同欄第三十六号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同号を同欄第三十七号とし、同欄第三十五号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同号に次のように加える。

15 第六十七条の二第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による協議

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄中第三十五号を第三十六号とし、同欄第三十四号の2中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同号を同欄第三十五号とし、同欄第三十三号の2中「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同号を同欄第三十四号とし、同欄第三十二号の1中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画等の認定等」に改め、「建築主事」の下に「又は建築副主事」を加え、同号の5中「長期優良住宅建築等計画の認定」を「長期優良住宅建築等計画等の認定等」に改め、同号を同欄第三十三号とし、同欄第三十一号を第三十二号とし、同欄第三十号の2中「に対する」を「又は建築副主事への」に改め、同号を同欄第三十一号とし、同欄第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）第七
条第九項（同条第十四項において準用する場合を含む。）の規定による協議及び同意
別表第四水管理政策課の項を次のように改める。

河川政 策課	一 請負対象額が一件二億円以上の 土木工事の施行	一 河川法に関する次のこと。 1 第十一条第二項の規定による
-----------	-----------------------------	-----------------------------------

二 請負対象額が一件二億円以上の土木工事の請負契約の締結 三 再取得価額が二億円以上の先行取得した土地等及び損失補償に係る再取得	協議内容の公示 2 第三十八条の規定による通知 3 第四十四条第一項の規定による指示 4 第四十九条の規定による洪水時におけるダムの操作に関する記録の提出の要求
四 河川法に関する次のこと。 1 第六条第一項第三号及び第四項の規定による堤外の土地の区域についての河川区域の指定、変更又は廃止、同条第二項及び第四項の規定による高規格堤防特別区域の指定、変更又は廃止並びに同条第三項及び第四項の規定による樹林帯区域の指定、変更又は廃止	二 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）に関する次のこと。 1 第十六条の二第一項の規定による水門及び舟又はいかだの長さ等の指定並びに同条第三項の規定による水域等及び通航の方法の指定 2 第十六条の三第一項ただし書の規定による水域及び流送の方法の指定
2 第十七条第一項の規定による兼用工作物の工事等の協議（一級河川における特に重要な河川管理施設に係るものに限る。）及び同条第二項の規定による河川管理施設の工事等の公示 3 第二十三条の規定による許可（期間更新の許可を除く。） 4 第二十三条の二の規定による登録（期間更新の登録を除く。）	3 第十六条の四第一項第二号の規定による船舶等の指定並びに同項第三号の規定による河川区域内の区域及び自動車等の指定 4 第十六条の五第一項の規定による汚水の排出量の指定 5 第三十四条第一項の規定による距離の指定及び同項第五号の規定による行為の指定 6 第三十五条の二第一項第五号の規定による行為の指定 7 第四十九条の規定による廃川敷地等の公示
5 第二十四条の規定による許可（第二十三条の規定による許可（期間更新の許可を除く。）又は第二十三条の二の規定による登録（期間更新の登録を除く。）に関連する許可に限る。）	三 河川法施行条例に関する次のこと。 1 第二条第一項の規定による水域及び通航の方法の指定 2 第三条第一項ただし書の規定による水域及び流送の方法の指定
6 第二十六条第一項の規定による許可（第二十三条の規定による許可若しくは第二十三条の二の規定による登録に関連するもの、第三十条第一項の規定による完成検査を受けなければならない工作物に係るもの又は河口付近の海面において河川の流水	四 海岸法に関する次のこと。 1 第二条第二項の規定による土

を貯留し、若しくは停滞させるための工作物に係るものに限る。〕並びに第二十六条第四項ただし書及び第五項の規定による特定樹林帯区域の指定、変更又は廃止

7 第二十七条第一項の規定による許可（第二十三条の規定による許可又は第二十三条の二の規定による登録に関連するものに限る。）及び第二十七条第四項の規定による許可をし、又は協議に応じない区域の決定

8 第四十二条第二項の規定による裁定

9 第四十三条第一項ただし書の規定による関係河川使用者の受ける損失の程度を事前に確定することができない旨又は損失防止施設の設置が事後でよい旨の決定

10 第四十七条第一項の規定による承認及び同条第四項の規定による操作規程の変更命令

11 第五十三条第三項の規定によるあつせん又は調停

12 第五十三条の二第一項の規定による承認及び同条第三項の規定による承認の取消し

13 第五十四条第一項及び第四項の規定による河川保全区域の指定、変更又は廃止

14 第五十八条の二の規定による河川立体区域の指定、変更又は廃止

15 第五十八条の三第一項及び第四項の規定による河川保全立体区域の指定、変更又は廃止

16 第五十八条の八第一項の規定による河川協力団体の指定

地及び低潮線の指定

2 第三十七条の六第一項の規定による一般公共海岸区域内の区域の指定及び同項第三号の規定による物件の指定

3 第三十八条の規定による主務大臣に対する報告又は資料の提出

五 水防法に関する次のこと。

1 第九条の規定による水防上必要な措置

2 第十二条第一項の規定による通報水位の決定及び同条第二項の規定による警戒水位の決定

3 第十三条第二項の規定による洪水特別警戒水位の決定

4 第十三条の三の規定による高潮特別警戒水位の決定

5 第十六条第四項の規定による河川等の指定の公示

6 第十八条の規定による優先通行の標識の制定

7 第四十七条第一項の規定による水防に関する報告の提出及び同条第二項の規定による水防に関する報告の徴収

8 第四十九条第一項の規定による資料の提出命令又は当該職員等による土地への立入り

六 公有水面埋立法に関する次のこと。

1 第三条第一項（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧及び意見の聴取並びに第三条第二項（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び同項

17 第五十八条の十一第三項の規定による河川協力団体の指定の取消し

18 第六十三条第三項の規定による河川の管理に要する費用の負担の決定

19 第六十五条の二第二項の規定による改良工事に要する費用の負担の決定

20 第七十五条第五項の規定による工作物を保管した旨の公示

21 第七十六条第三項の規定による補償金額の負担の決定

22 第七十九条第一項の規定による認可申請

23 第九十三条第一項の規定による二級河川に係る廃川敷地等の譲与申請（十万平方メートルを超えるものに限る。）

五 河川法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十五号）に関する次のこと。

1 第七条の規定による流水占用料等の徴収（河川法第二十三条の規定による許可若しくは同法第二十三条の二の規定による登録に係るもの又は当該許可又は登録に関連する同法第二十四条の規定による許可に係るものに限る。）

2 第十条の規定による流水占用料等の減免（河川法第二十三条の規定による許可若しくは同法第二十三条の二の規定による登録に係るもの又は当該許可若しくは登録に関連する同法第二十四条の規定による許可に係るものに限る。）

六 海岸法に関する次のこと。

1 第三条第一項及び第二項の規

において準用する場合を含む。）の規定による関係都道府県知事に対する通知

2 第十一条（第十三条ノ二第二項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による免許等の告示

3 第十三条の規定による工事の着手及び竣功の時期の指定

4 第二十二条第二項の規定による竣功認可を行つた旨の告示及び地元市町村長に対する書面等の送付

5 第二十三条第一項ただし書の規定による竣功認可前の埋立地の使用許可及び同条第二項の規定による国土交通大臣への報告

6 第三十条の規定による埋立ての免許条件の範囲内における義務の命令

七 公有水面埋立法施行令に関する次のこと。

1 第四条の規定による関係住民への周知

2 第八条ただし書（第十四条において準用する場合を含む。）の規定による施設の設置の許可

3 第十二条第一項本文の規定による意見書を差し出すべき旨の告知及び同項ただし書の規定による告示

4 第十三条本文の規定による裁定書の謄本の交付及び同条ただし書の規定による告示

5 第十五条第二項の規定による申請の要領等を差し出すべき旨の告知並びに同条第四項の規定による期間の指定及び申請者に対する通知

定による海岸保全区域の指定又は廃止（他部との調整を要するものを除く。）

2 第八条の二第一項の規定による海岸保全区域内の区域の指定及び同項第三号の規定による物件の指定

3 第十二条第六項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るものを除く。）

4 第二十三条の三第一項の規定による海岸協力団体の指定

5 第二十三条の五第三項の規定による海岸協力団体の指定の取消し

七 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）に関する次のこと。

1 第四条の規定による水防管理団体の指定

2 第七条第一項の規定による水防計画の策定等及び同条第六項の規定による国土交通大臣等への報告

3 第十一条第一項及び第十三条第二項の規定による河川の指定

4 第十三条の三の規定による海岸の指定

5 第十四条第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定

6 第十四条の三第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定

7 第十六条第一項の規定による河川等の指定

8 第四十条の規定による水防協力団体に対する情報の提供等

9 第四十二条第三項の規定による市町村の費用負担に関するあつせん

10 第四十八条の規定による水防

6 第二十四条の規定による埋立てをする権利の譲渡の許可及び承継の届出の告示

八 砂利採取法に関する次のこと。

1 第三条の規定による砂利採取業者の登録

2 第五条第二項の規定による砂利採取業者の登録の通知

3 第十三条の規定による砂利採取業者の登録の消除

4 第三十四条第二項及び第四項の規定による職員による立入検査又は質問

九 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）に関する次のこと。

1 第十一条の規定による合格証の交付

2 第十三条の規定による認定証の交付

十 採石法に関する次のこと。

1 第三十二条の規定による採石業者の登録

2 第三十二条の十一の規定による登録の消除

3 第四十二条第一項の規定による報告の徴収及び当該職員による立入検査

十一 採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）に関する次のこと。

1 第八条の十の規定による合格証の交付

2 第八条の十二の規定による認定証の交付

十二 電波法に関する次のこと。

1 第七条第六項の規定による資料の提出

八 に関する勧告又は助言
公有水面埋立法に関する次のこ
と。

- 1 第二条第一項の規定による埋立ての免許
- 2 第六条第三項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による埋立てに伴う補償等の協議の調わないとき等の裁定
- 3 第十条（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による代替施設の設置又は補償の命令
- 4 第十三条ノ二第一項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による埋立てに関する事項の変更及び期間の伸長の許可等
- 5 第十四条第一項（同条第四項（第四十二条第三項において準用する場合を含む。）及び同項において準用する場合を含む。）の規定による他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可等
- 6 第十六条第一項の規定による埋立権の譲渡の許可
- 7 第二十二条第一項の規定による竣功の認可
- 8 第二十五条の規定による埋立てによつて不用となつた国有地の下付
- 9 第二十七条第一項本文の規定による埋立地に関する権利の処分
の許可及び同条第三項の規定による国土交通大臣との協議
- 10 第二十九条第一項本文の規定による埋立地の用途変更の許可及び同条第三項の規定による国

- 2 第十条第一項の規定による工事の落成の届出
- 3 第十六条第一項の規定による無線局の運用開始の期日の届出及び同条第二項の規定による無線局の休止期間の届出
- 4 第二十一条の規定による免許状の訂正申請
- 5 第二十四条の規定による免許状の返納
- 6 第五十一条において準用する第三十九条第四項の規定による無線従事者の選任等の届出
- 7 第八十条の規定による非常通信を行つたとき等の報告
- 十三 電波法施行規則に関する次のこと。
 - 1 第三十九条第三項の規定による検査結果についての措置内容の報告
 - 2 第四十三条第三項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出
 - 十四 無線局免許手続規則に関する次のこと。
 - 1 第十六条第一項の規定による再免許の申請
 - 2 第二十三条第一項の規定による免許状の再交付申請

土交通大臣との協議

11 第三十一条(第四十二条第三項において準用する場合を含む。)の規定による工事施行区域内にある物件の除却命令

12 第三十二条第一項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による竣功認可前の違法行為等に対する矯正命令及び第三十二条第二項の規定による損害の補償命令

13 第三十三条第一項の規定による竣功認可後の違法行為に対する矯正命令及び同条第二項の規定による国土交通大臣への報告

14 第三十四条第一項ただし書の規定による埋立免許の効力の復活及び同条第二項の規定による免許条件の変更

15 第三十五条第一項ただし書(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による原状回復義務の免除及び第三十五条第二項(第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による土砂等を無償で国の所有に属させることの決定

16 第四十二条第一項の規定による国が埋立てをする場合の承認

17 第四十三条の規定による国が埋め立てた土地を公共団体に帰属させることの決定

九 公有水面埋立法施行令に関する次のこと。

1 第十六条第二項の規定による埋立地の価額の認定

2 第三十二条の規定による認可申請

十 砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)に関する次のこと。

1 第六条第一項第六号ロの規定
による砂利採取業務主任者試験
に合格した者と同等以上の知識
及び技能を有することの認定

2 第十二条第一項の規定による
砂利採取業者の登録の取消し又
は事業の停止命令及び同条第二
項の規定による処分をした旨の
通知

3 第十五条第一項の規定による
業務主任者試験の実施

十一 採石法（昭和二十五年法律第
二百九十一号）に関する次のこと
。

1 第三十二条の四第一項第六号
ロの規定による採石業務管理者
試験に合格した者と同等以上の
知識及び技能を有することの認
定

2 第三十二条の十第一項の規定
による採石業者の登録の取消し
又は事業の停止命令

3 第三十二条の十三第一項の規
定による業務管理者試験の実施

十二 電波法に関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による無
線局の免許申請

2 第九条第一項の規定による工
事設計の変更の許可申請及び同
条第二項（第十七条第三項にお
いて準用する場合を含む。）の
規定による工事設計の変更の届
出

3 第十七条第一項の規定による
許可の申請

十三 特定都市河川浸水被害対策法
第三条第八項（同条第十一項にお
いて準用する場合を含む。）の規
定による国土交通大臣からの意見
の聴取に対する回答

十四 宮川内ダム操作規則（昭和四十五年徳島県規則第七十三号）第十六条ただし書の規定による承認
 十五 正木ダム操作規則（昭和五十五年徳島県規則第三十六号）第十八条ただし書の規定による承認

別表第四河川整備課の項部長の欄第四号中1及び2を削り、3を1とし、4を削り、5を2とし、6及び7を削り、8を3とし、9から12までを削り、13を4とし、14から17までを削り、同欄第六号中2から4までを削り、5を2とし、6及び7を削り、同欄第七号から第十二号までを削り、同項課長の欄中第二号から第四号までを削り、第五号を第二号とし、同欄第六号中1を削り、2を1とし、3から5までを1ずつ繰り上げ、6及び7を削り、同号を同欄第三号とし、同欄中第七号から第十六号までを削り、同表砂防・気候防災課の項の項名を「砂防防災課」に改め、同項部長の欄第九号を削り、同項課長の欄第七号を削り、同表水・環境課の項の項名を「水環境整備課」に改め、同表運輸政策課の項の項名を「港湾政策課」に改め、同表次世代交通課の項から法制文書課の項までを削る。
 別表第四の二中「水・環境課長」を「水環境整備課長」に改める。
 別表第四の三及び別表第四の四を次のように改める。

別表第四の三 知事戦略公室長及び上席秘書幹の専決事項（第七条の二関係）

知事戦略公室長	上席秘書幹
一 別表第三一般的事項の表部長の欄に掲げる事項 二 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（知事戦略公室に係るものであつて、重要な職に係るものに限る。） 2 第二十六条の二第一項の規定による自ら並びに戦略プロジェクト統括監、新未来創生統括監、参事及び危機管理監（以下この表において「統括監等」という。）の職の職員の修学部分休業の承認 3 第二十六条の三第一項の規定による自ら及び統括監等の職の職員の高齢者部分休業の承認 4 第三十四条第二項の規定による自ら及び所属職員並びに過去に知事戦	一 別表第三一般的事項の表課長の欄に掲げる事項 二 地方公務員法に関する次のこと。 1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（知事戦略公室に係るものに限り、重要な職に係るものを除く。） 2 パートタイム会計年度任用職員の任免（知事戦略公室に係るものに限る。） 3 第二十六条の二第一項の規定による自ら及び所属職員（知事戦略公室に所属する職員であつて、知事戦略公室長、統括監等及び上席秘書幹の職の職員を除く。以下この表において同じ。）の修学部分休業の承認 4 第二十六条の三第一項の規定による自ら及び所属職員の高齢者部分休

略公室の長又は所属職員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合の許可（所掌事務に係る職務上の秘密に係るものに限る。）

5 第五十五条第五項の規定による職員団体との交渉の取決め及び当局の交渉する者の指名（その権限に属する事項に関するものに限る。）並びに同条第九項の規定による職員団体との書面による協定の締結（その権限に属する事項に関するものに限る。）

三 地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項の規定による自ら及び統括監等の職の職員の部分休業の承認並びに同条第三項において準用する同法第五条第二項の規定による自ら及び統括監等の職の職員の部分休業の承認の取消し

四 職員の修学部分休業に関する条例第四条の規定による自ら及び統括監等の職の職員の修学部分休業の承認の取消し

五 職員の高齢者部分休業に関する条例に関する次のこと（自ら及び統括監等の職の職員に係るものに限る。）。

1 第五条の規定による高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮

2 第六条の規定による高齢者部分休業の休業時間の延長

六 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に関する次のこと。

1 第五条の規定による自ら及び統括監等の職の職員の週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振りの変更

2 第九条第一項の規定による自ら及び統括監等の職の職員の代休日の指定

業の承認

5 第五十五条第五項の規定による職員団体との交渉の取決め及び当局の交渉する者の指名（その権限に属する事項に関するものに限る。）並びに同条第九項の規定による職員団体との書面による協定の締結（その権限に属する事項に関するものに限る。）

三 地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項の規定による自ら及び所属職員の部分休業の承認並びに同条第三項において準用する同法第五条第二項の規定による自ら及び所属職員の部分休業の承認の取消し

四 職員の修学部分休業に関する条例第四条の規定による自ら及び所属職員の修学部分休業の承認の取消し

五 職員の高齢者部分休業に関する条例に関する次のこと（自ら及び所属職員に係るものに限る。）。

1 第五条の規定による高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮

2 第六条の規定による高齢者部分休業の休業時間の延長

六 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に関する次のこと。

1 第五条の規定による自ら及び所属職員の週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振りの変更

2 第七条の三第一項の規定による所属職員の超勤代休時間の指定

3 第九条第一項の規定による自ら及び所属職員の代休日の指定

七 第十六条の規定による自ら及び所属職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び無給休暇の承認（知事戦略公室長の専決に係るものを除く。）
職員の勤務時間、休日及び休暇に関

3 第十六条の規定による自ら及び統括監等の職の職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び無給休暇の承認 4 第十六条の規定による所属職員（統括監等の職の職員を除く。）の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第十条第一項に規定する特定病気休暇（連続して六十日を超えるものに限る。）及び同規則第十二条第三項に規定する特定介護日数に係る介護休暇の承認 七 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第五条の二第二項、第五条の三第二項及び第五条の五第二項の規定による通知（自ら及び統括監等の職の職員に係るものに限る。） 八 徳島県職員の勤務発明等に関する規則第七条の規定による特許の出願 九 徳島県職員服務規程に関する次のこと（自ら及び統括監等の職の職員に係るものに限る。）。 1 第五条第一項の規定による勤務時間等の指定 2 第十条第一項の規定による出張の命令、同条第二項の規定による出張日程の変更の指示及びその事後承認並びに同条第三項の規定による復命の受理及びその省略の承認 十 職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第一項第五号の規定による職務に専念する義務の免除の承認（役員又は職員の地位を兼ね、その地位に属する事務に従事しようとする団体等を所管する場合に限る。） 十一 徳島県職員研修規程第十五条第一項の規定による職場研修の実施 十二 所属職員の勤務配置及び事務分担の決定 十三 別表第三財務関係事項その一の表部長の欄に掲げる事項	する規則第五条の二第二項、第五条の三第二項及び第五条の五第二項の規定による通知（自ら及び所属職員に係るものに限る。） 八 徳島県職員服務規程に関する次のこと（自ら及び所属職員に係るものに限る。）。 1 第五条第一項の規定による勤務時間等の指定 2 第八条の規定による勤務時間中の外出の承認 3 第九条の規定による時間外勤務の命令 4 第十条第一項の規定による出張の命令、同条第二項の規定による出張日程の変更の指示及びその事後承認並びに同条第三項の規定による復命の受理及びその省略の承認 九 別表第三財務関係事項その一の表課長の欄に掲げる事項 十 別表第三財務関係事項その二の課長の専決事項 十一 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（知事戦略公室に所属する職員に限る。）の指定
---	--

十四 別表第三財務関係事項その二の部の
長の専決事項

別表第四の四 局長の専決事項（第七条の三関係）

一 別表第三一般的事項の表部長の欄に掲げる事項

二 地方公務員法に関する次のこと。

1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（重要な職に係るものに限る。）

2 第二十六条の二第一項の規定による自ら及び副局長その他の局に置かれる職（以下この表において「副局長等の職」という。）の職員の修学部分休業の承認

3 第二十六条の三第一項の規定による自ら及び副局長等の職の職員の高齢者部分休業の承認

4 第三十四条第二項の規定による自ら及び所属職員並びに過去に局の長又は所属職員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に係る事項を發表する場合の許可（所掌事務に係る職務上の秘密に係るものに限る。）

5 第五十五条第五項の規定による職員団体との交渉の取決め及び当局の交渉する者の指名（その権限に属する事項に限る。）並びに同条第九項の規定による職員団体との書面による協定の締結（その権限に属する事項に限る。）

三 地方公務員の育児休業等に関する法律第十九条第一項の規定による自ら及び副局長等の職の職員の部分休業の承認並びに同条第三項において準用する同法第五条第二項の規定による自ら及び副局長等の職の職員の部分休業の承認の取消し

四 職員の修学部分休業に関する条例第四条の規定による自ら及び副局長等の職の職員の修学部分休業の承認の取消し

五 職員の高齢者部分休業に関する条例に関する次のこと（自ら及び副局長等の職の職員に係るものに限る。）。

1 第五条の規定による高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮

2 第六条の規定による高齢者部分休業の休業時間の延長

六 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例に関する次のこと。

1 第五条の規定による自ら及び副局長等の職の職員の週休日の振替又は四時間の勤務時間の割振りの変更

2 第七条の三第一項の規定による副局長等の職の職員の超勤代休時間の指定

3 第九条第一項の規定による自ら及び副局長等の職の職員の代休日の指定

4 第十六条の規定による自ら及び副局長等の職の職員の病気休暇、特別休暇、介護休暇及び無給休暇の承認

七 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第五条の二第二項、第五条の三第二項及び第五条の五第二項の規定による通知（自ら及び副局長等の職の職員に係るものに限る。）

八 徳島県職員の勤務発明等に関する規則第七条の規定による特許の出願

九 徳島県職員服務規程に関する次のこと（自ら及び副局長等の職の職員に係るものに

限る。）。

1 第五条第一項の規定による勤務時間等の指定

2 第十条第一項の規定による出張の命令、同条第二項の規定による出張日程の変更の指示及びその事後承認並びに同条第三項の規定による復命の受理及びその省略の承認

十 職務に専念する義務の特例に関する規則第二条第一項第五号の規定による職務に専念する義務の免除の承認（役員又は職員の状態を兼ね、その地位に属する事務に従事しようとする団体等を所管する場合に限る。）

十一 徳島県職員研修規程第十五条第一項の規定による職場研修（局において実施することが適当な研修に限る。）の実施

十二 別表第三財務関係事項その一の表部長の欄に掲げる事項

十三 別表第三財務関係事項その二の部長の専決事項

別表第四の五第二号の1中「自ら及び」を削る。

別表第五中「、第八条の四」を削り、同表知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第一号の4中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改め、同表会計管理者の権限に属する事項の表会計課長の欄第四号の24中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第十九号中「商工労働観光部長」を「観光スポーツ文化部長」に改め、同表徳島県東部農林水産局長の項第四号を次のように改める。

四 森林法に関する次のこと。

1 第二十七条第一項の規定による保安林の指定又は指定の解除の申請

2 第三十一条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採又は土石の採掘等の禁止

3 第八十八条第二項の規定による当該職員による立入測量若しくは実地調査、標識の建設又は立木竹の伐採

別表第六徳島県東部農林水産局長の項第九号及び第十号中「農林水産部スマート林業課長」を「農林水産部林業振興課長」に改め、同項第十一号及び第十二号中「農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課長」を「農林水産部鳥獣対策・里山振興課長」に改め、同項第十四号中「危機管理環境部グリーン社会推進課長」を「生活環境部サステナブル社会推進課長」に改め、同表徳島県東部県土整備局長の項第三十九号を第四十号とし、同項第三十八号中「県土整備部河川整備課長及び運輸政策課長」を「県土整備部河川政策課長及び港湾政策課長」に改め、同号を同項第三十九号とし、同項第三十七号を第三十八号とし、同項第三十六号中「県土整備部運輸政策課長」を「県土整備部港湾政策課長」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の規定による家庭裁判所に対する請求並びに同条第二項及び第五項の規定による地方裁判所に対する請求

別表第六の三中徳島県立保健製薬環境センター所長の項を削り、徳島県自治研修センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県文化の森振興センター所長

- 一 別表第三一般的事項の表課長の欄に掲げる事項
- 二 別表第三服務関係事項の表課長の欄に掲げる事項
- 三 別表第三財務関係事項その一の表課長の欄に掲げる事項
- 四 別表第三財務関係事項その二の課長の専決事項

徳島県立文書館長

- 一 徳島県公文書等の管理に関する条例に関する次のこと。

- 1 第八条第三項の規定による移管の要求
- 2 第十二条第四項の規定による目録の作成及び公表
- 3 第十五条第二項の規定による補正の要求
- 4 第十六条第一項及び第二項の規定による決定及び利用請求者への通知
- 5 第十七条第二項の規定による期間の延長及び利用請求者への通知
- 6 第十八条の規定による利用請求者への通知
- 7 第十九条第一項から第三項までの規定による意見書を提出する機会の付与及び同条第四項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 8 第二十三条第一項の規定による徳島県情報公開・個人情報保護審査会への諮問
- 9 第二十七条の規定による特定歴史公文書等の廃棄
- 10 第二十八条の規定による特定歴史公文書等の保存及び利用の状況の公表

- 二 徳島県特定歴史公文書等の利用に関する規則（令和五年徳島県規則第四十号）に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による文書の受入れの決定
- 2 第十八条第四項の規定による閲覧の中止の決定又は禁止
- 3 第二十五条の規定による貸出しの決定

徳島県立保健製薬環境センター所長

- 一 大気汚染防止法に関する次のこと。

- 1 第二十三条第一項の規定による一般への周知等
- 2 第二十六条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査
- 二 水質汚濁防止法第二十二条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査及び同条第二項の規定による報告の徴収
- 三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第十一条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査

- 四 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第三十条第二項の規定による職員による立入検査又は質問

別表第六の三徳島県こども女性相談センターの長の項第二号中「第三十八条」を「第三十八条本文」に、「実地の検査」を「実地検査及び同条ただし書の規定による児童福祉施設の実地検査に代えてする報告の徴収又は当該職員による確認」に改め、同表徳島県文化の森振興センター所長の項を削り、同表徳島県精神保健福祉センター所長の項第一号の1中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同号の3中「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を削り、同表徳島県産業人材育成センター所長の項を削り、同表徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター所長の項に次の一号を加える。

三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の規定による家庭裁判所に対する請求並びに同条第二項及び第五項の規定による地方裁判所に対する請求

別表第七中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 漁港及び漁場の整備等に関する法律に関する次のこと（徳島県南部総合県民局長に限る。）。

1 第四十四条第一項の規定による漁港施設の貸付け

2 第六十六条第一項の規定による漁港施設とみなされる施設の指定並びに同条第二項の規定による報告及び当該施設の所有者又は占有者への通知

別表第七中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、第三十七号を削り、第三十八号を第三十六号とし、第三十九号から第五十号までを二号ずつ繰り上げ、同表第五十一号の4を削り、同号を同表第四十九号とする。

別表第九中「経営戦略部長」を「企画総務部長」に改める。

別表第十中「課長等」を「課長」に改め、同表教育委員会事務局の各課（室を含む。）の項の項名中「（室を含む。）」を削る。

別表第十二警務部会計課の項警察本部長の欄中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 徳島県警察本部が所管する施設において使用する電気の調達に関する入札の執行及び長期継続契約の締結（重要なものに限る。）

別表第十二交通部交通指導課の項を次のように改める。

交通部 交通指 導課		一 徳島県警察関係手数料条例第二 条の規定による手数料の徴収（同 条例別表第一の五十二の項から五 十三の六の項までの事務に係るも のに限る。）
高速 道路 交通 警察 隊		二 徳島県警察関係手数料条例に関 する次のこと。 1 第二条の規定による手数料の 徴収（別表第一の五十四の項の 事務に係るものに限る。） 2 第五条の規定による手数料の 免除（別表第一の五十四の項の 事務に係るものに限る。）

別表第十二交通部高速道路交通警察隊の項を削る。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。